

令和7年度の業務実績に関する自己評価書

令和8年6月

独立行政法人 造幣局

法人番号 6120005008509

様式 3-1-1 行政執行法人 年度評価 自己評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人造幣局	
評価対象事業年度	年度評価	令和7年度
	主務省令期間	令和7年度～令和11年度
2. 評価の実施に関する事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・評価の実施に当たっては、「造幣局における事業運営の統制及び継続的改善に関する基本規程」第6条の規定に基づき、理事会における審議を経て自己評価を決定し、財務大臣への提出に先立って監事による調査を受けた。 		
3. その他評価に関する重要事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 		

様式 3-1-2 行政執行法人 年度評価 自己評価総合評定

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、 D)	B：全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成している。	(参考) 主務省令期間における総合評定の状況			
		7年度	8年度	9年度	10年度
		B			
評定に至った理由	・項目別評定は、重要度・困難度の高い3項目を含め6項目がA、18項目がBであり、全体として事業計画における所期の目標を達成していることを総合的に勘案して、全体の評定をBとした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・貨幣の製造については、通常貨幣及び記念貨幣を、引き続き徹底した品質管理及び製造工程管理の下、確実に製造するなど、財務大臣が製造計画で定めた貨幣の数量全てを納期までに確実に納品した。また、偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発について、着実に実施した。 ・通貨当局との密接な連携による貨幣に対する信頼の維持・向上の取組等については、昭和61年銘の天皇陛下御在位60年記念1万円銀貨幣の真偽鑑定について、新たな鑑定手法を開発し、鑑定業務を速やかに行える体制を整えた。 ・国民に対する情報発信については、博物館及び工場見学に係るアンケートにおいて目標値を120%以上達成していることに加え、桜の通り抜け等のイベントの機会を活用し、造幣局と国民が直接触れ合う機会を幅広く提供した。さらに、さいたま支局が埼玉県知事より地域に開かれた他の規範となる工場として「彩の国工場」に指定されたほか、造幣局公式YouTubeチャンネルにおいて造幣博物館の特別展を紹介する動画等を配信するなど、情報発信強化に資する取組を推進した。 ・勲章等の製造については高度な品質管理が求められるところ、決められた数量を納期までに確実に製造し、納品した。 ・環境保全については、温室効果ガス排出量の削減において目標値を大幅に上回る削減を達成した。あわせて、大阪府から「おおさか気候変動対策賞特別賞（脱炭素化ランク ゴールド）」を受賞するとともに、広島市から「評価ランク AA の優良事業者」として公表されるなど、高い評価を得た。 ・令和7年7月に判明した当局職員による回収貨幣の持ち出し事案を踏まえ、再発防止策を速やかに講じ、確実に実施している。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	・特になし。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	・特になし。
その他改善事項	・特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・貨幣製造については、歩留率に課題を残しつつも貨幣製造計画に基づき計画通りに達成し、記念貨幣等の売上増加に伴う国庫納付の増加に貢献したことを評価。また、長期ビジョン2033のロードマップに沿って、種々の取組みが着実に遂行されていることも評価。 ・広島支局における不祥事を踏まえ、組織として迅速かつ適確な再発防止策の厳格な実施が重要であり、可能な取組みから確実に実施し、中期的な取組みも含めその進捗状況を引き続き注視していく。
その他特記事項	・特になし。

様式3-1-3 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評価総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1. 貨幣製造事業	A	/	/	/	/		
（1）財務大臣の定める製造計画の確実な達成	<u>A</u> ○					I-1-(1)	
（2）通貨当局との密接な連携による貨幣に対する信頼の維持・向上の取組等	A					I-1-(2)	
（3）国民に対する情報発信	A					I-1-(3)	
（4）偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発	<u>A</u> ○					I-1-(4)	
（5）外国貨幣等の受注、製造	B					I-1-(5)	
2. その他の事業	B						
（1）勲章等及び金属工芸品の製造等	<u>A</u> ○					I-2-(1)	
（2）貨幣の販売	B					I-2-(2)	
（3）貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務	B					I-2-(3)	
II. 業務運営の効率化に関する事項							
1. 組織体制、業務等の見直し							
（1）組織の見直し	B	/	/	/	/	II-1-(1)	
（2）業務の効率化	B					II-1-(2)	

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考				
	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度						
III. 財務内容の改善に関する事項											
予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保	B	/	/	/	/	III					
短期借入金の限度額	—					IV					
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	—					V					
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—					VI					
IV. その他業務運営に関する重要事項											
1. ガバナンス強化に向けた取組											
（1）内部統制に係る取組	B	/	/	/	/	VII-1-(1)					
（2）コンプライアンスの確保	B					VII-1-(2)					
（3）リスクマネジメントの強化	B					VII-1-(3)					
（4）個人情報の確実な保護等への取組	B					VII-1-(4)					
（5）情報セキュリティの確保	B					VII-1-(5)					
（6）警備体制の維持・強化	B					VII-1-(6)					
2. 人事管理	B					VII-2					
3. 施設及び設備に関する計画	B					VII-3					
4. 保有資産の見直し	B					VII-4					
5. 職場環境の整備											
（1）労働安全の保持	B○					/	/	/	/	VII-5-(1)	
（2）健康管理の充実	B									VII-5-(2)	
（3）職務意識の向上・組織の活性化	B									VII-5-(3)	
6. 環境保全	A	VII-6									
7. 積立金の使途	—	VII-7									

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付している。
 ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引いている。
 ※3 主務省令期間で経年表示している。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 セグメント別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	貨幣製造事業		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4-1-1 通貨の円滑な供給 施策4-1-2 偽造通貨対策の推進 施策4-1-3 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行 施策4-1-4 貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理 施策4-1-5 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人造幣局法第11条第1項第1号、第2号、第3号、第7号及び第2項 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第4条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 I-1-(1)、I-1-(4) 【困難度：高】 I-1-(1)、I-1-(4)	関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和7年度事前分析表〔総合目標4〕 令和7年度事前分析表〔政策目標4-1〕 令和7年度行政事業レビューシート予算事業ID：001377

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
I-1-(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成														
故障による通常貨幣製造設備(溶解・圧延設備)の停止時間	停止時間	過去5年平均以下	7年度：22.0時間	0.0時間						売上高(百万円)	28,253			
【参考】 故障による通常貨幣製造設備(圧穿機、圧印機)の停止件数	停止件数			0件						売上原価(百万円)	23,110			
製造計画達成度	製造計画達成度(%)	100%	100%	100%						販売費及び一般管理費(百万円)	4,496			
納期達成率	納期達成率(%)	100%	100%	100%						営業費用(百万円)	27,605			
500円貨幣並びに100円貨幣及び10円貨幣の一貫工業の歩留	500円貨幣(%)	過去に同じ仕様で製造した500円貨幣の実績平均値以上	34.6%	38.4%						営業利益(百万円)	648			
	100円貨幣(%)	過去5年平均以上	7年度：51.4%	48.9%						従事人員数(各年度4月1日現在)	263人			
	10円貨幣(%)		7年度：52.7%	53.6%										
注) 上記の財務情報は、貨幣製造事業セグメントの金額を記載。 従事人員数は貨幣製造事業に直接従事する常勤職員数を記載。														

保証品質達成率	保証品質達成率 (%)	100%	100%	100%					
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	情報漏えい等の発生の有無	発生無し	発生無し	発生無し					
地金の亡失の有無	地金の亡失の有無	亡失無し	亡失無し	亡失無し					
I-1-(2) 通貨当局との密接な連携による貨幣に対する信頼の維持・向上の取組等									
【参考】現金取扱機器の製造事業者等への情報提供	情報交換の実施回数			3回					
【参考】偽造動向や貨幣全般に係る的確な情報収集・通貨当局への情報提供	セキュリティレポートの提出の有無			提出有り					
【参考】国際協力への対応	対応回数			5回					
I-1-(3) 国民に対する情報発信									
【参考】博物館の展示及び特別展示等の充実	博物館来場者数			135,042人					
	特別展示等の開催・他の展示会への出展回数			11回					
博物館におけるアンケート結果	博物館におけるアンケート結果	5段階評価で平均評価3.5超	3.5	4.5					
【参考】ホームページの充実	アクセス数			4,362,779件					
	更新回数			1,213回					
工場見学者アンケート結果	工場見学者アンケート結果	5段階評価で平均評価3.5超	3.5	4.5					
【参考】国民に対する情報発信の充実	出張講演等の実績回数			11回					
I-1-(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発									
研究開発計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り					
研究開発活動の成果	終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る	終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当	終了案件に費やした費用	(費やした費用) 357百万円 (費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計)					

		該費用の合計を上回る		532 百万円				
I-1-(5) 外国貨幣等の受注、製造								
【参考】 外国貨幣等の受注	受注件数及び受注金額			0 件				
納品達成度	納品達成度 (%)	100%	100%	—				
製造代金回収率	製造代金回収率 (%)	100%	100%	—				

(※) 受注金額については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 4 号ト及び発注者との取り決めにより非公表。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
				<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>「貨幣製造事業」については、全 5 項目中、重要度・困難度の高い「財務大臣の定める製造計画の確実な達成」及び「偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発」を含む 4 項目が「A」評価であり、その他の 1 項目も「B」評価であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>以上のことから、「貨幣製造事業」については、全体として事業計画における所期の目標を達成していることに加え、重要度・困難度の高い 2 項目が「A」評価であることを考慮し、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
貨幣製造事業に関する年度目標、事業計画及び業務実績については、以下の各項目において詳細を記載。				

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(1)	財務大臣の定める製造計画の確実な達成		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4-1-1 通貨の円滑な供給 施策4-1-2 偽造通貨対策の推進 施策4-1-3 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行 施策4-1-4 貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人造幣局法第11条第1項第1号及び第2号 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第4条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】貨幣について、財務大臣の定める製造計画を確実に達成し貨幣を円滑に供給することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 【困難度：高】高度な偽造防止技術を搭載した貨幣を、高い品質が均一に保たれた状態で大量生産し、財務大臣の定める製造計画を達成するとともに、財務省との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質管理及び製造工程管理が求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和7年度事前分析表〔総合目標4〕 令和7年度事前分析表〔政策目標4-1〕 令和7年度行政事業レビューシート予算事業ID:001377

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット(アウトカム)情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
故障による通常貨幣製造設備(溶解・圧延設備)の停止時間	停止時間	過去5年平均以下	7年度:22.0時間	0.0時間	/	/	/	/	売上高(百万円)	28,253	/	/	/	/
【参考】故障による通常貨幣製造設備(圧穿機、圧印機)の停止件数	停止件数	/	/	0件					売上原価(百万円)	23,110				
製造計画達成度	製造計画達成度(%)	100%	100%	100%					販売費及び一般管理費(百万円)	4,496				
納期達成率	納期達成率(%)	100%	100%	100%					営業費用(百万円)	27,605				
500円貨幣並びに100円貨幣及び10円貨幣の一貫工業の歩留	500円貨幣(%)	過去に同じ仕様で製造した500円貨幣の実績平均値以上	34.6%	38.4%					営業利益(百万円)	648				
	100円貨幣(%)	過去5年平均以上	7年度:51.4%	48.9%					従事人員数(各年度4月1日現在)	263人				
	10円貨幣(%)		7年度:52.7%	53.6%										

注) 上記の財務情報は、貨幣製造事業セグメントの金額を記載。
従事人員数は貨幣製造事業に直接従事する常勤職員数を記載。

保証品質達成率	保証品質達成率 (%)	100%	100%	100%			
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	情報漏えい等の発生の有無	発生無し	発生無し	発生無し			
地金の亡失の有無	地金の亡失の有無	亡失無し	亡失無し	亡失無し			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>貨幣の製造について、以下の取組を行う。</p> <p>① 費用対効果を勘案した設備投資等を行うことにより、製造体制の合理化、効率化を図るとともに、保守点検を的確に行うことにより、設備を安定的に稼働させる。また、品質管理及び製造工程管理を徹底し、高品質で均質な製品を確実に製造する。</p> <p>これらの取組により、財務大臣の定める製造計画を確実に達成するとともに財務省との契約を確実に履行する。</p>	<p>純正画一な貨幣を、財務大臣の定める納期までに納品し、貨幣製造計画を確実に達成するため、以下のとおり取り組みます。</p> <p>① 製造体制の合理化、効率化を図るため、作業の進捗管理、在庫管理等については、生産管理システム及びERPシステムの運用により、期日管理を含めた生産管理体制の一層の充実強化を行います。また、費用対効果を勘案したうえで、事業の継続性を確保するため、計画的に設備投資を行うとともに、効果等の検証を徹底し、製造体制の一層の効率化を図ります。</p> <p>さらに、保守点検を的確に行い、通常貨幣製造に用いる溶解・圧延設備の停止時間や、圧穿機、圧印機の停止件数の抑制を図るなど、設備を安定的に稼働させるよう努めます。</p> <p>また、純正画一な貨幣の製造を行うため、品質マネジメントシステムの国際規格である ISO9001 を活用し、品質管理体制を充実します。</p> <p>これらの取組を通じて、貨幣を安定的かつ確実に製造し、財務大臣の定める貨幣製造計画を確実に達成します。</p> <p>さらに、不良品の発生等、製造工程上のトラブルが発生した場合には、原因の究明、対応策の検討、製造工程</p>	<p><その他の指標> ○設備投資の的確な実施</p> <p><その他の指標> ○設備の保守点検の的確な実施</p> <p><その他の指標> ○品質管理の改善に向けた取組</p>	<p><主要な業務実績> 設備投資に当たっては、理事会や設備投資検証会議における厳格な審査に基づき行うこととし、1件1億円以上の案件については、理事会において投資の必要性、金額、投資効果等を事前審議した。設備投資の実施に当たっては、設備投資検証会議において、事前に実施した理事会での検討結果に沿ったものとなっているか検証のうえ実行し、令和8年2月の設備投資検証会議で、投資目的の達成度等の投資効果や投資案件の進捗状況等について、事後評価及び中間報告を実施した。</p> <p>上記のとおり貨幣製造に係る設備投資を的確に行い、全ての製造工程において、設備の操作職員による自主保全、保全部門職員が行う予防保全に重点を置き、以下のとおり設備の維持管理に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常の自主点検及び定期的な部品交換等の実施について、保全部門職員と設備の操作職員との相互間で情報を共有し、水平展開を図った。 ・本支局の保全部門の技術交流会を実施し、技術・情報の共有化を図った。 <p>さらに、故障発生時における迅速な対応が可能となるよう、日頃から職員の技能向上に努める一方で、過去の故障実績を基に故障が多い箇所や部品の抽出を行い、作業上重要な予備部品の事前調達を徹底した。</p> <p>生産管理システム及びERPシステムを活用し、工程ごとの製造作業等の進捗状況や在庫数量に係るデータをロット単位等で細かく収集・分析することにより、生産管理を徹底した。また、ISO9001を</p>	<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>設備投資に当たっては、理事会や設備投資検証会議において投資効果等を検証したうえで実施した。</p> <p>貨幣の製造については、自主保全及び予防保全の充実に取り組み、生産管理システム及びERPシステムの活用による生産管理を徹底するとともに、厳格な品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造し、さらに作業計画の変更や人員配置を柔軟かつ機動的に行った結果、財務大臣の定める貨幣製造計画に従い6億172.3万枚の貨幣を製造して計画を達成し、納入後の返品がなかったことは高く評価できる。</p> <p>自主保全及び予防保全に努め、故障の低減に取り組んだ結果、故障による溶解・圧延設備の停止時間が0時間となり目標である過去5年平均を下回り、故障による圧穿機、圧印機の停止はなかった。</p> <p>500円貨幣並びに100円貨幣及び10円貨幣の一貫工業の歩留については、各製造工程の歩留の把握と不良原因の分析を行い、その情報を各製造工程にフィードバックし、歩留向上に努めたもの</p>

	<p>へのフィードバック等の一連の対応を迅速に実施し、500 円貨幣の歩留の実績が過去に同じ仕様で製造した500 円貨幣の実績平均値以上、100 円貨幣及び10 円貨幣の一貫工業の歩留の実績が過去5年平均以上となるよう取り組みます。</p>	<p><主な定量的指標> ○故障による通常貨幣製造設備（溶解・圧延設備）の停止時間（過去5年平均以下） <その他の指標> ○故障による通常貨幣製造設備（圧穿機、圧印機）の停止件数（参考指標：停止件数） <主な定量的指標> ○製造計画達成度（100%） ○納期達成率（100%）</p>	<p>活用し、不良品の発生等、製造工程上のトラブルが発生した場合には、原因の究明、対応策の検討、製造工程へのフィードバック等の一連の対応を迅速に行うなど、厳格な品質管理のもと、純正画一な貨幣の製造を行い、外注材料についても業者への適切な指導を行うことにより品質管理の徹底に努めた。</p> <p>（注）ERP Enterprise Resource Planning の略で、企業全体の経営資源を有効かつ総合的に計画・管理し、経営の効率化を図るための手法・概念を指す。</p> <p>（注）ISO9001 国際標準化機構（ISO）が策定した品質に関するマネジメントシステム規格。顧客や社会などが求めている品質を備えた製品やサービスを供給者が常に届けるための仕組みについて規定している。</p> <p>設備投資を的確に行いつつ、上記の「設備の保守点検の的確な実施」に記載のとおり、自主保全及び予防保全に努め、故障の低減に取り組んだ結果、故障による溶解・圧延設備の停止時間については0.0時間となり、過去5年平均22.0時間を下回った。</p> <p>また、故障による圧穿機、圧印機の停止件数については、始業・終業点検及び法定点検（動力プレス機械特定自主検査）を確実に行った結果、0件となった。</p> <p>令和7年度においては、通常貨幣を引き続き徹底した品質管理及び製造工程管理の下、確実に製造し、納品した。</p> <p>記念貨幣については、2025年日本国際博覧会記念一万円金貨幣（第三次発行）、2025年日本国際博覧会記念貨幣コンプリートセット（一万円金貨1種、千円銀貨3種、五百円バイカラー・クラッド貨幣1種）、国立公園制度100周年記念貨幣（阿寒摩周国立公園、大雪山国立公園、中部山岳国立公園、日光国立公園、阿蘇くじゅう国立公園）を確実に製造し、納品した。</p> <p>以上を含め、作業計画の変更や人員配置を柔軟かつ機動的に行うこと等により、財務大臣の定める貨幣製造計画に従って6億172.3万枚の貨幣について、定められた納期までに確実に製造し、全品検査に合格した上で納品した。</p> <p>なお、令和8年度以降に発行する国立公園制度100周年記念貨幣、第20回アジア競技大会記念貨幣、第5回アジアパラ競技大会記念</p>	<p>の、100 円貨幣について目標である過去5年の平均値を下回った。これは、作業時の装置設定誤りにより材料の品質が低下して不良品が発生したこと、及び令和7年度の製造枚数が過去5年の平均に比べて大幅に減少した影響により1日当たりの機械の稼働時間が減少し、製造効率が低い稼働直後の時間が相対的に増加したことが主な要因である。なお、装置設定誤りの再発防止策として、装置の設定変更時の確認手順を見直し、設定値の確認に加えて試運転を実施し、材料の実測値が設定値と一致することを確認した上で、その結果を記録として保存する運用に改めているため、今後同様の事態は発生しない体制となっている。</p> <p>貨幣製造計画の変更に対応できる柔軟で機動的な体制を維持した結果、令和7年4月、6月、9月及び令和8年1月、計4回の貨幣製造契約の変更に対応した。</p> <p>情報及び物品の管理を万全に行い、新たな情報漏えい、紛失・盗難の発生はなく、地金の亡失もなかった。</p> <p>当局職員による回収貨幣の持ち出し事案の発生原因等については、令和6年度の自己評価書において同年度の業務実績として記載のうえ、主務大臣の評価を受けている。そのうえで令和7年度では、再発防止及び組織力強化等に関する検討委員会等において検討を行い、二度とこのような事態を招かないよう、再発防止策を講じ、確実に実施している。</p> <p>以上のことから、「財務大臣の定める製造計画の確実な達成」については、100 円貨幣の一貫工業の歩留は目標である基準値を下回ったものの、その要因は装置設定誤り及び令和7年度の製造枚数</p>
--	--	--	--	--

		<p><主な定量的指標> ○500円貨幣の歩留 (過去に同じ仕様で製造した500円貨幣の実績平均値以上) ○100円貨幣及び10円貨幣の一貫工業の歩留(過去5年平均以上)</p> <p><主な定量的指標> ○保証品質達成率(100%)</p>	<p>貨幣及び昭和100年記念貨幣に関しては、機動的な人員体制によって、確実な製造に対応すべく取り組んでいる。</p> <p>財務大臣の定めた令和7年度の貨幣製造計画並びに令和6年度及び令和7年度の製造実績は、別紙1表1を参照。</p> <p>また、令和7年度では、財務省からの要請に従い、ニッケル黄銅回収貨幣に白銅回収貨幣又は青銅回収貨幣を合わせた铸つぶしを開始した。</p> <p>歩留については、日々における各製造工程の歩留の把握と不良原因の分析を行い、その情報を各製造工程にフィードバックし、歩留向上に努めた。</p> <p>500円貨幣の歩留は、38.4%となり、過去に同じ仕様で製造した500円貨幣の実績平均値34.6%を上回った。</p> <p>100円貨幣の一貫工業の歩留は、48.9%となり、過去5年の平均値51.4%を下回った。この主な要因は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不良品の発生時に原因の調査を行ったところ、材料を溶解する工程において装置の設定を誤り、これにより材料の品質が低下して不良品が生じたため、歩留の低下が生じたことが判明した。このため、今後は装置設定誤りを発生させない対策として、装置の設定変更画面を分かりやすく改善するとともに確認手順を見直し、設定値の確認を確実にを行うことに加えて試運転を実施し、材料の実測値が設定値と一致することを確認した上で、その結果を記録として保存する運用に改めることで、再発防止に万全を期した。 100円貨幣の一貫工業の製造枚数について、令和7年度は過去5年の平均に比べて大幅に減少した影響により、1日当たりの機械の稼働時間が減少し、製造効率が低い稼働直後の時間が相対的に多くなったことにより、歩留の低下が生じた。 <p>10円貨幣の一貫工業の歩留は、53.6%となり、過去5年の平均値52.7%を上回った。</p> <p>なお、貨幣製造枚数が減少していることで、不良品が発生した際の歩留への影響がこれまで以上に大きくなっていることから、歩留向上に資するよう、常に工程間の連絡・調整を密に行い、不良品発生時には迅速に対応・復旧できる体制をとっている。</p> <p>(参考) 500円貨幣、100円貨幣及び10円貨幣の一貫工業の各工程歩留は、別紙1表2を参照。</p> <p>IS09001の活用による品質管理の徹底に努めた結果、局内試験規程に基づく検査及び財務省へ貨幣を納品する際に行われる財務局による検査において全ての貨幣が合格し、納品後の返品はなかった。</p>	<p>の大幅な減少によるものであり、要因の分析及び前者については再発防止の取組が既の実施されていることから歩留の向上に努めていると認められ、その他の定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることに加え、当該項目の困難度が高いことを考慮し、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	---	--	--

<p>② 製造計画の変更や災害等不測の事態が生じた際に最善の結果が得られるよう、柔軟な製造体制を確保し、具体的事案の発生時には機動的に対応する。</p> <p>③ 情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。さらに、財務大臣から委託された地金の保管業務を確実に実施する。</p>	<p>② 製造計画の変更や災害等不測の事態が生じた際に最善の結果が得られるよう、柔軟で機動的な製造体制を確保し、当初予見し難い製造計画の変更等にも的確に対応します。</p> <p>③ 国民や社会からの信頼を維持するため、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないよう情報の管理及び物品の管理を万全に行います。</p> <p>また、財務大臣から保管を委託されている貨幣回収準備資金に属する地金（引換貨幣及び回収貨幣を含む。）については、職員が回収貨幣を不正に持ち出した事案を踏まえ、管理者等による作業遂行状況の確実な把握等管理体制全般の徹底・強化を図るとともに、万全の注意を払い、適切な管理及び確実な保管を行い、保管地金の亡失ゼロに向けて取り組みます。</p>	<p><その他の指標></p> <p>○製造計画変更への対応に備えた体制の維持</p> <p>○具体的事案発生時の的確な対応</p> <p><主な定量的指標></p> <p>○情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p> <p><主な定量的指標></p> <p>○地金の亡失の有無</p>	<p>また、令和7年11月に実施された第154次製造貨幣大試験において、執行官である高橋財務大臣政務官より令和6年度及び令和7年度製造の通常貨幣及び記念貨幣について、「基準を満たし、適正」である旨の執行結果確認宣言が行われた。</p> <p>貨幣製造計画に対応した作業量に応じて、貨幣極印製造工程から通常貨幣製造工程及びプレミアム貨幣製造工程へ配置換するなど、人員配置を柔軟かつ機動的に行った。</p> <p>また、令和7年度に輸納された回収貨幣は、全て受け入れを行った。</p> <p>このほか、現場職員が外部研修や作業を遂行する中で、熟練した職員が指導者となって行うOJT（職場内教育）及び本支局間の技術交流により、専門知識の習得及び技術の向上を図る等、製造計画の変更に対応できる機動的な体制の整備に努め、令和7年4月、6月、9月及び令和8年1月、計4回の貨幣製造契約の変更に的確に対応した。</p> <p>国家機密としての性格を有する偽造防止技術に関する情報は、流出すれば真貨に近い偽貨の製造が可能となり、貨幣に対する信頼に深刻な影響を与えかねないものであることから、電子情報については外部とは遮断された専用のネットワーク・システムを使用し、また、文書については所定の書庫に施錠のうえ厳重保管する等、情報の管理を万全に行った。</p> <p>また、製造工程においては、工程間での物品の移動に際しての数量管理の徹底や、工場等への入退室の際は個人認証システムにより入退室者の照合確認を行う等、厳格なセキュリティチェック等に取り組んだ。</p> <p>上記の事項を確実に実行したことにより、新たな情報漏えい、紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>財務大臣から保管を委託された貨幣回収準備資金に属する地金（引換貨幣及び回収貨幣を含む。）については、次の事項に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地金保管庫等における施錠・警報装置の確認及び個人認証システム等により入退室者をチェックすること。 ・日々の地金の入出庫を常に帳票等で把握し、受払いごと及び月末に保管地金の在庫確認を行うこと。 ・財務省（財務局）により毎月及び年度末に実施される保管地金の確認検査に合格すること。 <p>上記の事項を確実に実行したことにより、新たな保管地金の亡失はなかった。</p> <p>令和7年7月に判明した当局職員による回収貨幣の持ち出し事</p>	
---	--	--	--	--

		<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画的に設備投資を行うとともに、保守点検を的確に行い、通常貨幣製造に用いる溶解・圧延設備の停止時間や、圧穿機、圧印機の停止件数の抑制を図っているか。 ○貨幣を安定的かつ確実に製造し、財務大臣の定める貨幣製造計画を確実に達成しているか。 ○品質管理体制を充実させ、引き続き純正画一な貨幣の製造を行い、返品が無いことを維持しているか。 ○500円貨幣の歩留が過去に同じ仕様で製造した500円貨幣の実績平均値以上、100円貨幣及び10円貨幣の一貫工業の歩留の実績が過去5年平均以上となるよう取り組んでいるか。 ○製造計画の変更等にも的確に対応できる体制を確保しているか。 ○情報漏えい、紛失・盗難発生及び地金の亡失を防いでいるか。 	<p>案を踏まえ、管理者等による作業遂行状況の確実な把握等管理体制全般の徹底・強化に向け、次のとおり再発防止策を速やかに講じ、確実に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収貨幣等の物品管理の徹底及び同様の事案の発生を未然に防止するため、作業手順や関係規程の見直しを行った。 ・回収貨幣開封作業担当専任の総括責任者を配置し、当該責任者が作業室での開封作業に常時立ち合い、補助者と管理業務を行うとともに、作業日誌の特記事項欄に作業の異常を詳細に記述することとした。 ・管理者が現場を巡視し日々の業務の遂行状況等を把握するとともに、総括責任者等の管理状況を確認し、記録を行うこととした。 ・各職員に対し、作業手順や関係規程の意義や目的を周知し理解させることで自分事化させ、遵守の徹底を促した。 	
--	--	---	---	--

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(2)	通貨当局との密接な連携による貨幣に対する信頼の維持・向上の取組等		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4-1-2 偽造通貨対策の推進 施策4-1-3 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人造幣局法第11条第1項第3号及び第7号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和7年度事前分析表〔総合目標4〕 令和7年度事前分析表〔政策目標4-1〕 令和7年度行政事業レビューシート予算事業ID:001377

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
【参考】 現金取扱機器の製造事業者等への情報提供	情報交換の実施回数			3回						売上高（百万円）	28,253			
【参考】 偽造動向や貨幣全般に係る的確な情報収集・通貨当局への情報提供	セキュリティレポートの提出の有無			提出有り						売上原価（百万円）	23,110			
【参考】 国際協力への対応	対応回数			5回						販売費及び一般管理費（百万円）	4,496			
										営業費用（百万円）	27,605			
										営業利益（百万円）	648			
										従事人員数 (各年度4月1日現在)	841人			

注) 上記の財務情報は、貨幣製造事業セグメントの金額を記載。
従事人員数は、造幣局全体での常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
① 貨幣の偽造抵抗力の強化を図るための方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めることにより、通貨当局と一体となって貨幣に対する国民の	① 国内外における貨幣の動向について調査を行い、貨幣の偽造抵抗力の強化を図るための方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努	<その他の指標> ○現在及び将来に向けた偽造抵抗力の強化	<主要な業務実績> 1. 偽造防止技術に関する検討等 偽造貨幣が発生した際の緊急改鋳への対応も想定しつつ、次期改鋳に向けた仕様の検討に備え、偽造防止技術の実用化時期等について引き続き検討を行った。	<評定と根拠> 評定：A 偽造抵抗力の強化については、将来の改鋳に備えた検討を行い、現金取扱機器

<p>信頼の維持・向上に貢献する。また、ATMなどの現金取扱機器の製造事業者等に対し、機密保持に配慮した上での確かな情報提供を行う。加えて、国家的な記念事業に相応しい記念貨幣の発行に向けて必要な調査・検討を行い、通貨当局に協力する。</p>	<p>めます。これらの取組により、通貨当局と一体となって貨幣に対する国民の信頼の維持・向上に貢献します。また、ATMなどの現金取扱機器の製造事業者等に対し、機密保持に配慮した上での確かな情報提供を行います。</p>	<p>また、流通貨幣の汚損・摩耗等の状況を把握するため、品質調査を行った。</p> <p>さらに、以下の国際会議への参加を通じ、各国造幣局等と情報交換を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MDA 理事会（令和7年6月、11月及び令和8年3月オンライン開催並びに同年1月実地開催） ・MDA 年次総会・IMDN 会合（令和8年1月実地開催） ・MDC 総会（令和7年4月実地開催） ・IMD 技術委員会（令和7年10月実地開催） 	<p>の製造事業者等と意見交換するなど、偽造抵抗力の高い貨幣の製造技術の練磨を図った。</p>
<p>さらに、記念貨幣の発行に向けては、国家的な記念事業に相応しい素材、卓越したデザイン等の必要な調査・検討を行い、通貨当局へ協力します。</p>	<p>さらに、記念貨幣の発行に向けては、国家的な記念事業に相応しい素材、卓越したデザイン等の必要な調査・検討を行い、通貨当局へ協力します。</p>	<p>(注) MDA、MDC、IMDN、IMD 技術委員会</p> <p>MDA (Mint Directors Association、造幣局長協会) は主要造幣局を構成員とし、造幣事業に関する調査や情報共有を目的とした組織である。MDA の支援の下、特定の技術的課題について調査研究を行っているのが IMD (International Mint Directors、国際造幣局長) 技術委員会である。また、IMDN (International Mint Director Network、国際造幣局長ネットワーク) は、MDA 構成員を含む各国造幣局による造幣事業に関連した諸問題についての情報交換、共同解決等を目的とするものであり、IMDN 構成員と各国の貨幣製造設備メーカー等が集う国際会議が MDC (Mint Directors Conference、世界造幣局長会議) となっている。</p>	<p>2025 年日本国際博覧会記念貨幣、国立公園制度 100 周年記念貨幣、第 20 回アジア競技大会記念貨幣、第 5 回アジアパラ競技大会記念貨幣及び昭和 100 年記念貨幣等の発行に向けて、貨幣の種類、仕様及び技術等について検討を行うとともに、当該記念貨幣の多数のデザインについて、我が国を代表する芸術家によるデザイン検討会からの意見を踏まえて制作した。また、著作権等の権利関係の手续等を適正に処理した。</p>
<p>○現金取扱機器の製造事業者等への情報提供（参考指標：情報交換の実施回数）</p>	<p>○現金取扱機器の製造事業者等への情報提供（参考指標：情報交換の実施回数）</p>	<p>また、令和8年1月にドイツで開催されたベルリン・ワールド・マネーフェアに参加し、貨幣全般に係る情報を収集するとともに、令和7年5月に南アフリカ造幣局、令和8年1月にスイス造幣局及びベルリン州立造幣局、同年2月にポーランド造幣局を訪問し、意見交換等を行った。</p>	<p>偽造動向や貨幣全般に係る情報収集及び通貨当局への情報提供については、市中流通貨の直径・汚損度等に関する品質調査を実施した。また、厳格な情報管理の下で真偽鑑定を実施し、その結果得られた偽造貨幣に関する情報を財務省に報告しており、重要な情報を提供した。</p>
<p>○記念貨幣の発行に向けた通貨当局への協力</p>	<p>○記念貨幣の発行に向けた通貨当局への協力</p>	<p>2. 現金取扱機器の製造事業者等への情報提供</p> <p>令和7年6月及び9月に一般社団法人日本自動車販売システム機械工業会に対し、新しい仕様のサンプルを閲覧する機会を設け、同年11月結果報告を受けた。</p> <p>また、令和8年2月及び3月に主要7社の工場・事業所を個別に訪問し、生産ライン等の工場見学及び意見交換等を行う技術交流を実施した。</p> <p>(参考) 現金取扱機器の製造事業者等との情報交換の実施回数：3回</p> <p>3. 記念貨幣の発行に向けた通貨当局への協力</p> <p>(1) 記念貨幣の発行に向けた調査・検討</p> <p>2025 年日本国際博覧会記念貨幣、国立公園制度 100 周年記念貨幣、第 20 回アジア競技大会記念貨幣、第 5 回アジアパラ</p>	<p>また、キャッシュレス化の進展等による貨幣の製造量への影響が予想されることを踏まえ、将来にわたり貨幣の円滑な供給と持続可能な運営を行えるよう、造幣局の事業展望について検討するため、財務省と定期的かつ継続的に会議を実施した。</p>
			<p>さらに、昭和 61 年銘の天皇陛下御在位 60 年記念 1 万円銀貨幣の真偽鑑定について、新たな鑑定手法を開発し、日本銀行とともに鑑定業務を速やかに行える体制を整えたことは高く評価できる。</p>
			<p>外国の貨幣関連機関への訪問等については、MDC2025 総会への参加や南アフリカ造幣局、スイス造幣局、ベルリン州立造幣局及びポーランド造幣局への訪</p>

			<p>競技大会記念貨幣及び昭和 100 年記念貨幣等の発行に向けて、貨幣の種類、仕様及び技術等について検討を行い、通貨当局への協力を行った。</p> <p>記念貨幣に関して、記念事業の性格に対応した素材、品位、量目、形式の検討、国家的な記念事業に相応しい卓越したデザイン、効率化と合理的コスト管理に基づく適切な価格、国内外の購入者の需要に対応した販売方法、記念対象となる事業の時期を踏まえた迅速・確実な製造等、そのあり方について、以下のとおり調査・検討を行った。</p> <p>①通信販売での貨幣セットの購入者に対して実施したアンケートの中で、記念貨幣に対する国民の意向把握に努めた。</p> <p>②貨幣セットの購入申込数が販売予定数を上回った場合に実施する抽選会において、抽選の立会者として選出した購入申込者等との懇談会を開催し、記念貨幣に対する購入者の意向把握に努めた（令和 7 年度は計 3 回開催）。</p> <p>さらに、同懇談会において、記念貨幣のデザインに関するアンケート調査を実施した。</p> <p>③以下の機会を通じて、諸外国における記念貨幣の発行状況等について情報を収集した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年度中に、アメリカ、ドイツ、韓国等のディーラー等との会議をオンライン・実地合わせて計 21 件実施した。 ・令和 8 年 1 月に開催されたベルリン・ワールド・マネーフエアに参加した。 <p>(2) 記念貨幣に相応しい卓越したデザインについての取組</p> <p>①外部専門家からの指導等</p> <p>国立公園制度 100 周年記念貨幣（表 5 枚）、第 20 回アジア競技大会記念貨幣（表 1 枚裏 1 枚）、第 5 回アジアパラ競技大会記念貨幣（表 1 枚裏 1 枚）及び昭和 100 年記念貨幣（表 1 枚裏 1 枚）等の記念貨幣について、関係者から提供を受けた素材や職員が撮影した写真等を用いて 1 枚当たり複数のデザイン案を制作し、我が国を代表する芸術家によるデザイン検討会の意見等を踏まえて改善を重ねて完成させた。</p> <p>なお、デザインの制作にあたっては、著作権等の権利関係を調査、確認するとともに、各権利者等との必要な手続等を適正に処理した。特に昭和 100 年記念貨幣については多くの権利者等が存在したが、確実に手続等を行った。</p> <p>また、作業を遂行する中で熟練した職員が指導者となって行う OJT（職場内教育）による習熟度の向上に取り組んだ。</p>	<p>問等を通じて積極的に情報収集を行い、財務省への情報提供を行った。</p> <p>通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出については、国内外における貨幣の偽造動向・最新の技術情報及び研究開発の成果等についての報告書を令和 7 年 12 月に提出し、目標を達成した。</p> <p>以上のことから、「通貨当局との密接な連携による貨幣に対する信頼の維持・向上の取組等」については、全ての定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることに加え、将来にわたり貨幣の円滑な供給と持続可能な運営を行うため、造幣局の事業展望について検討すべく、財務省と定期的かつ継続的に会議を実施していること、また、多くの記念貨幣について、各記念貨幣に相応しいデザインを制作するとともに、適正な権利処理を行ったこと、さらに、昭和 61 年銘の天皇陛下御在位 60 年記念 1 万円銀貨幣の真偽鑑定において、新たな鑑定手法を開発し、日本銀行とともに鑑定業務を速やかに行える体制を整備したことを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	--	--	--

<p>② 国際的な広がりを見せる通貨の偽造に対抗するため、貨幣の流通状況及び貨幣の偽造動向の調査、外国の貨幣関連機関や国際会議への訪問、出席等を通じて、広く通貨全般に関する情報を収集し、通貨当局への確に情報提供等を行う。</p>	<p>② 国際的な広がりを見せる通貨偽造等の課題に対応していくため、迅速かつ確実な真偽鑑定を実施できる体制の維持を図ります。また、緊急改鋳への対応も想定しつつ、外国の貨幣関連機関と積極的に連携や情報交換を行い、偽造の抑止等に取り組めます。</p> <p>さらに、世界造幣局長会議をはじめとした国際会議への参加や外国の貨幣関連機関への訪問等を通じて、偽造動向や貨幣全般に係る情報を積極的に収集し、通貨当局への確に情報提供を行います。なお、国内外における貨幣の偽造動向・技術情報及び研究開発の成果等についての報告書（セキュリティレポート）については、通貨当局の要望に沿って作成し、期日までに通貨当局へ確実に提出します。</p>	<p><その他の指標></p> <p>○偽造動向や貨幣全般に係る的確な情報収集・通貨当局への情報提供（参考指標：通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無（年1回12月末））</p>	<p>貨幣のデザインに加えて、これらの貨幣を収納するパッケージなど数多くのデザインを制作しており、令和7年度におけるデザイン業務も多岐にわたったが、担当職員はパッケージデザインに関する展示会の視察を通じて、デザイン業界の情報収集と知識の習得に努めた。</p> <p>②国際コイン・デザイン・コンペティションの開催</p> <p>平成10年より、貨幣デザインの芸術性の向上に寄与することを目的に、造幣局で国際コイン・デザイン・コンペティション（ICDC）を開催している。</p> <p>最優秀作品を含むICDCへの応募作品に触れることは、工芸職員にとって良い刺激となっている。</p> <p>ICDC2025の応募状況及び結果は、以下のとおり。</p> <p>（応募状況）</p> <p>4か国 435作品</p> <p>（結果）</p> <p>最優秀賞（1点）、優秀賞（2点）、審査委員特別賞（4点）、奨励賞（6点）</p> <p>4. 貨幣の動向に関する調査</p> <p>通貨行政に寄与するため、国内外における貨幣の動向等について調査等を行うとともに、その成果について財務省へ提供した（国内1件、国外9件）。また、通貨関係当局及び捜査関係当局との連絡会議に出席し、通貨関係の国際会議に参加するなど、財務省と連携して、国内外の通貨関係当局等と、偽造貨幣の動向や対策、貨幣製造技術等について、積極的に情報交換を行った。</p> <p>さらに、キャッシュレス化の進展等による貨幣の製造量への影響が予想されることを踏まえ、将来にわたり貨幣の円滑な供給と持続可能な運営を行えるよう、造幣局の事業展望について検討するため、財務省と定期的かつ継続的に会議を実施している。</p> <p>（1）国内</p> <ul style="list-style-type: none"> 偽造貨幣の流通を防止するための環境整備について検討を進めるべく、市中に流通している貨幣について汚損・磨耗等の状況を把握するため、市中流通貨幣の直径・汚損度等に関する品質調査を実施した。 真偽鑑定については、迅速かつ確実に実施できる体制を維持しており、日本銀行及び警察関係機関その他取締機関から、市中に流通する貨幣で汚損しているものも含めて真偽鑑定の依頼を受けた際には、厳格に情報を管理した上で適切に鑑定を行った。その結果、得られた偽造貨幣に関する情報については財務省に報告を行った（1件）。 昭和61年銘の天皇陛下御在位60年記念1万円銀貨幣の真偽鑑定について、多数の鑑定依頼が寄せられ、従来の方法では
--	---	---	---

<p>③ 外国政府、外国の貨幣関連機関等から要請があった場合には、国内貨幣の製造等の業務の遂行に支障のない範囲内で、製造や技術に関する協力、研修・視察の受入れ等を積極的に行うことにより、国際協力に貢献する。</p>	<p>③ 外国政府、外国の貨幣関連機関等から要請があった場合には、国内貨幣の製造等の業務の遂行に支障のない範囲内で、製造や技術に関する協力、研修・視察の受入れ等を積極的に行うことにより、国際協力に貢献します。</p>	<p><その他の指標> ○国際協力への対応 (参考指標：対応回数とその内容)</p> <p><評価の視点> ○貨幣の偽造抵抗力の強化を図るための方策について検討を進めているか。 ○現金取扱機器の製造事業者等に対し、</p>	<p>対応に相当な時間を要し、十分な対応が困難な状況にあったことから、新たな鑑定手法を開発し、日本銀行とともに鑑定業務を速やかに行える体制を整えた。</p> <p>このほか、国内外の捜査当局等から要請があれば担当職員を現地に派遣する等、協力体制を整えている。</p> <p>(2) 国外</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年4月のMDC総会、同年10月のIMD技術委員会、同年6月、11月及び令和8年3月のMDA理事会オンライン会合、同年1月のMDA理事会、MDA年次総会及びIMDN会合に参加し、貨幣全般に関する情報の収集を行い、得られた情報を財務省に提供した(6件)。 令和7年5月の南アフリカ造幣局、令和8年1月のスイス造幣局及びベルリン州立造幣局、同年2月のポーランド造幣局の訪問記録並びに令和8年1月に参加したベルリン・ワールド・マネーフェアの概要を財務省に提供した(3件)。 <p>5. セキュリティレポート</p> <p>国内外における貨幣の偽造動向・最新の技術情報及び研究開発の成果等についての報告書(セキュリティレポート)を、通貨当局の要望に応じて作成し、貨幣製造契約において定められた期日(令和7年12月末)までに財務省に提出した。</p> <p>6. 国際協力への貢献</p> <p>国際協力に貢献するため、諸外国の貨幣関連機関等から要請があった場合には研修・視察を積極的に受け入れることとしており、令和7年度においては、以下の5回を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年10月、カナダ造幣局CEO等による視察を受け入れた。 令和7年10月、フランス造幣局CEO等による視察を受け入れた。 令和7年10月、ポーランド造幣局COOによる視察を受け入れた。 令和7年11月、ベルリン州立造幣局工芸部門職員による視察を受け入れた。 令和8年3月、国際会議ASEAN+3課長級会合(財務省国際局担当)参加者一行による視察を受け入れた。 	
---	--	---	--	--

		<p>情報提供を行っているか。</p> <p>○記念貨幣の発行に向け通貨当局への協力を行っているか。</p> <p>○偽造動向や貨幣全般に係る情報を収集し、通貨当局への確に情報提供するとともに、国際協力に貢献しているか。</p>		
--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(3)	国民に対する情報発信		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4-1-5 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人造幣局法第11条第1項第3号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和7年度事前分析表〔総合目標4〕 令和7年度事前分析表〔政策目標4-1〕 令和7年度行政事業レビューシート予算事業ID:001377

2. 主要な経年データ																	
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度			
【参考】 博物館の展示及び特別展示等の充実	博物館来場者数			135,042人	/	/	/	/	/	売上高（百万円）	28,253	/	/	/			
	特別展示等の開催・他の展示会への出展回数			11回						売上原価（百万円）	23,110						
博物館におけるアンケート結果	博物館におけるアンケート結果	5段階評価で平均評価3.5超	3.5	4.5						販売費及び一般管理費（百万円）	4,496						
【参考】 ホームページの充実	アクセス数			4,362,779件						営業費用（百万円）	27,605						
	更新回数			1,213回						営業利益（百万円）	648						
工場見学者アンケート結果	工場見学者アンケート結果	5段階評価で平均評価3.5超	3.5	4.5						従事人員数 (各年度4月1日現在)	841人						
【参考】 国民に対する情報発信の充実	出張講演等の実績回数			11回													

注) 上記の財務情報は、貨幣製造事業セグメントの金額を記載。
従事人員数は、造幣局全体での常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
博物館の展示やホームページの充実、工場見学の受入れ等を通じて、国民に分かりやすく各種情報を提供しつつ、国民の声を聞くことで、造幣局に対する理解や貨幣に対する信頼を深める。また、貨幣に対する関	国民各層に広く、造幣局の事業や貨幣に関する知識や理解を深めていただくため、内容についてよりわかりやすいものとなるようホームページ、博物館の展示及び特別展示等の充実に取り組みます。	<その他の指標> ○ホームページの充実(参考指標:アクセス数、更新回数)	<主要な業務実績> 1. ホームページの充実 造幣局ホームページにおいて貨幣の特徴、販売ニュース等各種情報の発信を行ったほか、造幣局の事業に関する最新情報を掲載し、その内容もより分かりやすく魅力的なものとなるよう取り組んだ。具体的な実施状況は、次のとおり。	<評定と根拠> 評定:A Xの造幣局公式アカウントでは、桜の通り抜けや特別展等のイベント情報など幅広く情報発信を行うとともに、造

心を深めるため、次世代を担う子供たちを対象とした広報の充実に努める。

また、工場見学の受入れ、特別展示等の開催、桜の通り抜け等のイベント、出張講演の実施等の機会を活用して、造幣局と国民が直接触れ合う機会を幅広く提供するほか、貨幣に対する関心を深めるため、次世代を担う子供たちを対象とした広報の充実に努めます。なお、博物館及び工場見学においては、来場者からのアンケート結果の評価が5段階評価で平均して3.5を超える結果となるよう取り組みます。

<その他の指標>

○博物館の展示及び特別展示等の充実
 (参考指標：博物館来場者数、特別展示等の開催・他の展示会への出展回数)

(1) アクセス数

令和7年度においては、記念貨幣や各種イベントに関する情報を中心に随時発信するなど、ホームページへの誘導手段に活用した結果、令和7年度における造幣局ホームページのアクセス件数は、4,362,779件であった。

(参考) 造幣局ホームページのアクセス件数 (訪問者数)

(単位：件)

3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
2,254,727	2,567,913	2,564,195	2,857,698	4,362,779

(注) アクセス件数(訪問者数)は、同一の人が1か月の間に複数回アクセスしても、1件としてカウントしている。

(2) 更新回数

令和7年度においては、貨幣セットの通信販売等のお知らせを掲載する等、1,213回更新し、造幣局の事業の最新情報を迅速に提供した。

ホームページの更新回数内訳については、別紙2表1参照。

(3) 造幣博物館ニュースの創刊・公開

造幣博物館における特別展等の活動について、専門機関等に広く周知することを目的として、「造幣博物館ニュース」を創刊し、全国約240の博物館等の機関に送付するとともに、造幣局ホームページにおいて公開した。

2. 博物館の展示及び特別展示等の充実

令和7年度においては、戦時下を生きた職員たちの記録と造幣局の歴史や2020年代に国内外で製造されたコレクターコインに関する特別展等を開催した。加えて、造幣局公式YouTubeチャンネルにおいて、特別展の内容解説動画等を配信した。

また、造幣博物館、造幣さいたま博物館及び造幣広島展示室では、引き続き障害者の方への配慮(筆談ボードの設置、手話によるコミュニケーション等)を実施した(造幣広島展示室は筆談ボードの設置のみ)。

博物館来場者数及び特別展示等の開催・出展回数は以下のとおり。

(1) 博物館来場者数

造幣博物館及び造幣さいたま博物館において、引き続き、休日(土曜・日曜及び祝日)開館を実施しつつ、メンテナンス等の実施のため毎週水曜日を休館日として設定し、安全確保等に

幣局公式 Instagram では、桜の通り抜けや桜のさんぽ道の様子、博物館開館情報や特別展の内容等の写真やショート動画を掲載した。造幣局公式 YouTube チャンネルにおいては、造幣博物館の特別展を紹介する動画等を配信するなど、若年層を含めた多様な年齢層に対してデジタル空間を介した情報発信強化の取組を推進したことは高く評価できる。

また、造幣博物館、造幣さいたま博物館及び造幣広島展示室の開館や、工場見学の積極的な受入、特別展示等の開催、桜の通り抜け等のイベント及び出張講演の実施等の機会を活用して、造幣局と国民が直接触れ合う機会を幅広く提供した。

博物館におけるアンケート結果は4.5、工場見学者アンケート結果は4.5であり、いずれも年度目標の3.5を上回っており、来場者から高い評価を受けている。

さいたま支局が「彩の国工場」の指定を受け、地域に根差した工場として様々な取り組みを推進している。

以上のことから、「国民に対する情報発信」については、定量的な数値目標を120%以上達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していることに加え、造幣局公式 X や造幣局公式 Instagram、造幣局公式 YouTube チャンネルでイベント情報等について情報発信・動画配信するなど、若年層を含めた多様な年齢層に対してデジタル空間を介した情報発信強化の取組を推進していることを踏まえ、「A」と評価する。

<課題と対応>

も配慮した結果、令和7年度の造幣博物館等入館者数は、135,042人となった。

(参考) 過去5年間の造幣博物館等の入館者数

(単位：人)

区 分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
造幣博物館	13,020	32,684	48,574	60,727	59,700
造幣さいたま博物館	22,787	53,210	55,002	70,739	64,726
造幣広島展示室	1,225	2,388	4,008	11,231	10,616
合 計	37,032	88,282	107,584	142,697	135,042

特になし。

(2) 特別展示等の開催・他の展示会への出展回数

造幣博物館等の収蔵品を広く国民に紹介するため、各種の特別展を開催した。

令和7年度においては、6回（本局2回、両支局合同1回、さいたま支局3回）実施した。

特別展示等の開催実績については、別紙2表2参照。

なお、他の展示会へは、5回出展した。

3. 工場見学やイベント等を通じた情報発信

工場見学やイベント、出張講演の実施等の機会を活用して、国民に対する情報発信の充実に取り組んだ。

具体的な実施状況は、次のとおり。

(1) 造幣局の事業や貨幣に関する情報提供

①製造貨幣大試験の実施

・令和7年11月10日に第154次製造貨幣大試験を実施した。

②メディアを通じた情報発信

引き続き、外部からの造幣局の事業や記念貨幣の発行等の貨幣に関する取材依頼、情報提供・資料提供依頼に対しては、積極的に協力し、情報発信を行った。

③国民と直接触れ合う機会の提供

i) 工場見学の受入

本局・さいたま支局において見学日を設定し、本局においては引き続き一般の予約受付に先立って小中高の学校からの先行予約を受け付けるとともに、さいたま支局においても令和7年11月から小中高の学校からの先行予約開

始及びガイドツアーの受入人数上限 50 人を 100 人に拡大し、子供たちを対象とした広報の充実を図った。令和 7 年度における本支局全体の工場見学者数は、58,872 人となった。

(参考) 過去 5 年間の工場見学者数

(単位：人)

区 分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
本局	685	4,772	11,417	14,444	12,647
さいたま支局	11,274	36,408	37,509	47,084	43,601
広島支局	88	916	2,196	3,095	2,624
合 計	12,047	42,096	51,122	64,623	58,872

ii) 桜の通り抜け等のイベント

令和 7 年度においては、造幣局と国民が直接触れ合う機会を幅広く提供するために、桜の通り抜け（本局）、桜のさんぽ道（さいたま支局）、花のまわりみち（広島支局）及び造幣さいたまサンクスフェア（さいたま支局）を開催した。

iii) 彩の国工場の指定

さいたま支局では、「魅せる工場」の取組として、埼玉県が実施している「彩の国工場」の指定申請を行い、埼玉県知事より指定を受けた。

地域に根差した工場であることを訴求する観点から、博物館入口等多くの来館者の目に触れるよう彩の国工場ロゴマーク等の掲示を行ったほか、彩の国工場を紹介する TVCM をテレビ埼玉で放映するなど、地域における認知度向上を図った。

(注) 彩の国工場

環境に配慮し、施設の開放や工場見学の受入など地域に開かれた他の模範となる工場を「彩の国工場」として埼玉県知事が指定するもの。

iv) その他のイベント

造幣局の事業や記念貨幣の発行を広く国民に周知し、理解を深めていただく機会として、お金と切手の展覧会（熊

		<p><その他の指標> ○国民に対する情報発信の充実（参考指標：出張講演等の実績回数）</p>	<p>本展）（令和7年8月8日～14日）を開催した。</p> <p>本局において、「大人の工場見学会」と題して、通常は見学受入を行っていない装金工場の見学イベントを開催した（令和7年10月21日）。</p> <p>広島支局において、仕事帰りの保護者がお子様と工場見学できるよう、「工場見学ナイトツアー」を開催した（令和7年5月23日、6月27日、8月6日、8月29日、10月24日、10月31日、令和8年2月27日、3月19日）。</p> <p>さらに、生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪2025（令和7年10月25日）や財務省こども霞が関見学デー（令和7年8月6日～7日）、小学生のためのお金について学ぼう！DAY（令和7年12月24日）、子どもと学ぶ春休み金融・株式スクール2026（令和8年3月25日）、親子で学ぶ！お金のバスツアー（令和8年3月30日）などのイベントにも積極的に協力した。</p> <p>④SNSでの発信の強化</p> <p>造幣局公式Xアカウントにおいては、製品・イベント・業務説明会に関する情報やショート動画等を掲載した。</p> <p>造幣局公式Instagramにおいては、イベントに関する情報、博物館展示物等の写真やショート動画を掲載した。</p> <p>造幣局公式YouTubeチャンネルにおいては、造幣博物館の特別展を紹介する動画、イベントに関する情報、ショート動画等を制作し、配信した。</p> <p>また、造幣局公式Facebookにより、記念貨幣・貨幣セットの受付開始情報等の情報発信を行った。</p> <p>さらに、博物館ブログにおいては、造幣博物館の展示品等に関する情報を発信した。</p> <p>⑤報道機関等からの取材等への協力</p> <p>報道機関等からの取材、資料提供の要請について、可能な限り対応した。</p> <p>これにより、イベント（桜の通り抜け、桜のさんぽ道、花のまわりみち、造幣さいたまサンクスフェア、造幣博物館特別展等）開催の報道（新聞掲載、テレビ放送多数）のほか、日本物流新聞等に取り上げられた。</p> <p>(2) 出張講演等の実績回数</p> <p>造幣博物館等に収蔵されている貨幣（和同開珎から大判・小判等の古銭）や造幣局が製造してきた貨幣及びお金にまつわる話について、職員が依頼先に出向く等して講演を行っており、令和7年度においては依頼のあった11回（本局7回、さいたま支局4回）全てにおいて講演を実施し、好評を博した。</p>	
--	--	--	--	--

		<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○博物館におけるアンケート結果（5段階評価で平均評価 3.5 超） ○工場見学者アンケート結果（5段階評価で平均評価 3.5 超） <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページやイベント等を通じて、国民への情報提供の充実に取り組んでいるか。 ○博物館及び工場見学におけるアンケート結果の目標（5段階評価で平均評価 3.5 超）を達成するとともに、博物館の展示及び特別展示等の充実に取り組んでいるか。 	<p style="text-align: center;">（参考）出張講演等の回数及び参加者数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3回</td> <td>5回</td> <td>3回</td> <td>4回</td> <td>11回</td> </tr> <tr> <td>75人</td> <td>114人</td> <td>64人</td> <td>173人</td> <td>375人</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 来場者アンケート結果</p> <p>来場者の要望を把握し、今後の博物館の展示等の参考とするため、来場者からのアンケートを実施した。アンケートを実施するに当たっては、アンケートはがきをリーフレットに組み込み配布したほか、QRコードを引き続き活用した。</p> <p>博物館の来場者からのアンケート結果の評価は5段階評価で、造幣博物館 4.6、造幣さいたま博物館 4.5、造幣広島展示室 4.6、全体としては4.5であった。</p> <p>また、工場見学者からのアンケート結果の評価は5段階評価で、本局 4.5、さいたま支局 4.5、広島支局 4.6、全体としては4.5であった。</p>	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3回	5回	3回	4回	11回	75人	114人	64人	173人	375人	
3年度	4年度	5年度	6年度	7年度															
3回	5回	3回	4回	11回															
75人	114人	64人	173人	375人															

4. その他参考情報
特になし。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(4)	偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発		
業務に関連する政策・施策	（財務省） 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-2 偽造通貨対策の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人造幣局法第 11 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】貨幣の偽造抵抗力を強化するための研究開発を推進することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 【困難度：高】貨幣への搭載が可能な世界最高水準の偽造防止技術等の開発を目指した研究を行い、成果を得るには、高度な専門知識と分析能力の発揮や、蓄積された知見の有効活用が最大限になされることが求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	（財務省） 令和 7 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 7 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕 令和 7 年度行政事業レビューシート予算事業 ID：001377

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	区分	達成目標	基準値 （過去 5 年平均等）	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
研究開発計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り						売上高（百万円）	28,253			
研究開発活動の成果	終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る	終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る	終了案件に費やした費用	（費やした費用） 357 百万円						売上原価（百万円）	23,110			
				（費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計） 532 百万円						販売費及び一般管理費（百万円）	4,496			
										営業費用（百万円）	27,605			
										営業利益（百万円）	648			
										従事人員数（各年度 4 月 1 日現在）	841 人			

注）上記の財務情報は、貨幣製造事業セグメントの金額を記載。
従事人員数は、造幣局全体での常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発に係る計画を策定し、独自の偽造防止技術の開発、製造技術の高度化、製造工程の効率化、環境負荷の低減等につながる研究を着実に	貨幣の偽造防止技術等の研究開発については、偽造抵抗力の強化等に向けて、民間から導入可能な技術及び費用対効果も十分勘案したうえで、貨幣の偽造抵抗	<主な定量的指標> ○研究開発計画の策定の有無	<主要な業務実績> 1. 研究開発の実施 研究開発に当たり、令和 6 年度から令和 10 年度までにおける「調査及び研究開発の基本計画」に基づき、令和 7 年 3 月 21 日に「令和 7 年度研究開発計画」を策定した。	<評定と根拠> 評定：A 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発に当たり、研究開発の基本計

<p>進め、貨幣の偽造抵抗力の強化に貢献する。なお、計画の実行に際しては、事前、中間、事後の評価を徹底し、その成果を適切かつ効果的に活用するとともに、機密保持に配慮した上で必要に応じて特許の出願や学会での報告を行う。</p> <p>その他、費用対効果を勘案した回収貨幣の有効活用策の実現に向けて着実に検討を行う。</p>	<p>の強化に資する独自の偽造防止技術の開発、製造技術の高度化、製造工程の効率化、環境負荷の低減等につながる研究を着実に進めます。</p> <p>このため、令和7年度研究開発計画を策定し、当該計画に沿った効率的かつ効果的な研究開発の推進に取り組みます。</p> <p>研究開発の実施に際しては、研究開発管理会議において、研究テーマ毎の実施内容、期間等の妥当性について、事前、中間、事後の評価を徹底するとともに、研究開発終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回るよう取り組みます。また、研究開発評価会議において、経費を含めた研究成果の評価について検証を行い、その結果を翌年度の研究開発計画に適切に反映させることで、研究開発の質の向上に取り組みます。</p> <p>さらに、研究成果については、金属工芸品や外国貨幣の受注の機会等を捉えて適切かつ効果的に活用するとともに、機密保持に配慮した上で必要に応じて特許の出願や学会での報告を行うこととします。</p> <p>その他、費用対効果を勘案した回収貨幣の有効活用策の実現に向けて着実に検討を行い、通貨当局へ具体的に情報提供を行います。</p>	<p><その他の指標></p> <p>○事前・中間・事後評価の適切な実施</p> <p>○事前・中間・事後評価結果に対する適切な対応及び研究開発計画への適切な反映</p>	<p>令和7年度研究開発計画では、新しい偽造防止技術の研究開発1件、貨幣製造技術の向上に寄与する新製品開発を伴う研究開発2件、各事業分野の技術力向上に寄与する研究開発2件及び環境保全に向けた研究開発1件、計6件の研究テーマを設定した。これらの研究テーマについては費用対効果を勘案して効率的、効果的に実施するため、研究テーマごとの予算管理を行った。また、高度な偽造防止技術等の種を見いだすため、様々な分野の最新技術について幅広く事前調査を行った。さらに、独自の偽造防止技術を高度化するため、各研究テーマにおいて当局固有のノウハウの蓄積に努めた。</p> <p>2. 評価の実施及び評価結果の反映</p> <p>(1) 評価の実施</p> <p>策定した令和7年度研究開発計画に基づき費用対効果を勘案した予算管理を行い、6件の研究テーマに取り組み、その事前・中間・事後評価について、外部技術アドバイザー（2人）の参画の上で、以下のとおり実施した。</p> <p>①事前評価（令和7年5月）</p> <p>第1回研究開発管理会議において、研究目標・研究手法の妥当性、さらに研究開発計画の妥当性について事前評価を実施した。</p> <p>②中間評価（令和7年10月）</p> <p>第2回研究開発管理会議において、研究開発の進捗状況及び研究手法の妥当性について中間評価を実施し、問題点への対処策を検討した。</p> <p>③事後評価（令和8年1月）</p> <p>第3回研究開発管理会議において、研究開発計画に基づく進捗目標・研究手法の妥当性について事後評価を実施し、具体的な成果と次年度への研究継続の是非について確認し、予定（計画）どおり進めることでも了承された。</p> <p>(2) 評価結果の反映</p> <p>研究開発評価会議（令和8年2月）において、外部技術アドバイザー（2人）の参画の上で、研究開発管理会議における各研究テーマの評価が翌年度の研究開発計画案に適切に反映されているかを検証するとともに、研究テーマごとの評価を行った。</p> <p>研究開発評価会議の評価・検証及び理事会での審議の結果を踏まえて、以下のとおり、「令和8年度研究開発計画」を策定した。</p>	<p>画に基づき、研究開発計画を策定し、6件の研究テーマを設定した。研究テーマについては、費用対効果を勘案して効率的、効果的に実施するため、研究テーマごとの予算管理を行った。各研究テーマについては、研究開発管理会議において事前、中間、事後の評価を行い、研究開発評価会議において評価が翌年度の研究開発計画案に適切に反映されているかの検証等を行った上で、翌年度の研究開発計画を策定した。また、高度な技術の種を見いだすための幅広い分野の事前調査を行うとともに、独自の偽造防止技術を高度化するためのノウハウの蓄積に努めた。</p> <p>加えて、今後も500円ニッケル黄銅貨の回収が見込まれることを踏まえ、ニッケル黄銅の成分分離に関する調査及び研究を継続的に進めている。</p> <p>以上のことから、「偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発」については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、当該項目の困難度が高いことを考慮し、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
--	---	---	--	---

		<p><主な定量的指標></p> <p>○研究開発活動の成果（終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る）</p> <p><その他の指標></p> <p>○研究開発成果の適切かつ効果的な活用（特許出願、学会での報告）</p>	<p>①事前調査 高度な偽造防止技術等の種を見いだすため、様々な分野の最新技術について幅広く調査を行うこととした。また、意匠性を高める方法についても、新たに調査を開始することとした。</p> <p>②研究テーマの設定 6件（新規4件、令和7年度からの継続2件）を、研究テーマとして設定した。</p> <p>3. 研究開発活動の成果 研究開発評価会議における評価の結果、研究開発終了案件に費やされた費用（開始時からの累計）に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計は532百万円となり、当該費用の合計357百万円を上回った。</p> <p>4. 研究開発成果の活用 これまでの研究成果として令和7年度に製品化を行ったものは、主として次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年日本国際博覧会記念一万円銀貨幣（第三次発行）の裏面、東京2025世界陸上競技選手権大会プルーフ貨幣セットの銀メダルの裏面、ドラゴンボール40周年記念2025プルーフ貨幣セットの銀メダルの裏面、純金干支メダル（1/4オンス）（午）の裏面、ジャパンコインセットの年銘板の裏面に、虹色発色加工を施した。 （注）虹色発色加工技術 微細な間隔に刻んだ溝に当たり反射した光が、干渉し虹色に輝いて見えるように加工する技術。 ・桜の通り抜け2025プルーフ貨幣セットの銀メダルの裏面、国宝章牌「鳥獣人物戯画」（金）の裏面、純金干支十二稜メダル（午）の表面に、レーザーによる梨地加工を施した。 （注）梨地加工技術 表面に凹凸を刻むことにより光を乱反射させ、梨の表面のような質感に仕上げる加工技術。 ・純金干支メダル（午）の裏面に、ホログラム潜像を施した。 （注）ホログラム潜像 ホログラム技術を応用した微細加工を表面に施したもので、その表面に光を照射すると画像が現れる。 ・純金メダルー星座コレクションの裏面、桜の通り抜け貨幣セットの年銘板の表面、花のまわりみち貨幣セットの年銘板 	
--	--	--	---	--

		<p><その他の指標></p> <p>○費用対効果を勘案した回収貨幣の有効活用策の実現に向けた検討</p> <p><評価の視点></p> <p>○研究開発計画を策定し、事前・中間・事後評価を実施したうえで、その結果を次年度の研究開発計画に、適切に反</p>	<p>の表面に、潜像加工を施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年桜の通り抜け記念メダル（金）の裏面、世界文化遺産プルーフメダル「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の裏面に、フォトイメージ加工を施した。 <p>（注）フォトイメージ加工 微細な加工を施し、写真の画像をそのままメダル上に再現する加工技術。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ブックマークージャパン」に、ALD 成膜技術を使用した。 <p>（注）ALD 成膜技術 貨幣、メダル等の表面にアルミナ等の薄膜を成膜し、防錆効果を付加する技術。膜の厚さを任意に変えることができ、光の干渉を利用して発色を変えられる技術としても応用できる。</p> <p>また、機密保持に配慮した上で、次のとおり特許出願及び学会等との交流を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホログラム素子について、大阪産技研と共同で特許出願を行った。 ・日刊工業新聞社、東京大学、大阪大学、川島織物セルコン、AM 学会、近畿アルミニウム表面処理研究会、豊栄商会、産業技術連携推進会議知的基盤部会、関西分析研究会、近畿化学協会、日本塑性加工学会との交流会を実施した（令和7年5月、6月、8月、10月、11月、12月、令和8年1月、2月）。 <p>5. 費用対効果を勘案した回収貨幣の有効活用策の実現に向けた検討</p> <p>500 円の新旧貨幣の入替えが進むことにより、今後も 500 円ニッケル黄銅貨の回収が見込まれることを踏まえ、合金であるニッケル黄銅を利用しやすい純地金（銅、亜鉛、ニッケル）に分離するための調査・研究を実施した。</p> <p>また、将来的なバイカラー・クラッド貨幣の回収増に備え、より効果的な再利用方法について調査するため、前年度までに実施した小規模の分離テスト（バイカラー・クラッド貨幣の内側（コア）と外側（リング）を分離等）を踏まえ、適正な金型等を検討した。</p>	
--	--	---	---	--

		<p>映しているか。</p> <p>○研究開発終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回るよう取り組んでいるか。</p> <p>○研究開発の成果を適切かつ効果的に活用しているか。</p> <p>○費用対効果を勘案した回収貨幣の有効活用策の実現に向けた検討を行っているか。</p>		
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(5)	外国貨幣等の受注、製造		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	独立行政法人造幣局法第 11 条第 2 項
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	区分	達成目標	基準値 （過去 5 年平均等）	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	
【参考】 外国貨幣等の受注	受注件数及び 受注金額			0 件						売上高（百万円）	28,253				
納品達成度	納品達成度（%）	100%	100%	—						売上原価（百万円）	23,110				
製造代金回収率	製造代金回収率 （%）	100%	100%	—						販売費及び一般管理費 （百万円）	4,496				
										営業費用（百万円）	27,605				
										営業利益（百万円）	648				
										従事人員数 （各年度 4 月 1 日現在）	263 人				

（※）受注金額については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 4 号ト及び発注者との取り決めにより非公表。

注）上記の財務情報は、貨幣製造事業セグメントの金額を記載。
従事人員数は貨幣製造事業に直接従事する常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
国内貨幣と異なる仕様の外国貨幣を製造することは、貨幣の製造技術やデザイン力の維持・向上、改鋳を含む様々な要請への対応力の強化に資することから、国内貨幣の製造等の業務の遂行に支障のない範囲で、通貨当局等との緊密な連携の下、外国政府等からの貨幣等製造の受注に取り組む。	通貨当局等との緊密な連携の下、貨幣の製造技術やデザイン力の維持・向上、改鋳等への対応力を強化する観点から、国内貨幣の製造等の業務の遂行に支障のない範囲で、外国政府等からの貨幣等製造の受注に取り組めます。 受注した外国貨幣等については、受注数量を確実に納品するとともに、製造代金を確実に回収します。	＜その他の指標＞ ○外国貨幣等の受注（参考指標：受注件数及び受注金額） ＜主な定量的指標＞ ○納品達成度（100%） ○製造代金回収率（100%）	通貨関係当局等との緊密な連携の下、国内貨幣の製造等の業務の遂行に支障のない範囲で、外国政府等の貨幣等製造の受注に向けて取り組むこととしている。 令和 7 年度においては、外国貨幣の入札への参加実績はなかったが、引合いのあった外国政府等に対して、今後も引き続き入札案内等を送付するよう依頼した。 令和 7 年度においては納品する外国貨幣等がないため、納品未達成及び代金未回収の事態が発生することはなかった。	＜評価と根拠＞ 評価：B 令和 7 年度においては、外国貨幣の入札への参加実績はなかったが、引合いのあった外国政府等に対し、今後も入札案内等を送付するよう依頼するなど、今後の外国貨幣等の受注に向けて、外国政府等との関係維持及び情報収集に取り組んだ。

		<p><評価の視点> ○受注した外国貨幣等を確実に納品し、製造代金を確実に回収しているか。</p>		<p>また、令和7年度においては納品する外国貨幣等がないため、納品未達成及び代金未回収の事態が発生することはなかった。</p> <p>以上のことから、「外国貨幣等の受注、製造」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

様式3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 セグメント別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	その他の事業		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4-1-3 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行 (内閣府) 栄典事務の適切な遂行	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人造幣局法第11条第1項第1号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第2項 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第10条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 I-2-(1) 【困難度：高】 I-2-(1)	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ																							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）														
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度									
I-2-(1) 勲章等及び金属工芸品の製造等																							
受注数量製造率(%)	勲章等	100%	100%	100%	/	/	/	/	/	売上高(百万円)	20,255	/	/	/	/								
	金属工芸品	100%	100%	100%						売上原価(百万円)	17,912												
納期達成率(%)	勲章等	100%	100%	100%						販売費及び一般管理費 (百万円)	1,356												
	金属工芸品	100%	100%	100%						営業費用(百万円)	19,268												
受注品の納期達成率 (%)	勲章等	100%	100%	100%						営業利益(百万円)	988												
	金属工芸品	100%	100%	100%						従事人員数 (各年度4月1日現在)	168人												
保証品質達成率(%)	勲章等	100%	100%	100%						注) 上記の財務情報は、その他事業セグメントの金額を記載。 従事人員数は、その他事業セグメントに属する事業（勲章等及び金属工芸品の製造、貨幣の販売及び貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務）に直接従事する常勤職員数を記載。													
	金属工芸品 (※)	100%	100%	100%																			
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	勲章等	発生無し	発生無し	発生無し																			
	金属工芸品	発生無し	発生無し	発生無し																			
I-2-(2) 貨幣の販売																							
顧客満足度アンケート結果	顧客満足度アンケート結果	5段階評価で平均評価3.5超	3.5	4.4																			
【参考】 国民のニーズに的確に対応した貨幣セットの販売	製造セット数 (年銘)			846,000 個																			
	販売セット数 (年銘)			799,958 個																			

【参考】 公平・公正な販売に 向けた適切な取組	申込倍率			別紙3 表1参照					
情報漏えい、紛失・盗 難発生の有無	情報漏えい等の 発生の有無	発生無し	発生無し	発生無し					
I-2-(3) 貴金属の品位証明・地金及び鋳物の分析業務									
返却期限達成率 (%)	貴金属の品位証 明業務	100%	100%	100%	/	/	/	/	/
	地金及び鋳物の 分析業務	100%	100%	100%					
収支相償の達成 (%)	貴金属の品位証 明業務	100%	100%	100%					
	地金及び鋳物の 分析業務	100%	100%	100%					
情報漏えい、紛失・盗 難発生の有無	貴金属の品位証 明業務	発生無し	発生無し	発生無し					
	地金及び鋳物の 分析業務	発生無し	発生無し	発生無し					

(※) 企画品については、造幣局の責めに帰さないものを除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
				<評価と根拠> 評価：B 「その他の事業」については、全3項目中、重要度・困難度の高い「勳章等及び金属工芸品の製造等」が「A」評価であり、その他の2項目が「B」評価であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。 以上のことから、「その他の事業」については、全体として事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 <課題と対応> 特になし。
その他の事業に関する年度目標、事業計画及び業務実績については、以下の各項目において詳細を記載。				

4. その他参考情報
特になし。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-(1)	勲章等及び金属工芸品の製造等		
業務に関連する政策・施策	(内閣府) 栄典事務の適切な遂行	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人造幣局法第11条第1項第4号、第5号及び第7号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】天皇の国事行為として授与される勲章等について、内閣府から求められる品質及び納期を遵守して確実に製造することは、栄典制度の重要な要素であるため。 【困難度：高】美麗・尊厳・品格の諸要素を兼ね備えていることが要求される勲章等について、品質が均一に保たれるよう製造し、内閣府との契約を確実に履行するには、細心の注意をもって、熟練した技術を最大限に用いる必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ																						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）													
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度								
受注数量製造率 (%)	勲章等	100%	100%	100%	/	/	/	/	売上高 (百万円)	20,255	/	/	/	/								
	金属工芸品	100%	100%	100%					売上原価 (百万円)	17,912												
納期達成率 (%)	勲章等	100%	100%	100%					販売費及び一般管理費 (百万円)	1,356												
受注品の納期達成率 (%)	金属工芸品	100%	100%	100%					営業費用 (百万円)	19,268												
保証品質達成率 (%)	勲章等	100%	100%	100%					営業利益 (百万円)	988												
	金属工芸品 (※)	100%	100%	100%					従事人員数 (各年度4月1日現在)	168人												
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	勲章等	発生無し	発生無し	発生無し					注) 上記の財務情報は、その他事業セグメントの金額を記載。 従事人員数は、その他事業セグメントに属する事業（勲章等及び金属工芸品の製造、貨幣の販売及び貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務）に直接従事する常勤職員数を記載。													
	金属工芸品	発生無し	発生無し	発生無し																		

(※) 企画品については、造幣局の責めに帰さないものを除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
① 勲章等については、製造工程の一層の効率化を図りつつ、過去に授与されたものとの間においても同質性や均一性が確保されるよう、徹底した品質管理の下で確実に	① 勲章等は、国家が与える栄誉を表象する重要な製品等であり、品質が均一に保持されたうえで、美麗・尊厳・品格の諸要素を兼ね備えたものであること	<主な定量的指標> ○受注数量製造率 (100%) ○納期達成率 (100%)	勲章等は、国家が与える栄誉を表象する重要な製品等であり、品質が均一に保持されたうえで、美麗・尊厳・品格の諸要素を兼ね備えたものであること等が要求される。このため、勲章等及び種印・極印の製造には培われてきた伝統技術の確実な維持・継承と職員の	<評定と根拠> 評定：A 勲章等については、精巧な技術と細心の注意を払い、徹底した品質管理の下で

<p>製造することにより、内閣府との契約を確実に履行する。</p>	<p>などが要求されるため、徹底した品質管理を行うとともに、精巧な技術と細心の注意を払って熟練した職員の手により、数量・納期を確実に履行するよう製造します。</p> <p>また、勲章等の製造工程については、培ってきた伝統技術の確実な維持・継承と職員の技術向上に取り組むとともに、機械の導入などによる一層の効率化を図ります。</p> <p>なお、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないよう情報の管理及び物品の管理を万全に行います。</p>	<p>○保証品質達成率 (100%)</p>	<p>技術向上が必要不可欠であることから、作業を遂行する中で熟練した職員が指導者となって行う OJT（職場内教育）や金工レベルアップ研修等を実施することにより、技術・技能の維持向上に取り組んだ。</p> <p>令和7年度においては、内閣府との間で締結した勲章等製造請負契約に基づき、厳格な検査体制の下で、25,956 個・組を確実に製造、納品し、納品後の返品はなかった。</p> <p>(参考) 令和7年度における主な勲章の内閣府への納品実績</p> <table border="1" data-bbox="1617 493 2003 766"> <tr><td>大勲位菊花章頸飾</td><td>1 個</td></tr> <tr><td>桐花大綬章</td><td>2 組</td></tr> <tr><td>文化勲章</td><td>7 個</td></tr> <tr><td>旭日大綬章</td><td>13 組</td></tr> <tr><td>旭日重光章</td><td>58 組</td></tr> <tr><td>瑞宝重光章</td><td>74 組</td></tr> </table> <p>情報の管理及び物品の管理を万全に行ったことにより、情報漏えいや紛失・盗難の発生はなかった。</p>	大勲位菊花章頸飾	1 個	桐花大綬章	2 組	文化勲章	7 個	旭日大綬章	13 組	旭日重光章	58 組	瑞宝重光章	74 組	<p>製造し、決められた納期までに納品を確実に履行し、納品後の返品がなかったことは、高く評価できる。</p> <p>また、OJT や各種研修、細かな手作業の技能を伝えるために作成した動画等により伝統技術の確実な維持・継承と職員の技術向上を図りつつ、七宝自動盛付機等の自動化機械を活用した作業の効率化に取り組んだ。</p> <p>金属工芸品については、偽造防止技術をはじめとする貨幣製造技術の維持・向上に資する製品の製造に限定し、貨幣製造技術の向上に資する新製品を開発するとともに、受注した全ての金属工芸品について、顧客との契約に基づき、決められた納期までに製造、納品を確実に履行し、納品後の返品はなかった。企画販売した全ての金属工芸品についても同様に、販売後の返品はなかった。</p> <p>勲章等の製造、金属工芸品の製造とともに、情報の管理及び物品の管理を万全に行い、情報漏えいや紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>以上のことから、「勲章等及び金属工芸品の製造等」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、当該項目の困難度が高いことを考慮し、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
大勲位菊花章頸飾	1 個															
桐花大綬章	2 組															
文化勲章	7 個															
旭日大綬章	13 組															
旭日重光章	58 組															
瑞宝重光章	74 組															
<p>② 金属工芸品の製造については、貨幣製造技術の維持・向上に資するために行う。また、原則として官公庁等の一般競争入札への参加による受注・製造を行わないことに加え、受注品についても、製品の主旨等を踏まえ、公共性が高い場合に限り製造を行う。</p>	<p>② 金属工芸品については、偽造防止技術をはじめとする貨幣製造技術の維持・向上に資する製品の製造に限定し、この目的に資する新製品の開発に取り組みます。また、原則として官公庁等の一般競争入札への参加による受注・製造を行わないことに加え、受注品についても、発注者の性格や製品の主旨・利用目的等を踏まえ、公共性が高い場合に限り製造を行い、数量・納期を確実に履行するよう取り組めます。なお、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないよう情報の管理及び物品の管理を万全に行います。</p> <p>さらに、金属工芸品の製造工程については、徹底した品質管理のもと確実な製造を行い、伝統技術の維持・継承と職員の技術向上に取り組むとともに、機械の導入などによる一層の効率化を図ります。</p>	<p><主な定量的指標> ○情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p> <p><その他の指標> ○貨幣製造技術の向上に資する新製品の開発</p>	<p>金属工芸品の製造については、偽造防止技術をはじめとする貨幣製造技術の維持・向上に資する製品の製造に限定し、この目的に資する新製品の開発に取り組んだ。具体的には次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京 2025 世界陸上競技選手権大会プルーフ貨幣セットの銀メダルの裏面、ドラゴンボール 40 周年記念 2025 プルーフ貨幣セットの銀メダルの裏面、純金干支メダル (1/4 オンス) (午) の裏面、ジャパコインセットの年銘板の裏面に虹色発色加工を施した。 ・桜の通り抜け 2025 プルーフ貨幣セットの銀メダルの裏面、国宝章牌「鳥獣人物戯画」(金) の裏面、純金干支十二稜メダル (午) の表面において、レーザーによる梨地加工を施した。 ・純金干支メダル (午) の裏面にホログラム潜像を施した。 ・純金メダラー星座コレクションの裏面、桜の通り抜け貨幣セットの年銘板の表面、花のまわりみち貨幣セットの年銘板の表面に潜像加工を施した。 ・令和7年桜の通り抜け記念メダル (金) の裏面、世界文化遺産プルーフメダル「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の裏面にフォトイメージ加工を施した。 ・「ブックメーカージャパン」に、新たな研究成果である ALD 成膜技術を使用した。 <p>受注品については、発注者の性格、製品の主旨・利用目的を踏まえ公共性が高いと判断できる製品に限っており、引き続き、原則と</p>	<p>受注品については、発注者の性格、製品の主旨・利用目的を踏まえ公共性が高いと判断できる製品に限っており、引き続き、原則と</p>												

		<p><主な定量的指標> ○受注数量製造率 (100%) ○受注品の納期達成率 (100%) ○保証品質達成率 (100%) (ただし、企画品については、造幣局の責めに帰さないものを除く)</p> <p><主な定量的指標> ○情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p> <p><評価の視点> ○受注数量・納期を確実に履行し、納品後の返品が無いよう製造を行っているか。 ○情報漏えい、紛失・盗難発生及び地金の亡失を防いでいるか。 ○金属工芸品について、貨幣製造技術の向上に資する新製品の開発に取り組んでいるか。</p>	<p>して官公庁等の一般競争入札に参加しての受注・製造は行っていない。</p> <p>受注した全ての金属工芸品について、依頼内容を的確に把握し、顧客との契約に基づき、決められた納期までに製造、納品を確実にし、納品後の返品はなかった。</p> <p>企画販売した全ての金属工芸品についても同様に、販売後の返品はなかった。</p> <p>また、OJT（職場内教育）や工芸部門総合技能研修、細かな手作業の技能を伝えるために作成した動画等を通じて伝統技術の維持・継承と職員の技術向上に取り組むとともに、製造工程の効率化やコスト削減のため、これまでに導入した七宝自動盛付機やマシニングセンタ等の自動化機械を積極的に活用した。</p> <p>(注) マシニングセンタ コンピュータ制御により、予めプログラムしておいた切削や穴あけ等の多種多様な加工を全自動で行う工作機械。</p> <p>情報の管理及び物品の管理を万全に行ったことにより、情報漏えいや紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>(参考) 勲章等及び金属工芸品の販売状況 (金額は税抜)</p> <table border="1" data-bbox="1531 1079 2353 1373"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">6年度</th> <th colspan="2">7年度</th> </tr> <tr> <th>個数</th> <th>金額 (千円)</th> <th>個数</th> <th>金額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勲 章 等</td> <td>26,616</td> <td>2,118,521</td> <td>25,956</td> <td>2,152,569</td> </tr> <tr> <td>金属工芸品</td> <td>41,126</td> <td>4,329,534</td> <td>41,586</td> <td>5,001,735</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>67,742</td> <td>6,448,055</td> <td>67,542</td> <td>7,154,304</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	6年度		7年度		個数	金額 (千円)	個数	金額 (千円)	勲 章 等	26,616	2,118,521	25,956	2,152,569	金属工芸品	41,126	4,329,534	41,586	5,001,735	合 計	67,742	6,448,055	67,542	7,154,304	
区 分	6年度		7年度																									
	個数	金額 (千円)	個数	金額 (千円)																								
勲 章 等	26,616	2,118,521	25,956	2,152,569																								
金属工芸品	41,126	4,329,534	41,586	5,001,735																								
合 計	67,742	6,448,055	67,542	7,154,304																								

4. その他参考情報

特になし。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-(2)	貨幣の販売		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-3 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人造幣局法第 11 条第 1 項第 1 号、第 7 号及び第 2 項 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第 10 条
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 令和 7 年度事前分析表〔総合目標 4〕 令和 7 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕 令和 7 年度行政事業レビューシート予算事業 ID：001377

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	区分	達成目標	基準値 (過去 5 年平均等)	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
顧客満足度アンケート結果	顧客満足度アンケート結果	5 段階評価で平均評価 3.5 超	3.5	4.4	/	/	/	/		売上高（百万円）	20,255	/	/	/
【参考】 国民のニーズに的確に対応した貨幣セットの販売	製造セット数 (年銘)	/	/	846,000 個	/	/	/	/		売上原価（百万円）	17,912	/	/	/
	販売セット数 (年銘)	/	/	799,958 個	/	/	/	/		販売費及び一般管理費 (百万円)	1,356	/	/	/
【参考】 公平・公正な販売に向けた適切な取組	申込倍率	/	/	別紙 3 表 1 参照	/	/	/	/		営業費用（百万円）	19,268	/	/	/
営業利益（百万円）	988	/	/	/	/	/	/	/		従事人員数 (各年度 4 月 1 日現在)	168 人	/	/	/
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	情報漏えい等の発生の有無	発生無し	発生無し	発生無し	/	/	/	/				/	/	/

注) 上記の財務情報は、その他事業セグメントの金額を記載。
 従事人員数は、その他事業セグメントに属する事業（勲章等及び金属工芸品の製造、貨幣の販売及び貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務）に直接従事する常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
貨幣セット販売業務については、新製品の開発や顧客層の拡大、代金決済手段の多様化等サービス向上を図ることにより、国民のニーズに応えるとともに、「公共サービス改革	貨幣セット販売業務については、国民のニーズに応えるとともに、「公共サービス改革基本方針」（平成 24 年 7 月 20 日閣議決定）に基づく業務フロー・コスト分析		<主要な業務実績> 貨幣セット販売業務については、平成 24 年 7 月 20 日閣議決定の公共サービス改革基本方針に基づき、業務フロー・コスト分析を実施し、事務・事業の質の維持や、効率性、コスト削減、民間ノウハウの活用等の観点から民間への委託の拡大について検討を重ねてき	<評定と根拠> 評定：B これまでに実施した顧客アンケート調査で得られた貨幣セットに対するお

<p>基本方針」（平成 24 年 7 月 20 日閣議決定）に基づく業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、効率化や民間ノウハウの活用等の観点から、業務について不断の見直しに努める。</p> <p>また、記念貨幣については、顧客の拡大に向けた取組、公正・公平な抽選や確実な配送を行うことにより、広く国民に行き渡るよう注力するとともに、徹底した販売プロセス管理の下で適切な販売を行う。</p>	<p>の結果を踏まえ、業務について不断の見直しに努めます。</p> <p>また、記念貨幣の販売に当たっては、国家的な記念事業としての性格も踏まえ、顧客の拡大に向けた取組を行いながら、引き続き、はがきに加えオンラインでも申込みの受付を行い、購入希望者の公平性に配慮しつつ、公正・公平な抽選や確実な発送を行うことにより、広く国民に行き渡るよう取り組むとともに、徹底した販売プロセス管理の下で適切な販売を行います。</p> <p>さらに、貨幣セットの購入者をはじめとする顧客に対し、アンケートによる満足度調査を実施し、5段階評価で平均して 3.5 を超える評価が得られるよう取り組みます。顧客アンケート調査等で得られたニーズを踏まえ、代金支払方法の多様化等のサービス向上に向けて取り組みます。なお、貨幣製造技術の向上に資する新製品の開発に取り組むとともに、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないよう情報の管理及び物品の管理を万全に行います。</p>	<p><その他の指標></p> <p>○国民のニーズに的確に対応した貨幣セットの販売（参考指標：製造セット数及び販売セット数（年銘））</p>	<p>た。</p> <p>こうした経緯を踏まえ、造幣局本局構内の販売所（ミントショップ）における店頭販売業務については平成 26 年 4 月から、さいたま支局構内のミントショップにおける店頭販売業務については平成 29 年 4 月から民間への外部委託を実施しており、令和 7 年度においても、前年度における実施状況を踏まえ引き続き実施した。</p> <p>（注）平成 24 年 7 月 20 日以降、令和 7 年 6 月 24 日までに閣議決定された公共サービス改革基本方針では、当該業務は民間競争入札の対象事業とはされていない。</p> <p>国民のニーズに的確に対応した貨幣セットを販売すべく、これまでに実施した顧客アンケート調査で得られた貨幣セットに対するお客様の要望において日本の歴史、文化、芸術を題材とした貨幣セットや各種行事・イベントを題材とした貨幣セットの要望が多かったことを踏まえ、新たな貨幣セットの企画・開発に努め、令和 7 年度においては、日本の歴史、文化、芸術を題材にした貨幣セットとして世界文化遺産貨幣セット（北海道・北東北の縄文遺跡群）、東京 2025 世界陸上競技選手権大会プルーフ貨幣セット、国宝 鳥獣人物戯画（甲巻）貨幣セット、ドラゴンボール 40 周年記念 2025 プルーフ貨幣セット、ドラゴンボール 40 周年記念 貨幣セットを企画し、販売を行った。</p> <p>ドラゴンボール 40 周年記念 2025 プルーフ貨幣セット及びドラゴンボール 40 周年記念 貨幣セットについては、新たな顧客層の開拓に資するよう、「週刊少年ジャンプ」裏表紙へのカラー広告やドラゴンボールオフィシャルサイトへの製品紹介記事掲載、ドラゴンボール公式 X における周知を行った。</p> <p>また、各種行事の開催会場等で現地販売することを主な目的とした貨幣セットの企画・開発にも努め、令和 7 年度においては、宇佐神宮御鎮座 1300 年貨幣セット、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025 開催記念 貨幣セット及びベルリン・ワールド・マネーフエア貨幣セットを企画し、販売を行った。なお、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025 開催記念 貨幣セットについては、現地周辺の関係各所でポスター掲載を行った。</p> <p>なお、製造した令和 7 年銘の貨幣セット数は、846,000 個であり、販売した令和 7 年銘の貨幣セット数は 799,958 個（令和 8 年 3 月末時点）である。</p>	<p>お客様の要望等を踏まえ、貨幣製造技術の向上に資する新製品等、国民のニーズに的確に対応した貨幣セットの販売を行った。</p> <p>また、令和 7 年度においても、国民に対し記念貨幣の購入機会を広く公平に提供できるよう、様々な手段により幅広く国民に周知するとともに、公開の抽選会による厳正な抽選を行うなど公正・公平な販売への取組を確実に行った。</p> <p>さらに、予定していた記念貨幣を全て販売するとともに、案内したスケジュールどおりに商品を発送した。</p> <p>これら、国民のニーズへの対応やサービスの向上に向けて取り組んでいることもあり、顧客満足度アンケート結果においては、目標を上回る平均 4.4 を達成しており、貨幣セット購入者等から高い評価を受けている。</p> <p>以上のことから、「貨幣の販売」については、定量的な数値目標を 120% 以上達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
--	--	---	--	--

(参考) 貨幣セット等及び外国貨幣の販売状況 (税抜)

区 分	6年度		7年度	
	個数	金額 (千円)	個数	金額 (千円)
通常貨幣セット	396,985	929,770	448,085	1,073,578
プルーフ貨幣 セット	76,918	910,187	81,436	1,002,266
プレミアム貨 幣・貨幣セット	282,204	3,540,378	272,257	10,944,244
外国貨幣	136	1,052	—	—
合 計	756,243	5,381,387	801,778	13,020,089

(注) 1. 通常貨幣セットは、2025年日本国際博覧会記念五百円バイカラー・クラッド貨幣及び2025年日本国際博覧会記念五百円バイカラー・クラッド貨幣入りミントセットを含む。
 2. プレミアム貨幣・貨幣セットは、2025年日本国際博覧会記念貨幣コンプリートセット、2025年日本国際博覧会記念一万円金貨幣 (第三次発行)、2025年日本国際博覧会記念千円銀貨幣 (第二次発行、第三次発行) 及び国立公園制度100周年記念千円銀貨幣 (西表石垣国立公園、慶良間諸島国立公園、やんばる国立公園、瀬戸内海国立公園、雲仙天草国立公園、霧島錦江湾国立公園、阿寒摩周国立公園、大雪山国立公園、中部山岳国立公園、日光国立公園、阿蘇くじゅう国立公園) である。

<その他の指標>

○公平・公正な販売に向けた適切な取組 (参考指標：申込倍率の状況)

令和7年度においては、国立公園制度100周年記念千円銀貨幣 (阿寒摩周国立公園、大雪山国立公園、中部山岳国立公園、日光国立公園、阿蘇くじゅう国立公園) の販売を行ったが、販売開始に当たっては記者発表を行うとともに、新聞広告や造幣局ホームページへの販売要領掲載等により、広く国民に周知するとともに、記念貨幣についてはできる限り多くの国民の方に保有していただくよう、販売予定数を上回る申込みがあった場合には抽選により当選者を決定すること及び当選は1人当たり1個限りとする事とし、その旨を販売要領に記載するという取組を確実に実施した。

また、更なる国民への周知を図るため、以下の取組を実施した。

- ・全国の財務局・財務事務所・財務出張所や博物館等にポスターとリーフレットを送付し、それぞれ掲示と配布を依頼するとともに、全国の財務局に対し記者発表資料を送付し、記者クラブにおいての資料配布を依頼した。
- ・新たな周知広報活動として、貨幣セットのテーマに採用するキャラクターが連載されていたマンガ雑誌への広告掲載の検討を行い、「週刊少年ジャンプ」裏表紙にドラゴンボール40周年記念貨幣セット (プルーフを含む) のカラー広告を掲載した。

		<p><その他の指標></p> <p>○サービスの向上に向けた取組</p> <p><主な定量的指標></p> <p>○顧客満足度アンケート結果（5段階評価で平均評価 3.5 超）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園事務所等にポスターとリーフレットを送付し、それぞれ掲示と配布を依頼した。 ・全国の中央郵便局でリーフレットを配布した。 ・造幣局公式 Facebook、造幣局公式 X 及び造幣局公式 Instagram において貨幣セットの周知を行うとともに、円形パネルを全国の財務局に送付した。 ・お金と切手の展覧会において、ポスター掲示とリーフレット配布を行った。 ・Instagram、X 及び YouTube で広告を配信した。 ・造幣局公式 YouTube チャンネルにおいて、国立公園制度 100 周年記念貨幣（吉野熊野国立公園及び大山隠岐国立公園）の紹介動画を配信した。 <p>これらの案内の結果、申込数が約 3 倍となった国立公園制度 100 周年記念貨幣（阿寒摩周国立公園）をはじめとするすべての記念貨幣について販売予定数を上回る申込みがあった。このため、関係者の立会いの下、抽選会により厳正な抽選を行って当選者を決定した。記念貨幣の申込倍率の状況は、別紙 3 表 1 を参照。</p> <p>記念貨幣の販売においては、予定していた記念貨幣を全て販売するとともに、案内したスケジュールどおりに商品を発送した。</p> <p>記念貨幣以外の貨幣セットについても貨幣セットの周知用にポスターやリーフレットを作成し、地方自治体や関係機関のホームページや SNS において、当該貨幣セットについて情報発信を依頼するなど積極的な周知活動を展開した。</p> <p>顧客のニーズを踏まえ、サービスの向上に向けて、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客対応会議を定期的で開催して顧客からの意見等を担当部内で共有し、意見に対する対応策について検討を行う等、サービス向上に向けて取り組んだ。 ・オンラインショップでの申込におけるクレジットカードによる代金決済の運用を、引き続き実施した。 <p>国民のニーズを把握するため、令和 7 年度においては、造幣局が開催したイベント「花のまわりみち」への来場者及び通信販売での貨幣セットの購入者に対して、アンケート調査を実施した。</p> <p>アンケートの結果、顧客満足度は 5 段階評価で平均 4.4 となり、基準値である 3.5 を上回った。</p> <p>貨幣セットの販売に当たっては、記者発表や関係機関への贈呈を行い、メディアの取材・報道等を通じて貨幣セットの周知を図った。</p>	
--	--	--	--	--

		<p><主な定量的指標></p> <p>○情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p> <p><その他の指標></p> <p>○貨幣製造技術の向上に資する新製品の開発</p> <p><評価の視点></p> <p>○貨幣セット販売業務の見直しに努めているか。</p> <p>○国民のニーズに応えた貨幣セットの販売を行っているか。</p> <p>○記念貨幣について、公平・公正な販売に向けた適切な取組を行っているか。</p> <p>○顧客満足度アンケート結果の目標（5段階評価で平均評価3.5超）を達成する</p>	<p>加えて、関係機関のホームページや広報誌、SNS等において、情報発信を行っていただくとともに、周知用のポスター・リーフレットを作成し、関係機関等による周知活動がより一層行われるよう働きかけた。</p> <p>顧客情報について、データが保管されているサーバ室への入退室の際は個人認証システムにより入退室者の照合確認を行う等、厳格なセキュリティチェック等を実施し、そのデータベースには許可された職員以外はアクセスできないよう措置を施すこと等により、情報漏えいの発生はなかった。</p> <p>物品については、管理を万全に行ったことにより、紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>貨幣製造技術の向上に資する新製品等、国民のニーズに対応した新製品の開発に取り組んだ結果、以下の新製品を開発した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京 2025 世界陸上競技選手権大会プルーフ貨幣セットの銀メダルの裏面、ドラゴンボール 40 周年記念 2025 プルーフ貨幣セットの銀メダルの裏面に、虹色発色加工を施した。 <p>（注）虹色発色加工技術</p> <p>微細な間隔に刻んだ溝に当たり反射した光が、干渉し虹色に輝いて見えるように加工する技術。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桜の通り抜け 2025 プルーフ貨幣セットの銀メダルの裏面に、レーザーによる梨地加工を施した。 <p>（注）梨地加工技術</p> <p>表面に凹凸を刻むことにより光を乱反射させ、梨の表面のような質感に仕上げる加工技術。</p>	
--	--	---	--	--

		<p>とともに、サービスの向上に向けて取り組んでいるか。</p> <p>○貨幣製造技術の向上に資する新製品の開発に取り組むとともに、情報漏えいや紛失・盗難の発生を防いでいるか。</p>	
--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし。

様式3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-(3)	貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	独立行政法人造幣局法第11条第1項第6号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	区分	達成目標	基準値 （過去5年平均等）	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度		7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
返却期限達成率（%）	貴金属の品位証明業務	100%	100%	100%	/	/	/	/	売上高（百万円）	20,255	/	/	/	/
	地金及び鉱物の分析業務	100%	100%	100%					売上原価（百万円）	17,912				
収支相償の達成（%）	貴金属の品位証明業務	100%	100%	100%					販売費及び一般管理費 （百万円）	1,356				
	地金及び鉱物の分析業務	100%	100%	100%					営業費用（百万円）	19,268				
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	貴金属の品位証明業務	発生無し	発生無し	発生無し					営業利益（百万円）	988				
	地金及び鉱物の分析業務	発生無し	発生無し	発生無し					従事人員数 （各年度4月1日現在）	168人				

注) 上記の財務情報は、その他事業セグメントの金額を記載。
従事人員数は、その他事業セグメントに属する事業（勲章等及び金属工芸品の製造、貨幣の販売及び貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務）に直接従事する常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
貴金属の品位証明業務については、業界の自主的な品位証明に関する取組を確認しつつ、中小企業等が製造・販売する貴金属製品の品位を保証することにより、取引の安定及び消費者の保護に寄与できるよう努める。また、ロンドン貴金属市場協会（LBMA）が発行した「LBMA Responsible Gold Guidance」等に基づく管理を的確に実施する。 地金及び鉱物の分析業務については、取引	貴金属の品位証明業務については、貨幣製造を通じて培ってきた分析技術を活用し、確実に作業を遂行したうえで、委託者への返却期限を遵守します。また、紛争地域において産出された金地金等が武装集団等の資金源となることを防止するため、ロンドン貴金属市場協会（LBMA）が発行した「LBMA Responsible Gold Guidance」等に基づき、的確に対応しま	<主な定量的指標> ○返却期限達成率 （100%） <その他の指標> ○紛争鉱物管理方針 に基づく適切な管	<主要な業務実績> 貴金属製品の品位証明業務については、品位試験及び品位試験に合格した製品への品位証明印（ホールマーク）の打刻等の作業を確実に実行し、委託者への返却期限を遵守した。 また、地金及び鉱物の分析業務についても、依頼のあった成分についての分析等の作業を確実に実行し、委託者への返却期限を遵守した。 紛争鉱物地金が武装集団等の資金源となることを防止するためにLBMAが発行する「LBMA Responsible Gold Guidance」等に基づき定	<評定と根拠> 評定：B 貴金属の品位証明業務並びに地金及び鉱物の分析業務について、いずれも確実に作業を行い、委託者への返却期限を100%遵守した。 紛争地域において産出された紛争鉱物地金が武装集団等の資金源となるこ

<p>において双方の分析が異なる場合に第三者機関として実施する審判分析等を通じ、公共的な役割を果たす。</p> <p>また、これらの業務を着実に実施し、公益的役割を果たしていくため、品位証明業務及び分析業務に係る行動方針に基づき、受益者に適正な負担を求めること等を通じて、収支相償を達成する。</p>	<p>す。さらに、消費者保護や貴金属取引の安定に寄与する公共性の高い業務であることから、その役割について周知活動を積極的に行うとともに、造幣局の品位証明業務の継続に対する要望や、業界の自主的な品位証明に関する取組の有無等について、関係団体へのヒアリング等により実態を調査していきます。</p> <p>地金及び鉱物の分析業務については、取引において双方の分析が異なる場合に第三者機関として実施する審判分析等を通じ、公共的な役割を果たすべく、確実に作業を行い、委託者への返却期限を遵守します。</p> <p>なお、これらの業務を着実に実施するに当たっては、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないよう情報の管理及び物品の管理を万全に行うとともに、利用者の利便性向上に取り組みつつ、品位証明業務及び分析業務に係る行動方針に基づき、受益者に適正な負担を求めること等を通じて、引き続き、収支相償の達成に取り組みます。</p>	<p>理</p> <p><その他の指標> ○関係団体への実態調査</p> <p><その他の指標> ○貴金属の品位証明業務の積極的な周知及び利便性向上に向けた取組</p> <p><主な定量的指標> ○収支相償の達成（100%）</p>	<p>めた「紛争鉱物管理方針」に従って、推進責任者や遵守責任者を選任し、紛争鉱物地金に関する体制を整備するほか、すべての金地金及び銀地金の受け入れに当たってはリスク評価を行う等、適切な管理を行った。</p> <p>また、令和6年度における紛争鉱物地金対応の体制及び実施状況について、「Compliance Report」を作成し、独立した第三者機関による監査を受けた結果、適正である旨の報告を受けた。「Compliance Report」及び独立した第三者機関による監査報告書は、LBMAに提出するとともに、当局ホームページにおいて公表している。</p> <p>関係団体への実態調査については、以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">造幣局の品位証明業務の継続に対する要望や、業界の自主的な品位保証への取組の有無等について、関係団体へのヒアリングや検定依頼事業者等が出展するジャパンジュエリーフェアに往訪してのヒアリング等により実態を調査した。貴金属製品業界団体及び検定登録事業者と年一回行う検定事業懇談会（令和8年2月開催）において、参加した業界団体及び事業者と意見交換を行ったところ、品位証明業務の継続について要望する意見が出された。 <p>こうした貴金属製品業界団体及び検定登録事業者からの要望等を踏まえ、貴金属の品位証明業務については、消費者保護や貴金属製品取引の安定という社会的要請に寄与するものであるとして、引き続き、業務を継続し収支相償の達成に努めることとした。また、今後とも定期的に関係団体へのヒアリング等の実態調査を行うこととした。</p> <p>貴金属の品位証明業務についての周知活動を引き続き実施した。貴金属の品位証明業務の積極的な周知の実績については、別紙4表1を参照。</p> <p>貴金属の品位証明業務については、引き続き、行動方針の取組を推進した結果、平成28年10月の東京支局のさいたま市への移転により増加した建物等の減価償却費を除き収支相償となった。</p> <p>（注）貴金属の品位証明業務に係る行動方針 平成19年1月に定めた収支相償のための具体的な改善策であるアクションプログラムを見直し、令和5年1月に策定、令和6年10月に改訂したものであり、手数料体系の継続的な見直し、技術及びサービスの維持向上、周知・広報活動の充実、必要な人員と設備の確保、信頼性の維持を定めている。</p>	<p>とを防止するため、紛争鉱物地金への対応を適切に実施したことは、金地金及び銀地金を取り扱う事業者としての社会的責任を適切に果たしている。</p> <p>関係団体への実態調査について、貴金属製品業界団体及び検定登録事業者から消費者保護のため造幣局の品位証明制度の継続を要望されたことは、貴金属製品の品位証明業務が消費者保護や貴金属製品取引の安定という社会的要請に寄与しているものと評価できる。</p> <p>また、消費者等への周知活動に取り組むことで品位証明業務についての国民の理解促進を図ったことは、消費者保護や貴金属製品取引の安定に資するものである。</p> <p>貴金属製品の品位証明業務並びに地金及び鉱物の分析業務については、東京支局の移転により増加した建物等の減価償却費を除き収支相償となるよう、引き続き、行動方針の取組を推進した結果、収支相償となった。</p> <p>情報の管理及び物品の管理を万全に行い、情報漏えいや紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>以上のことから、「貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	---	--	--	--

(参考) 貴金属の品位証明業務の受託及び収支状況

(単位：百万円)

区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
受託数量 (千個)	298	309	359	347	355
売上高	48	50	59	72	72
売上原価	46	46	54	51	68
売上総利益	2	4	6	21	4

地金及び鉾物の分析業務については、取引において双方の分析が異なる場合に第三者機関として実施する審判分析等により取引の安定に寄与しており、このような公共的な役割を担いつつも効率的な業務運営を行うよう、引き続き、行動方針の取組を推進した結果、平成28年10月の東京支局のさいたま市への移転により増加した建物等の減価償却費を除き収支相償となった。

(注) 地金及び鉾物の分析業務に係る行動方針

平成20年11月に定めた収支相償のための具体的な改善策であるアクションプログラムを見直し、令和5年1月に策定、令和6年10月に改訂したものであり、手数料体系の継続的な見直し、技術及びサービスの維持向上、周知・広報活動の充実、必要な人員と設備の確保、信頼性の維持を定めている。

(参考) 地金及び鉾物の分析業務の受託及び収支状況

(単位：千円)

区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
受託数量 (成分)	224	165	50	51	46
売上高	9,313	6,999	2,241	2,827	2,464
売上原価	9,223	6,915	2,236	2,377	2,266
売上総利益	90	84	5	450	198

<主な定量的指標>

○情報漏えい、紛失・盗難発生の有無

顧客情報のうち個人情報を含む文書について、所定の書庫に施錠のうえ厳重保管するとともに、入退室の際は個人認証システムにより入退室者の照合確認を行う等、厳格なセキュリティチェック等を実施し、情報漏えいの発生はなかった。

物品については、管理を万全に行ったことにより、紛失・盗難の発生はなかった。

		<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○確実に作業を遂行したうえで、委託者への返却期限を遵守しているか。 ○紛争鉱物管理方針に基づく適切な管理を行っているか。 ○積極的な周知及び利便性向上に向けて取り組むとともに、関係団体への実態調査を行っているか。 ○品位証明業務及び分析業務に係る行動方針に基づき、引き続き、収支相償の達成に取り組んでいるか。 ○情報漏えい、紛失・盗難発生を防いでいるか。 		
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし。

様式3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1-(1)	組織の見直し		
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
【参考】 組織の効率化	期末常勤役職員数	/	790人	839人	/	/	/	/	フルタイム再任用職員を含む 令和11年度末の常勤役職員の総数を原則、令和6年度末以下とする
	売上高人件費比率	/	/	12.3%	/	/	/	/	
給与水準の公表の有無	前年度分の公表の有無	公表有り	公表有り	公表有り	/	/	/	/	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>造幣局は、行政執行法人として正確かつ確実に業務を遂行するため、業務の質を高い水準に維持しつつ、あわせて国民負担の軽減を図る観点から、引き続き効率的かつ効果的な業務運営を推進することにより、製造コストの引下げに努める必要がある。</p> <p>① 「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう配意しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら、組織の効率化に向けて取り組む。</p>	<p>① 組織の見直しについては、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、業務の質の低下を招くことなく持続的かつ安定的に業務運営ができるよう配慮しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら、組織の効率化に向けて取り組みます。</p>	<p><その他の指標></p> <p>○適正な人員配置</p> <p>○組織の効率化（参考指標：期末常勤役職員数（フルタイム再任用職員を含む）、売上高人件費比率）</p> <p>※「人件費」とは、毎年度公表している「独立行政法人造幣局の役職員の報酬・給与等について」中の「Ⅲ 総人件費について」における「給与、報酬等</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>将来の安定的な業務運営に支障が生じないように配意しつつ、業務量、技能伝承の状況、職員の年齢構成等を考慮した上で、令和8年度期初における新規採用予定者数を、総合職及び一般職10人、工芸職1人、技能職13人の計24人とするとともに、配置先を決定した。</p> <p>組織の効率化については、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行ったところ、令和7年度末の常勤役職員の総数は839人（フルタイム再任用職員89人を含む）となり、中期的な観点から参考となるべき事項として設定する目標（令和11年度末の常勤役職員の総数を原則、令和6年度末以下とする）の基準値（790人）を一時的に上回った。また、令和7年度における人件費は5,947百万円となり、売上高人件費比率は12.3%となった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>組織の見直しについては、業務量、技能伝承の状況、職員の年齢構成等を考慮した上で、令和8年度期初における新規採用予定者数を24人とするとともに配置先を決定した。</p> <p>業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行った結果、令和7年度末の常勤役職員の総数は、839人（フルタイム再任用職員89人を含む）となった。また、令和7年度における人件費は5,947百万円、売上高人件費比率は12.3%となった。上記のとおり、将来の安定的な業務運営に支障が生じないように配意しつつ、組織の効率化に取り組んでいる。</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を参酌しつつ、労使交渉等により適正な水準の維持に向けて取り組み、令</p>

<p>② 給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、その状況を公表する。</p>	<p>② 給与水準については、国家公務員の給与水準を参酌し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、総務大臣の定める様式により役職員の給与等の水準を造幣局ホームページにおいて公表します。</p>	<p>支給総額」をいう。</p> <p><その他の指標></p> <p>○適正な給与水準の維持</p> <p><主な定量的指標></p> <p>○給与水準の公表の有無</p> <p><評価の視点></p> <p>○安定的に業務運営ができるよう配意しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いつつ、組織の効率化に向けて取り組んでいるか。</p> <p>○適正な給与水準の維持に向けて取り組むとともに、その状況を適切に公表しているか。</p>	<p>(参考) 人件費及び期末常勤役員数の推移</p> <table border="1" data-bbox="1537 134 2347 497"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費(百万円)</td> <td>5,722</td> <td>5,655</td> <td>5,744</td> <td>5,851</td> <td>5,947</td> </tr> <tr> <td>対前年度人件費削減率</td> <td>△2.4%</td> <td>△1.2%</td> <td>1.6%</td> <td>1.9%</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>売上高人件費比率</td> <td>14.5%</td> <td>16.4%</td> <td>20.7%</td> <td>17.8%</td> <td>12.3%</td> </tr> <tr> <td>期末常勤役員数(人)</td> <td>792</td> <td>816</td> <td>838</td> <td>790</td> <td>839</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員の給与水準については、国家公務員の給与水準を参酌し、引き続き、対国家公務員ラスパイレス指数による比較や労使交渉等により、適正な水準の維持に向けて取り組んだ。</p> <p>その結果、令和6年度における対国家公務員ラスパイレス指数(事務・技術職員：99.3)を踏まえ、令和6年度の給与水準について監事による監査を受けた。</p> <p>役職員の令和6年度における給与水準については、総務大臣が定めるガイドラインに基づき、令和7年6月に「独立行政法人造幣局の役職員の報酬・給与等について」により、一般職国家公務員と比較した結果を造幣局ホームページで公表した。</p> <p>なお、令和7年度における対国家公務員ラスパイレス指数(事務・技術職員)は、指数算出時に技能職員が母数から除外され、技能職員を除く職種における管理職比率が国と比べて高いこと等の要因により101.5となり、100を上回った。</p>	区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	人件費(百万円)	5,722	5,655	5,744	5,851	5,947	対前年度人件費削減率	△2.4%	△1.2%	1.6%	1.9%	1.6%	売上高人件費比率	14.5%	16.4%	20.7%	17.8%	12.3%	期末常勤役員数(人)	792	816	838	790	839	<p>和6年度における対国家公務員ラスパイレス指数(事務・技術職員)を踏まえ、監事から令和6年度の給与水準について監査を受けるとともに、総務大臣が定めるガイドラインに基づいて、一般職国家公務員と比較した結果を公表している。なお、令和7年度における対国家公務員ラスパイレス指数(事務・技術職員)は、101.5と100を上回ったが、これは、指数算出時に技能職員が母数から除外され、技能職員を除く職種における管理職比率が国と比べて高いこと等の要因によるものであり、適正な給与水準を維持している。</p> <p>以上のことから、「組織の見直し」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度																													
人件費(百万円)	5,722	5,655	5,744	5,851	5,947																													
対前年度人件費削減率	△2.4%	△1.2%	1.6%	1.9%	1.6%																													
売上高人件費比率	14.5%	16.4%	20.7%	17.8%	12.3%																													
期末常勤役員数(人)	792	816	838	790	839																													
<p>4. その他参考情報</p>																																		
<p>特になし。</p>																																		

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ-1-(2)	業務の効率化		
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
【参考】 業務の効率化の推進	経費率		95.4%	95.4%					令和7年度から令和11年度までの5年間における経費率（研究開発費を除く）の実績平均値が令和2年度から令和6年度までの5年間における実績平均値以下とする
情報システム整備運用計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り					
調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無	公表の有無	公表有り	公表有り	公表有り					
契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数	不適切な契約と認められた契約件数	0件	0件	0件					
【参考】 障害者就労施設等からの調達の実施	件数及び金額			323件 8,653,190円					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、令和7年度から令和11年度までの5年間を対象として中期的な観点から設定した経費率（研究開発費を除く）の低減目標の達成に向けて必要な取組を行う。</p> <p>また、業務のデジタル化を進めるとともに、電子政府推進の取組の一環として、情報システムに係る整備運用計画を策定し、情報システム関連機器の適時適切な更新を行う。</p> <p>さらに、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24</p>	<p>① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、緊急時にも対応できる体制を維持しつつ、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、令和7年度から令和11年度までの5年間を対象として中期的な観点から設定した経費率（研究開発費を除く）の低減目標の達成に向けて必要な取組を行います。</p> <p>また、情報システムの効率的な活用により業務の効率化、迅速化を図るとともに、デジタル化を推進するため、情報システム整備運用計画を策定し、当該計画に基づき情報システム関連機器の更新を行います。</p>	<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務の効率化の推進（参考指標：経費率（研究開発費を除く）） ※経費率 = (売上原価 + 販売費及び一般管理費 - 研究開発費) / 売上高 ○効率化に向けた業務の見直し <p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報システム整備 	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 経費率の低減に向けた取組</p> <p>中期的な観点から参考となるべき事項として設定する経費率（研究開発費を除く）の低減目標（令和7年度から令和11年度までの5年間における経費率の実績平均値を令和2年度から令和6年度までの5年間における実績平均値以下とする）の達成に向けて、費用に係る情報を共有し、投資効果や進捗状況を適切に把握したうえで、理事会における事前審議や設備投資検証会議での検証を経て、施設及び設備に関する計画を見直すとともに、内部管理予算の執行管理を徹底する等の取組を行った。</p> <p>その結果、令和7年度における経費率は95.4%となった（令和2年度から令和6年度までの5年間における実績平均値は95.4%）。</p> <p>2. 情報システム整備運用計画の策定等</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>業務の効率化については、中期的な観点から参考となるべき事項として設定する経費率の低減目標の達成に向けて、費用に係る情報を共有し、施設及び設備に関する計画を見直し、内部管理予算の執行管理を徹底する等の取組を行った結果、令和7年度の経費率は、令和2年度から令和6年度までの5年間における実績平均値と同水準となった。</p> <p>造幣局の基幹業務システムであるERPシステムをはじめとする情報システム</p>

<p>日デジタル大臣決定)を踏まえ、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</p>	<p>さらに、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)を踏まえ、情報システムの適切な整備及び管理を行います。</p>	<p>運用計画の策定の有無 <その他の指標> ○業務のデジタル化等を踏まえた適時適切な情報システム関連機器の更新</p>	<p>情報システムのより効率的な活用による業務の効率化、迅速化を推進するため、造幣局の基幹業務システムであるERPシステムをはじめとする情報システムについて、令和7年1月に令和7年度以降の情報システム整備運用計画を策定し、当該計画に基づき、情報システム関連機器の更新を実施した。また、令和8年1月に、令和8年度以降の情報システム整備運用計画を策定した。</p> <p>当局の基幹業務システムであるERPシステムについては現行ソフトウェアのサポート終了問題を解決するため、新ERPシステムへの移行に向けて準備を進めており、コンサルティング会社の支援を受けつつ調達を実施した結果、令和8年2月に入札を行い受託業者が決定した。</p>	<p>について、情報システム整備運用計画を策定し、同計画に基づき情報システム関連機器の更新を計画的に実施して現行システムの機能性・利便性の向上を図ることで、業務の効率化、迅速化の推進を図った。なお、ERPシステムについては、更新時期が当初の計画から大幅に遅れることとなったが、業務への影響が出ないよう適切な措置を講じている。</p>
<p>(注) 経費率 (売上原価+販売費及び一般管理費-研究開発費)/売上高</p>	<p>(注) 経費率 (売上原価+販売費及び一般管理費-研究開発費)/売上高</p>	<p>○業務のデジタル化等を踏まえた適時適切な情報システム関連機器の更新</p>	<p>当局の基幹業務システムであるERPシステムについては現行ソフトウェアのサポート終了問題を解決するため、新ERPシステムへの移行に向けて準備を進めており、コンサルティング会社の支援を受けつつ調達を実施した結果、令和8年2月に入札を行い受託業者が決定した。</p> <p>なお、令和7年度においては、業務のデジタル化を推進するため、生成AIの検証を行い、有用性及びそのリスクの確認を行っていたが、政府方針として生成AIの利活用が推奨されるとともに、利活用ルール等の手続が整備されたこと等を踏まえ、技能職職員を含む全役職員に生成AI(Microsoft 365 Copilot Chat)の利用を開放することとし、リスク等に関するオンライン研修を実施したうえ、生成AIの積極的利活用を図ることとした。</p>	<p>調達に係る契約については、令和7年6月、調達等合理化計画を策定し、公表した。当該計画に基づく取組を着実に実施するとともに、取組状況について、契約監視委員会等の調達に関するガバナンスを活用し、点検・審議を行った。その結果、契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数は0件であり、適正な予定価格の策定等による価格合理性の担保、契約の結果の適正な情報公開等、当該計画が着実に実施されていることが確認された。</p>
<p>② 調達に係る契約については、偽造防止の観点に配慮しつつ、原則として一般競争入札その他の競争性、透明性が十分確保される方法によるものとする。また、公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、造幣局が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表する。</p>	<p>② 調達に係る契約については、引き続き、偽造防止技術の維持・向上に支障を来さないよう留意しつつ、原則として一般競争入札等によるものとし、また、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達が推進できるよう、以下の取組を行います。</p>	<p><主な定量的指標> ○調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無 <その他の指標> ○調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施</p>	<p>3. 調達等合理化計画の取組等</p>	<p>調達に係る契約については、令和7年6月、調達等合理化計画を策定し、公表した。</p>
<p>また、調達に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号)及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成24年法律第92号)に基づいた調達を行うよう努める。</p>	<p>・令和7年6月末までに「調達等合理化計画」を策定し、当該計画等に基づく取組を着実に実施し、その取組の実施状況及び契約実績を造幣局ホームページにおいて公表すること。 ・契約監視委員会による点検において、不適切な契約と認められる契約が無いよう適正に事務を遂行すること。 また、調達に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)、「国等による障害者就労施設等からの</p>	<p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、一般競争入札を原則としつつ、事務・事業の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保し、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和7年6月、令和7年度独立行政法人造幣局調達等合理化計画を策定し、公表した。</p> <p>なお、調達等合理化計画の策定に当たっては、外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会において点検を受け、その審議結果について造幣局ホームページで公表した。</p> <p>調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施するとともに、取組状況について、競争促進及び一者応札解消並びに調達等合理化推進プロジェクトチーム及び契約監視委員会において点検・審議を行った。</p> <p>調達等合理化計画に基づく主な取組については、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き一者応札・応募の解消のための新規参入業者の調査等を進めた。 ・引き続き局内プロジェクトチームによる競争促進等のための点検を行った。 ・適正な予定価格の策定等により価格合理性が担保されている 	<p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、一般競争入札を原則としつつ、事務・事業の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保し、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和7年6月、令和7年度独立行政法人造幣局調達等合理化計画を策定し、公表した。</p> <p>なお、調達等合理化計画の策定に当たっては、外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会において点検を受け、その審議結果について造幣局ホームページで公表した。</p> <p>調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施するとともに、取組状況について、競争促進及び一者応札解消並びに調達等合理化推進プロジェクトチーム及び契約監視委員会において点検・審議を行った。</p> <p>調達等合理化計画に基づく主な取組については、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き一者応札・応募の解消のための新規参入業者の調査等を進めた。 ・引き続き局内プロジェクトチームによる競争促進等のための点検を行った。 ・適正な予定価格の策定等により価格合理性が担保されている 	<p>さらに、業務の効率化の視点に立ち、本局における健康診断業務の民間への業務委託について検討を行った。</p>
				<p><課題と対応> 特になし。</p>

物品等の調達推進等に関する法律」（平成24年法律第50号）及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号）に基づいた調達を行うよう努めます。

＜主な定量的指標＞

○契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数（0件）

ことを確認した。

- ・契約の情報は、造幣局ホームページに適正に公開した。
- ・契約に係る関連法令に関する研修等に参加することにより知見を深め、不祥事を未然に防ぐ取組を行った。

令和7年度における競争入札及び随意契約の状況は、別紙5表1のとおりであり、競争性のない随意契約は18件となった。当該18件の内訳は、水道、後納郵便料等である。また、競争性のある契約における一者応札・一者応募の状況は、別紙5表2のとおりである。

令和7年度独立行政法人造幣局調達等合理化計画に係る自己評価結果については、別紙6参照。

4. 契約監視委員会による点検

外部有識者3人及び監事2人で構成される契約監視委員会において点検を行った結果、不適切な契約と認められた契約件数は0件であった。また、議事概要を造幣局ホームページで公表した。開催状況については、次のとおり。

(1) 開催日 令和7年6月10日

審議対象

1) 調達等合理化計画について

- ①令和6年度の自己評価の点検
- ②令和7年度の計画策定の点検

2) 個々の契約案件の事後点検

※点検結果は、令和6年度の業務実績に関する自己評価に記載。

3) 調達等合理化の推進に向け議論すべき事項

- ①合理化計画の実施状況の点検
- ②随意契約における予定価格の適正性及び価格合理性の担保に係る点検

(2) 開催日 令和7年12月17日

審議対象

1) 個々の契約案件の事後点検

【令和7年度上期（4月～9月）】

- ①新規の随意契約となった案件 6件
- ②2か年度連続一者応札・応募契約となった案件 4件
 - ・うち一般競争入札で一者応札のもの（0件）
 - ・うち公募で一者応募のもの（4件）

2) 調達等合理化の推進に向け議論すべき事項

- ①合理化計画の実施状況の点検
- ②随意契約における予定価格の適正性及び価格合理性

		<p><その他の指標></p> <p>○障害者就労施設等からの調達の実施 (参考指標：件数及び金額)</p>	<p>の担保に係る点検</p> <p>(3) 開催日 令和8年6月12日 審議対象</p> <p>1) 調達等合理化計画について</p> <p>①令和7年度の自己評価の点検 ②令和8年度の計画策定の点検</p> <p>2) 個々の契約案件の事後点検</p> <p>【令和7年度下期(10月～3月)】</p> <p>①新規の随意契約となった案件 2件 ②2か年度連続一者応札・応募契約となった案件 9件 ・うち一般競争入札で一者応札のもの(0件) ・うち公募で一者応募のもの(9件)</p> <p>3) 調達等合理化の推進に向け議論すべき事項</p> <p>①合理化計画の実施状況の点検 ②随意契約における予定価格の適正性及び価格合理性の担保に係る点検</p> <p>5. 障害者就労施設等からの調達の実施</p> <p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)の規定に基づき、令和7年5月に「令和7年度における独立行政法人造幣局の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し公表した。</p> <p>上記の方針に基づき、令和7年度においては、障害者就労施設等から清掃・施設管理等について323件、合計8,653,190円の調達を行った。</p> <p>また、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)の規定に基づき、令和7年度においては、母子・父子福祉団体から清掃作業について3件、合計123,200円の調達を行った。</p> <p>さらに、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)の規定に基づき、令和7年5月に「令和7年度における独立行政法人造幣局の中小企業者に関する契約の方針」を作成し公表した。令和7年度においては、中小企業・小規模事業者から合計6,785百万円の調達を行った。</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。」とされていることについて、貨幣製造等を行う法人としての特性を踏まえつつも、共同調達の実施の観点から令和元年度に所要の規程改正を実施した上、自動車燃</p>	
--	--	--	--	--

<p>③ 「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成 27 年 12 月 16 日付官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等により、極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱っていることを踏まえつつ、業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託を検討する。</p>	<p>③ 造幣局は、極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱っていることを踏まえつつ、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成 27 年 12 月 16 日付官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託の検討を行います。</p>	<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間への業務委託の検討 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○中期的な観点から設定する経費率の低減目標の達成に向けた取組を行っているか。 ○情報システム整備運用計画を策定し、業務のデジタル化等を踏まえた情報システム関連機器の適時適切な更新を行っているか。 ○調達等合理化計画に基づく適切な契約を実施し、その状況及び契約実績を公表しているか。 ○契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約は無いか。 ○障害者就労施設等からの調達に努めているか。 ○民間への業務委託の検討を行っているか。 	<p>料の購入について令和 4 年度から共同調達の実現し、令和 7 年度においても引き続き実施した。</p> <p>6. 民間への業務委託の検討</p> <p>令和 7 年度においては、本局における健康診断業務の民間への業務委託について、検討を行った。</p>	
---	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

様式3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
【参考】 適正な在庫量の維持	棚卸資産回転率			3.31回					売上高を期首及び期末の棚卸資産評価額の平均で除して算出
経常収支率	経常収支率 (%)	100%以上	100%	104.4%					経常収益を経常費用で除したうえで100を乗じて算出
販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）	販売費及び一般管理費	前年度以下	7年度：4,062百万円	4,031百万円					広告費等、運送費及び通信費並びに業務のデジタル化に係る費用を除いた費用について前年度以下に抑制
独立行政法人通則法に基づく情報開示	情報開示の状況 (%)	100%	100%	100%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>造幣局は、基幹となる貨幣製造事業が、財務大臣が定める貨幣製造計画によって製造数量が決定され、かつ、納入先が財務省のみに限定されているといった特殊性を有することから、自らの裁量や努力によって損益の改善を図ることが難しい側面を有している。しかしながら、そうした制約の下であっても、業務の重要性に鑑み、将来にわたって安定的に業務運営ができるよう、標準原価計算方式による原価管理に差異分析結果を適切に反映させること等を通じて、収支を的確に把握しつつ、業務運営の更なる効率化に努め、採算性の確保を図る必要がある。</p> <p>1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保 (1) 業務運営の効率化に関する事項に記載された目標を踏まえた、適切な予</p>	<p>造幣局が行っている業務の重要性に鑑み、将来にわたって安定的に業務運営ができるよう、造幣局の組織運営形態に合わせた適切な部門別管理を行い、標準原価計算方式による原価管理に差異分析結果を適切に反映させること等を通じて、収支を的確に把握しつつ、業務運営の更なる効率化に努め、採算性の確保を図ります。</p> <p>※1. 予算、2. 収支計画、3. 資金計画については、別紙7参照。</p> <p>4. 採算性の確保</p>	<p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○原価管理の徹底等によるコスト削減 ○原価管理等による事業別収支、営業収 	<p><主要な業務実績></p> <p>業務運営に伴う収支状況を把握するため、ERPシステムを活用し、貨幣製造部門、貨幣販売部門、勲章・金属工芸品製造部門及び品位証明部門別、本支局別及び工程別にコストを試算し、収支見込の管理を行った。また、年度当初に設定した標準的な費用と実際の発生費用の差異を作業時間及び業務量など業務運営の実績を踏まえて分析するとともに、貨幣製造契約の変更、貨幣販売計画の変更等に伴う収入の変化についても試算した。それらの結果を踏まえ、必要の都度収支状況を理事会で報告し、必要な業務改善の検討を行った。</p> <p>1. 原価管理の徹底等</p> <p>発生した原価差異を工程ごとに分析を行い、コスト削減への参考情報として、分析結果を関係者で共有した。また、コスト削減等の取組を踏まえて、予算面及び計画分数等数量面の両面につい</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>ERPシステムを活用し、原価管理を厳格に行い、原価差異の分析を精緻に行うことで効率的な業務運営を行いコスト削減に努め、経常収支率は104.4%となった。</p> <p>また、棚卸資産回転率を参考とした適正な在庫量の維持も行われており、販売費及び一般管理費についても、削減目標を達成することができた。</p> <p>以上のことから、経常収支率や販売費及び一般管理費の抑制等の定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p>

算、収支計画及び資金計画を作成するとともに、各項目について、可能な限り支出の節減等に努める。具体的には、事業別の収支や営業収支率を的確に把握したうえで、原価管理の徹底等により収支の改善を進め、経常収支率を100%以上とする。

(1) ERPシステムの活用等により、事業別の収支や営業収支率を的確に把握したうえで、原価管理の徹底等によるコスト削減を進めることにより、経常収支率が100%以上となるよう取り組みます。また、棚卸資産回転率を参考として、貨幣製造計画の変更等にも柔軟に対応できる適正な在庫量の維持を図ります。

さらに、一層の効率化を推進するため、販売費及び一般管理費(研究開発費を除く。)について、①広告費等、②運送費及び通信費、③業務のデジタル化に係る費用、④①、②及び③を除く費用に分類したうえで、効率的な使用に取り組むとともに、上記④について、前年度以下に抑制するよう取り組みます。

(注1) 営業収支率

$$\text{営業収益} \div \text{営業費用} \times 100$$

(注2) 経常収支率

$$\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$$

(注3) 棚卸資産回転率

$$\text{売上高} \div \text{期首期末棚卸資産平均額}$$

(2) 財務内容について、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、独立行政法人通則法に基づく情報の開示を行うことにより、国民に対する説明責任を果たす。

(2) 財務内容について、引き続き、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、国民に対する説明責任を果たすため、独立行政法人通則法に基づく情報開示を行います。

支率の把握、的確な管理

<主な定量的指標>

○経常収支率(100%以上)

<その他の指標>

○適正な在庫量の維持(参考指標:棚卸資産回転率)

<その他の指標>

○販売費及び一般管理費(研究開発費を除く)の効率的な使用への取組(①広告費等、②運送費及び通信費、③業務のデジタル化に係る費用、④①、②及び③を除く費用に分類し、各々の使用の効率性に係る検証等を行う)

<主な定量的指標>

○販売費及び一般管理費(研究開発費を除く)のうち、上記④について、前年度以下に抑制

<主な定量的指標>

○独立行政法人通則法に基づく情報開示(100%)

<評価の視点>

て、過去の原価差異の発生状況を踏まえたものとなっているかについて検証を行ったうえで、令和8年度の標準原価を設定した。

ERPシステムを活用し、部門別・本支局別・工程別にコストを試算し、部門別の収支を把握し、部門ごとの営業収支率を試算して、必要の都度理事会にて報告を行った。

収入見込を精査しつつ、ERPシステムの活用等により、コストの発生原因をきめ細かく分析し、経費の削減に取り組んだ結果、令和7年度の経常収支率は104.4%となった。

貨幣製造計画の変更等にも柔軟に対応できる適正な在庫量を維持できるよう、棚卸資産回転率を参考指標として用いているところ、令和7年度の棚卸資産回転率は3.31回となり、適正な水準を維持した。

2. 販売費及び一般管理費の効率的な使用への取組

販売費及び一般管理費(研究開発費を除く)について、広告費等、運送費及び通信費、業務のデジタル化に係る費用、それら以外に分類したうえで、効率的な使用に取り組むことにより、令和7年度の販売費及び一般管理費(広告費等、運送費及び通信費、業務のデジタル化に係る費用を除く)は4,031百万円となった。

(参考) 販売費及び一般管理費

(単位:百万円)

区分	6年度	7年度	増減
①広告費等	146	110	△36 (△24.7%)
②運送費及び通信費	498	518	20 (4.0%)
③業務のデジタル化に係る費用	447	597	150 (33.6%)
④その他	4,062	4,031	△31 (△0.8%)
合計	5,153	5,256	102 (2.0%)

(注) 研究開発費を除く。

3. 財務内容の情報開示

令和6年度財務諸表等については、令和7年6月18日に財務大臣の承認を受け、独立行政法人通則法第38条第3項及び第4項の規定に基づき、直ちに所要の手続きを行い、造幣局ホームページへの掲載、一般の閲覧及び官報公告により情報開示を行った。

<課題と対応>

特になし。

		<ul style="list-style-type: none"> ○事業別の収支や営業収支率を的確に把握した上で、原価管理の徹底等によるコスト削減を進めることにより、経常収支率が100%以上となっているか。 ○一層の効率化を推進するため、販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）の効率的な使用に取り組んでいるか。 ○棚卸資産回転率を参考として、貨幣製造計画の変更等にも柔軟に対応できる適正な在庫量の維持を図っているか。 ○法令に基づく財務内容の情報開示を行っているか。 		
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
			業務実績	自己評価	
—	<p>予見しがたい事由により緊急に借入れする必要が生じた場合の短期借入金の限度額を80億円とします。</p> <p>(注) 限度額の考え方: 国への貨幣等の納入時期と、国からの貨幣等製造代金の受入時期に、最大3カ月程度のタイムラグを見込んで積算しています。</p>	<p><評価の視点></p> <p>○適切な短期借入れを行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>実績なし。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価: —</p>	<p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>

4. その他参考情報
特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
			業務実績	自己評価	
—	現時点では、不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産はありません。	<評価の視点> ○不要財産の適切な処分を行っているか。	<主要な業務実績> 実績なし。	<評価と根拠> 評価：— <課題と対応> 特になし。	

4. その他参考情報
特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VI	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
			業務実績	自己評価	
—	現時点では、Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する予定はありません。	<評価の視点> ○重要な財産の譲渡、又は担保について適切な処分を行っているか。	<主要な業務実績> 実績なし。	<評価と根拠> 評価：— <課題と対応> 特になし。	

4. その他参考情報
特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(1)	内部統制に係る取組		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>平成 27 年 4 月の独立行政法人通則法の改正等により、ガバナンス強化の観点から、主務大臣である財務大臣による監督命令や監事の機能強化等が措置されたところである。</p> <p>造幣局は国民生活の基盤となる貨幣を製造している法人であり、職員は高い倫理意識を求められる国家公務員であることを踏まえ、理事長のトップマネジメントの下、以下の各般の取組を通じ、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p> <p>(1) 内部統制に係る取組</p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成 26 年 11 月 28 日付総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等を適正に実施する。また、各種の業務プロセスの改善について不断の見直しを行う。</p>	<p>造幣局は、国民生活の基盤となる貨幣を製造している法人であり、職員は高い倫理意識を求められる国家公務員であることを踏まえ、理事長のトップマネジメントの下、内部統制の強化、コンプライアンスの確保、セキュリティの維持・強化等に向け、以下のとおり取り組みます。</p> <p>(1) 内部統制に係る取組</p> <p>年度目標において指示された造幣局の役割(ミッション)を有効かつ効率的に果たすため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成 26 年 11 月 28 日付総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等について、適正に実施します。また、各種の業務プロセスの改善について不断の見直しを行います。</p> <p>その一環として、品質マネジメントシステムである ISO9001 の認証を維持します。また、役職員が目的意識</p>	<p><その他の指標></p> <p>○内部統制の推進に関する規程等に定められた事項の適正な実施</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 内部統制の推進</p> <p>造幣局の使命を遂行するためには、役職員が造幣局の課題やリスクを認識し、目的意識を共有したうえで、事業計画、各レベルの組織目標、各種計画、職員の個人目標を作成し、業務に取り組むことが重要であることから、各階層における目標が連鎖するよう取組を推進した。その後、令和 7 年度においては、令和 7 年 3 月 24 日付で事業計画の認可を受け、当該事業計画を踏まえて各部支局等及び各課室の組織目標を決定し、理事会において四半期ごとに事業計画及び各部支局等の組織目標の進捗状況の報告及び検証を行った。</p> <p>令和 7 年度事業計画については、令和 7 年 12 月 5 日付で変更の認可を受けたことから、当該変更を踏まえて組織目標の変更を行った。</p> <p>また、造幣局における事業運営の統制及び継続的改善に関する基本規程に定められた阻害要因の把握及び対策について、理事会</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>上位の目標と整合性のある組織目標や個人目標を作成して業務に取り組み、四半期ごとに事業計画及び組織目標の進捗状況の報告及び検証を行い、阻害要因の把握及び対策について理事会において報告し、検証したほか、内部統制の推進に関する規程の見直しを行った。</p> <p>また、品質マネジメントシステムである ISO9001 の認証を維持した。</p> <p>当局職員による回収貨幣の持ち出し事案の発生原因等については、令和 6 年度の自己評価書において同年度の業務実績として記載のうえ、主務大臣の評価を受けている。そのうえで令和 7 年度においては、再発防止及び組織力強化等に関する検討委員会等において検討を行い、二度とこのような事態を招かないよう、再発防止策を講じ、確実に実施した。</p> <p>以上のことから、「内部統制に係る取組」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成し</p>

	<p>を共有したうえで、各階層における目標が連鎖するよう組織目標及び個人目標を作成し、業務に取り組みます。</p> <p>また、職員が回収貨幣を不正に持ち出した事案を踏まえ、当該事案の再発防止策の実施状況について、本局からのけん制機能を発揮すべく、内部監査等に従事する職員のレベルアップを図り、必要な確認・指摘等に取り組みます。</p>	<p><その他の指標></p> <p>○内部統制の推進に関する規程等の必要に応じた見直し</p> <p><その他の指標></p> <p>○ISO9001 の認証の維持</p>	<p>において報告し、検証を行った。</p> <p>さらに、内部監査等を通じて各種の業務プロセスの確認を行い、必要に応じて手順書等の改正を行った。</p> <p>令和7年7月に判明した当局職員による回収貨幣の持ち出し事案を受け、回収貨幣等の物品管理の徹底及び事故発生を未然防止するため、作業手順及び関係規程を見直し、必要に応じて改正した。</p> <p>2. ISO9001 の認証の維持</p> <p>品質マネジメントシステムを活用して全部門の運営状況を検証し、品質の確保と業務の効率化を図るため、ISO9001 の認証を維持すべく、次の活動を実施した。</p> <p>(1) 各課室は、ISO9001 の規定に基づく品質マネジメントシステムの下、法令の遵守、業務の効率化及び品質管理等に関する組織目標を定め、その目標達成に向けて取り組んだ（令和7年4月～令和8年3月）。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの維持及びその有効性の改善に関する事項について、内部監査員による内部監査を実施した（令和7年7月～8月及び令和8年1月）。</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムの適切性、有効性等について検証を行うため、理事長その他の役員及び幹部職員による検証理事会を実施した（令和7年10月及び令和8年3月）。</p> <p>以上の活動を経て、令和7年10月に外部審査登録機関によるISO9001 の定期審査を受審した結果、品質マネジメントシステムが包括的に継続して有効であるとの判定を受けた。</p> <p>なお、環境マネジメントシステムの要求事項を規定するISO14001 の登録も維持し、環境保全に取り組んでいる。</p> <p>令和7年7月に判明した当局職員による回収貨幣の持ち出し事案を踏まえ、内部統制の推進に向け、次のとおり再発防止策を速やかに講じ、確実に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長主導の下、理事等の当局幹部や外部有識者などで構成された「再発防止及び組織力強化等に関する検討委員会」を設置し、再発防止策等の進捗報告を行うとともに、人事配置の在り方やガバナンス強化策について、更なる検討を行っている。 ・内部監査等に従事する職員が、監査業務のスキルアップのため、外部セミナーを受講した。 ・各管理者は、定期的に現場を巡視し、作業手順や防犯機器の運 	<p>ていると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
--	--	---	---	--

		<p><評価の視点></p> <p>○内部統制の推進に関する規程等に定められた事項を適正に実施しているか。</p> <p>○内部統制の推進に関する規程等について必要に応じて見直ししているか。</p>	<p>用が規程どおり遵守されているか等を確認し、その結果を部支局長等へ報告した。なお、令和8年度では各部支局の取組状況を取りまとめ全局へ共有したうえで会議を行い、優良事例を横展開するべく取組を続けている。</p> <p>・改正した作業手順等の内部規程について、その定着状況を確認するため、本局による支局へのけん制機能強化の観点から、本局内部監査部門による広島支局への立入調査を実施した。その結果、内部規程は概ね遵守されていることを確認した。また、規程の解釈に一部誤解が生じるおそれがあることが分かった箇所については改正を行い、確実に遵守される体制を整備した。</p>	
--	--	---	---	--

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(2)	コンプライアンスの確保		
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数	業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数	0件	0件	0件					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(2) コンプライアンスの確保</p> <p>コンプライアンスの確保に積極的に取り組むとともに、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させない。</p>	<p>(2) コンプライアンスの確保</p> <p>職員に対するコンプライアンスに関する各種研修の実施や、各職場・役職員間でコンプライアンスに関する意見交換・共有の機会を設けること等の活動を通じて、役職員のコンプライアンスに対する意識の向上・醸成を図るとともに、社会経験の少ない若年層職員に対してはその意識の徹底を図ることにより、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組みます。</p> <p>また、職員による回収貨幣の不正な持出しという業務上の不正・不法行為等による重大事象が発生したことを踏まえ、役員等幹部は積極的に各部支局（現場を含む）を訪問し、現場職員を含む職員との意見交換等を行うことにより改めてコンプライアンスの重要性を直接職員に伝えること等に取り組みます。今後、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させないよう取り組むとともに、発生時には的確な対応を行います。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>○業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数（0件）</p> <p><その他の指標></p> <p>○コンプライアンス確保に向けた確実な取組</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>業務上の不正・不法行為等による重大事象として、新たに発生したものはなかった。</p> <p>令和7年7月に判明した当局職員による回収貨幣の持ち出し事案を踏まえ、コンプライアンスの徹底に向け、次のとおり再発防止策を速やかに講じ、確実に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 改めてコンプライアンスの重要性を直接職員に伝えるため、各理事が担当課室を訪問し、職員との意見交換を実施した。 コンプライアンス意識の醸成を促すとともに、再発防止策に対する職員一人一人の当事者意識を喚起するため、本件事案を踏まえた内容を盛り込んだ外部専門家によるコンプライアンス研修及び階層別のコンプライアンス研修を実施した。 監察手法のレベルアップを図るため、財務省監察官と当局首席監察官所属職員との意見交換を行うとともに、職員の非行要因と身上把握法をテーマに財務省監察官による管理職向けの講話を実施した。 リスク・コンプライアンス委員会における審議を経て、チェック項目の追加等の見直しを行ったうえで、コンプライアンス意識調査を実施した。 デジタルサイネージやポスターを用いて、公益通報等の各種相談窓口について再周知を実施した。 <p>コンプライアンスの確保に向けては、上記のとおり事案の再発防止に向けた取組を確実に実施するとともに、リスク・コンプライアンス委員会の開催やコンプライアンス研修等の取組を実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>コンプライアンスについては、業務上の不正・不法行為等による重大事象として、新たに発生したものはなかった。</p> <p>コンプライアンスの確保に向けては、リスク・コンプライアンス委員会の開催、コンプライアンス研修等の取組を実施した。</p> <p>また、コンプライアンス意識調査を実施し、その集計結果を各課室長にフィードバックするとともに、理事長メッセージ等を活用して各課室内でコンプライアンスに関する意見交換・共有の場を設けることにより、職員のコンプライアンス意識の向上に取り組んだ。</p> <p>当局職員による回収貨幣の持ち出し事案の発生原因等については、令和6年度の自己評価書において同年度の業務実績として記載のうえ、主務大臣の評価を受けている。そのうえで令和7年度においては、再発防止及び組織力強化等に</p>

	<p>さらに、法人文書管理に関するコンプライアンスの確保のため、電子決裁システムの適切な運用とともに、法人文書管理についての意識の向上・醸成に取り組みます。</p> <p>加えて、職員による職務専念義務違反の事案を踏まえ、勤務時間中に実施可能な労働組合活動の範囲の明確化等に引き続き取り組みます。</p>	<p>○コンプライアンス違反発生時の的確な対応</p>	<p>主な取組は、以下のとおり。</p> <p>(1) リスク・コンプライアンス委員会の開催 令和7年度においては、令和7年8月20日、8月27日、11月17日及び令和8年3月10日、計4回開催し、コンプライアンス推進計画の進捗状況やコンプライアンス意識調査の実施について報告等を行った。</p> <p>(2) 法令で求められる届出・公表に関する自主点検及び内部監査の実施 法令で求められる届出・公表の状況について、チェックシートによる自主点検及び内部監査を実施した。その結果、届出漏れが確認された案件については、速やかに是正措置を講じ、適正に処理を行った。</p> <p>(3) コンプライアンス研修の実施 ・外部専門家に依頼して「コンプライアンス違反事例から学ぶ、個々人が心がけるべきこと」と題した研修を集合形式及びイントラ配信等により全職員に対して実施した。 ・コンプライアンスに対する継続的な意識付けを行うため、各種の階層別研修（新規採用職員研修、係長・課長補佐・課長研修、技能長・作業長研修、非常勤職員、シニア職員等）において、造幣局コンプライアンス・マニュアルを活用したコンプライアンス研修を実施した。 ・新規採用職員に対しては、新規採用職員研修に加えて、新規採用職員フォローアップ研修において、公務員等の不祥事の事例を含めた内容のコンプライアンス研修も実施した。</p> <p>(4) 服務監察の実施 階層別研修において、首席監察官が職員の非行行為の発生防止を目的とした予防監察の講義を行うとともに、夏季及び年末年始の休暇取得が増える時期に、管理者を通じて全職員に対し、交通法規の遵守及び非行行為発生防止のための注意喚起を行った。また、適宜メールによる注意喚起も行った。 全局の課室の長に対して令和7年6月及び12月に服務監察を実施し、管理者としてのコンプライアンスについての認識確認を行うとともに、各課室の長による部下職員の身上把握・職員の服務規律の遵守意識を高めるための造幣局コンプライアンス・マニュアルに則った指導内容を確認した。 また、職員の服務状況等について総合的に把握し、厳正な綱紀の保持、倫理意識の向上や非行事件の未然防止を図ることを目的として、一般職員（課室の長以上の管理者を除き、再任用職員、期間業務職員、パート職員を含む。）との面談を令和7年</p>	<p>関する検討委員会等において検討を行い、二度とこのような事態を招かないよう、再発防止策を講じ、確実に実施した。</p> <p>以上のことから、「コンプライアンスの確保」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	-----------------------------	--	--

		<p><評価の視点> ○コンプライアンス確保に向けて確実に取り組み、業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生を防いでいるか。</p>	<p>6月～令和8年3月に実施し、面談の結果について管理者にフィードバックを行い、問題意識の共有を図った。</p> <p>(5) 公益通報制度の周知 造幣局の公益通報制度について、上記の予防監察の講義における説明、服務監察時の周知要請、一般職員との面談時の周知等により、引き続き、職員への周知徹底に努めた。</p> <p>(6) 法人文書管理の徹底に係る取組 文書の改ざんを防ぐため、決裁文書の電子化を徹底し、電子決裁システムの対象外である秘密文書を除いたすべての決裁を電子化した。また、引き続き階層別研修において文書の改ざん防止等に係る注意喚起を行い、職員の意識の醸成に取り組んだ。</p> <p>(7) 職員のコンプライアンス意識の向上のための取組 コンプライアンス意識調査を実施し、その集計結果を各課室長にフィードバックするとともに、理事長メッセージ等を活用して各課室内でコンプライアンスに関する意見交換・共有の場を設けることにより、職員のコンプライアンス意識の向上に取り組んだ。</p>	
--	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(3)	リスクマネジメントの強化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
リスクマップ等の策定	リスクマップ等の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	/	/	/	/	
防災訓練計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り					
防災訓練の確実な実施	防災訓練の確実な実施 (%)	対計画 100%	100%	100%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(3) リスクマネジメントの強化 ① 部門ごとに潜在するリスクについて把握・評価を行い、想定し得るリスクについて、その発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施するとともに、不断に対策を改善し、リスク管理を徹底する。	(3) リスクマネジメントの強化 ① 部門ごとに潜在するリスクを把握・評価したうえで、その発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施するとともに、その実施状況をモニタリングし、必要に応じて是正・改善するなど、リスクマネジメントの強化に取り組めます。 また、職員が回収貨幣を不正に持ち出した事案を踏まえ、管理者は、現場の定期的な訪問と作業手順等の確認、防犯機器の運用体制の再点検を行い、部支局長等（重要な内容は部支局長等から役員）に報告することとし、役員・部支局長等は体制整備や必要な指導を行います。さらに、組織として管理すべきリスクについて、当該事案を踏まえ、リスクの評価の見直しを実施し、リスク低減対策について検討・実施するとともに、実施状況の	<主な定量的指標> ○リスクマップ等の策定及び見直し <その他の指標> ○リスクマネジメントの強化の取組	<主要な業務実績> 1. リスク管理 部門ごとに潜在するリスクを把握し、組織全体として管理すべきリスクについては、リスク管理表及びリスクマップを策定し、リスクの低減等に向けた課題や実施スケジュール等を明確にしたうえリスク低減対策を実施するとともに、リスク低減対策の進捗状況等を四半期ごとに理事会に報告し、令和8年3月の理事会においてリスクの評価を行い、リスク管理表等を更新するなど、引き続きリスクマネジメントの強化に取り組んだ。 また、事故等の発生時においては、理事長ほか役員・幹部職員等が迅速に情報を共有できるよう局内イントラネットを活用した緊急報告体制の下、適切な対応の維持に努めた。 令和7年7月に判明した当局職員による回収貨幣の持ち出し事案を踏まえ、リスクマネジメントの強化に向け、次のとおり再発防止策を速やかに講じ、確実に実施した。 ・回収貨幣等の物品管理の徹底及び同様の事案の発生を未然に防止するため、必要に応じて作業手順や関係規程の見直しを行った。 ・業務上取り扱っている物品が不正に持ち出されてしまうことをリスクとして見える化し、組織として認識できるように、物品が持ち出されることへの対策としてどのようなことが実施されているかを整理した物品持出しリスク管理表の作成	<評定と根拠> 評定：B 部門ごとに潜在するリスクを把握し、組織全体として管理すべきリスクについて、リスク管理表及びリスクマップを策定したうえリスク低減対策を実施した。 防災訓練計画に定める訓練を確実に実施するとともに、当該訓練の結果等を踏まえ、危機管理会議の審議を経て、事業継続計画の見直しを行うことにより、危機管理体制の維持・充実に取り組んだ。 当局職員による回収貨幣の持ち出し事案の発生原因等については、令和6年度の自己評価書において同年度の業務実績として記載のうえ、主務大臣の評価を受けている。そのうえで令和7年度においては、再発防止及び組織力強化等に関する検討委員会等において検討を行

<p>② リスク管理を徹底し、不測の災害が生じた場合にも確実に対応することができるよう、事業継続マネジメント(BCM)の適切な運用を図るとともに、防災訓練計画を策定し、確実に実施する。</p>	<p>フォローアップを行います。加えて、理事長が主導し、理事等の造幣局幹部や外部有識者(弁護士)等で構成された検討委員会を設置し、再発防止策等の進捗報告に加え、人事配置の在り方やガバナンス強化策の更なる検討を実施します。</p> <p>② リスク管理を徹底し、事業継続マネジメント(BCM)の適切な運用を図ります。その一環として、役職員の感染症り患や不測の災害が生じた場合でも、速やかに適切な対応を行うことができるよう危機管理体制の維持・充実に取り組むとともに、防火管理及び防災管理に関する規程に基づく防災訓練計画を策定し、訓練を確実に実施します。</p>	<p><その他の指標> ○BCMの適切な運用</p> <p><主な定量的指標> ○防災訓練計画の策定の有無</p>	<p>を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各管理者は、定期的に現場を訪問し、作業手順や防犯機器の運用が規程どおり遵守されているか等を確認し、その結果を部支局長等へ報告した。なお、令和8年度では各部支局の取組状況を取りまとめ全局へ共有したうえで会議を行い、優良事例を横展開するべく取組を続けている。 環境変化への感度を高める等の観点から、リスクの把握・評価等におけるトップダウンの要素を強化するため理事・部長等による議論を行うこととし、令和8年度においても定期的に行い、リスク・コンプライアンス委員会での議論に反映させることとしている。 令和7年度まで理事会で行っていたリスク状況の定期的な報告及びフォローアップについては、より活発な議論が行われるよう令和8年度よりリスク・コンプライアンス委員会で行い、その議論内容を踏まえ、理事会において対策の方針決定を行うこととしている。 <p>2. 事業継続計画の見直し 事業継続計画(BCP)について、防災訓練の結果等を踏まえ、災害発生時の初期対応について見直しを行い、令和8年3月の危機管理会議の審議を経て、事業継続計画の改定を行った。</p> <p>3. 防災訓練計画の策定及び防災訓練等の実施 令和7年3月の危機管理会議の審議を経て、令和7年度防災訓練計画を策定した。 令和7年度防災訓練計画に定める訓練の実施状況については、次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1537 1339 2347 1969"> <thead> <tr> <th>訓練</th> <th>実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安否確認訓練</td> <td>非常時の安否確認体制を平時から想定させるとともに、安否確認サービスの習熟及び実効性を確認することを目的として、全役職員(非常勤職員を含み、病気休職者を除く)を対象とした安否確認訓練を2回(令和7年6月及び令和7年12月)実施した。</td> </tr> <tr> <td>防災訓練 (消防訓練)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①避難訓練</td> <td>①非常時の避難体制を平時から想定させることを目的として、全役職員を対象とした避難訓練を実施した。</td> </tr> <tr> <td>②消火訓練</td> <td>②火災発生時の初期対応を体感することを目的として、職員の中から対象者を選抜し、消火</td> </tr> </tbody> </table>	訓練	実施状況	安否確認訓練	非常時の安否確認体制を平時から想定させるとともに、安否確認サービスの習熟及び実効性を確認することを目的として、全役職員(非常勤職員を含み、病気休職者を除く)を対象とした安否確認訓練を2回(令和7年6月及び令和7年12月)実施した。	防災訓練 (消防訓練)		①避難訓練	①非常時の避難体制を平時から想定させることを目的として、全役職員を対象とした避難訓練を実施した。	②消火訓練	②火災発生時の初期対応を体感することを目的として、職員の中から対象者を選抜し、消火	<p>い、二度とこのような事態を招かないよう、再発防止策を講じ、確実に実施した。</p> <p>以上のことから、「リスクマネジメントの強化」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
訓練	実施状況													
安否確認訓練	非常時の安否確認体制を平時から想定させるとともに、安否確認サービスの習熟及び実効性を確認することを目的として、全役職員(非常勤職員を含み、病気休職者を除く)を対象とした安否確認訓練を2回(令和7年6月及び令和7年12月)実施した。													
防災訓練 (消防訓練)														
①避難訓練	①非常時の避難体制を平時から想定させることを目的として、全役職員を対象とした避難訓練を実施した。													
②消火訓練	②火災発生時の初期対応を体感することを目的として、職員の中から対象者を選抜し、消火													

		<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練の確実な実施（対計画 100%） <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○リスクマップ等の策定及び見直しを通して、リスクマネジメントの強化に取り組んでいるか。 ○リスク管理を徹底し、BCMの運用を適切に行っているか。 ○防災訓練計画を策定し、確実に実施しているか。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td>訓練・通報訓練を実施した。</td> </tr> <tr> <td>緊急地震速報訓練 （初期対応訓練を含む）</td> <td>突然の地震発生時における初期対応を確認することを目的として、全役職員を対象とした緊急地震速報訓練（初期対応訓練を含む）を実施した。</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部立ち上げ訓練</td> <td>非常時の実働体制を平時から想定させるとともに、大規模災害発生時の対策本部の立ち上げ業務を体感することを目的として、対策本部の構成員及びスタッフを対象とした災害対策本部立ち上げ訓練を実施した。</td> </tr> <tr> <td>緊急参集訓練</td> <td>非常時の緊急参集体制を想定させるとともに、大規模災害発生時における緊急参集時の徒歩による参集ルートを把握し行動経路に問題がないか確認することを目的として、緊急参集要員（宿舎居住者を除く）を対象とした緊急参集訓練を実施した。</td> </tr> </table> <p>（注）大規模災害発生時の対応能力向上のため、勤務時間内に大規模災害が発生したとの想定の下、「緊急地震速報訓練」、「安否確認訓練」及び「災害対策本部立ち上げ訓練」を一連の訓練として、全局同時に実施した。</p> <p>令和7年度防災訓練計画に定める上記の訓練を全て実施した。</p>		訓練・通報訓練を実施した。	緊急地震速報訓練 （初期対応訓練を含む）	突然の地震発生時における初期対応を確認することを目的として、全役職員を対象とした緊急地震速報訓練（初期対応訓練を含む）を実施した。	災害対策本部立ち上げ訓練	非常時の実働体制を平時から想定させるとともに、大規模災害発生時の対策本部の立ち上げ業務を体感することを目的として、対策本部の構成員及びスタッフを対象とした災害対策本部立ち上げ訓練を実施した。	緊急参集訓練	非常時の緊急参集体制を想定させるとともに、大規模災害発生時における緊急参集時の徒歩による参集ルートを把握し行動経路に問題がないか確認することを目的として、緊急参集要員（宿舎居住者を除く）を対象とした緊急参集訓練を実施した。	
	訓練・通報訓練を実施した。											
緊急地震速報訓練 （初期対応訓練を含む）	突然の地震発生時における初期対応を確認することを目的として、全役職員を対象とした緊急地震速報訓練（初期対応訓練を含む）を実施した。											
災害対策本部立ち上げ訓練	非常時の実働体制を平時から想定させるとともに、大規模災害発生時の対策本部の立ち上げ業務を体感することを目的として、対策本部の構成員及びスタッフを対象とした災害対策本部立ち上げ訓練を実施した。											
緊急参集訓練	非常時の緊急参集体制を想定させるとともに、大規模災害発生時における緊急参集時の徒歩による参集ルートを把握し行動経路に問題がないか確認することを目的として、緊急参集要員（宿舎居住者を除く）を対象とした緊急参集訓練を実施した。											

4. その他参考情報

特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(4)	個人情報の確実な保護等への取組		
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
個人情報漏えいの発生件数	個人情報漏えいの発生件数	0件	0件	0件	/	/	/	/	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(4) 個人情報の確実な保護等への取組 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、確実に対応する。</p>	<p>(4) 個人情報の確実な保護等への取組 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、個人情報の漏えいの防止、保有個人情報の開示請求及び情報公開請求等への確実な対応に取り組めます。また、研修等により職員へ制度内容等の周知徹底を行います。 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について確認を行うなど、個人情報の漏えいの防止に必要な措置を講じます。</p>	<p><その他の指標> ○個人情報保護及び情報公開への確実な取組</p> <p><主な定量的指標> ○個人情報漏えいの発生件数(0件)</p> <p><評価の視点> ○個人情報保護及び情報公開に確実に取り組み、個人情報漏えいを防いでいるか。</p>	<p><主要な業務実績> 情報公開及び保有個人情報の開示又は提供等について、関係法令に基づき適切に対応を行った(情報公開請求2件、保有個人情報の開示請求0件)。また、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第165条及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第24条の規定に基づき、それぞれの法律の施行の状況に係る調査票を個人情報保護委員会委員長及び総務大臣宛に提出した。 また、保有個人情報の適切な管理を目的として、令和7年7月に、主に保有個人情報の取扱いに従事する職員を対象に「個人情報保護に関する研修」を実施した。 文書については所定の書庫に施錠のうえ厳重保管するとともに、データが保管されているサーバ室への入退室の際は個人認証システムにより入退室者の照合確認を行う等、厳格なセキュリティチェック等を実施し、そのデータベースには許可された職員以外はアクセスできないよう措置を施すことに加え、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について確認を行うこと等により、情報漏えいの発生はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 保有個人情報の適切な管理のため、個人情報保護に関する研修を実施したほか、開示請求にも適切に対応を行った。 また、個人情報漏えい防止のための管理体制を構築し、個人情報の厳格な管理を行い、個人情報の漏えいの発生はなかった。 以上のことから、「個人情報の確実な保護等への取組」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 <課題と対応> 特になし。</p>

4. その他参考情報
特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(5)	情報セキュリティの確保		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報セキュリティ計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	/	/	/	/	
情報セキュリティ教育の実施	教育の実施 (%)	対計画 100%	100%	100%					
情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生件数	発生件数	0件	0件	0件					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(5) 情報セキュリティの確保</p> <p>政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関等における情報セキュリティ対策に基づき、適切な情報セキュリティ対策を実施するとともに、その状況を定期的に点検することにより、対策の不備による重大事象を発生させない。</p>	<p>(5) 情報セキュリティの確保</p> <p>情報セキュリティに係る脅威の増大及び造幣局が取り扱う偽造防止技術関連情報等の重要性に鑑み、情報技術の進歩等に対応した適切な情報セキュリティ対策の実施に取り組みます。具体的には、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関等における情報セキュリティ対策を踏まえて整備した情報セキュリティ・ポリシーに基づき、情報セキュリティに関する計画を策定し、適切な情報セキュリティ対策を確実に実施します。また、その状況の定期的な点検の実施や外部電磁的記録媒体の取り扱いの再徹底を図ること等により、情報セキュリティ対策の不備による重大事象を発生させないよう取り組むとともに、発生時には的確な対応を行います。</p>	<p><その他の指標></p> <p>○情報セキュリティ対策の確実な実施・運営</p> <p><主な定量的指標></p> <p>○情報セキュリティ計画の策定の有無</p> <p>○情報セキュリティ教育の実施（対計画 100%）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>情報セキュリティの確保に関する内部規程等を遵守するとともに、情報セキュリティ・ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を総合的に推進するため、令和7年3月に開催した情報セキュリティ委員会での審議結果に基づき、令和7年度造幣局情報セキュリティ対策推進計画を策定し、当該計画に沿って情報セキュリティ対策を実施した。</p> <p>具体的な取組は、次のとおり。</p> <p>(1) 情報セキュリティ教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度に実施した情報セキュリティ対策の自己点検の集計結果や社会における情報セキュリティに係る漏えい事案等を踏まえて作成した説明資料を令和7年7月に職員等に配付し、情報セキュリティに関する重点項目の理解を促した。 令和7年8～9月に実施した情報セキュリティ対策の自己点検の終了後に、設問項目の解説を職員等に配付し、情報セキュリティに関する理解を促した。 政府において2月1日から3月18日までを「サイバーセキュリティ月間」としていることから、その周知とあわせ令和8年2月に情報セキュリティに関する注意喚起を職員等に対し行った。 課長研修、係長研修、新規採用職員研修等の階層別研修や非常 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>情報セキュリティの確保に関する内部規程等を遵守するとともに、令和7年度造幣局情報セキュリティ対策推進計画に沿って、全役職員を対象とした情報セキュリティに関する自己点検（令和7年8～9月）、標的型攻撃メールに対する訓練（令和8年2月）を実施するなど、情報セキュリティに関する教育・自己点検及び情報セキュリティ監査等、計画に沿って情報セキュリティ対策を実施した。</p> <p>また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」が令和7年6月に改定されことに加え、「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」も令和7年7月及び9月に一部改定されたことを踏まえ、これらに準拠するために造幣局情報セキュリティ対策</p>

	<p>す。</p> <p>さらに、情報セキュリティ対策推進計画に基づき、職員に対する情報セキュリティ教育を確実に実施します。</p>	<p>＜主な定量的指標＞</p> <p>○情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生件数（0件）</p> <p>＜その他の指標＞</p> <p>○情報セキュリティ対策の不備による重大事象発生時の的確な対応</p> <p>※「重大事象」とは、</p>	<p>勤職員の雇い入れ時研修において、最新の情報セキュリティに係る事案を踏まえた情報セキュリティ研修を実施した。また、令和7年6月～令和8年2月に計5回実施した情報システム管理担当者を対象とした情報システム調達に係る研修において、造幣局情報セキュリティ対策基準の理解及び遵守を促した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年2月に、標的型攻撃メールに対する訓練を実施した。 （2）情報セキュリティ対策の自己点検の実施等 ・令和7年8～9月に、職員等を対象として情報セキュリティ対策の自己点検を実施した。 ・令和7年12月に、情報セキュリティ対策の実施状況を評価するため、情報セキュリティ監査を実施した。 ・IT機器の調達手続において、サプライチェーン・リスクの観点から、国家サイバー統括室（NCO）に対して、講ずべき必要な措置についての助言を求めた。 ・外部機関が実施する訓練形式の研修に参加し、情報セキュリティインシデント対処時における手順等の適切性の確認や訓練を通じて得られる有用な知識の習得に取り組んだ。 <p>また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」が令和7年6月に改定されことに加え、「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」も令和7年7月及び9月に一部改定されたことを踏まえ、これらに準拠するために令和7年9月及び令和8年3月に造幣局情報セキュリティ対策基準、造幣局情報セキュリティ対策事項及び情報セキュリティ対策に係る運用規程・実施手順の一部改定を実施した。</p> <p>さらに、令和8年3月に情報セキュリティ委員会を開催し、これらの実施状況について報告を行うとともに、令和8年度造幣局情報セキュリティ対策推進計画について審議した。この審議結果に基づき、令和8年3月に、令和8年度造幣局情報セキュリティ対策推進計画を策定し、情報セキュリティ水準の維持向上を図った。</p> <p>令和7年4月に、当局で利用しているメールフィルタリングサービスが不正アクセスされたとの連絡を委託先より受けたことから、速やかにシステム管理者のパスワード変更等の予防的対策を実施したが、委託先の調査結果により、当局については情報漏えい等の被害は一切なかったとの報告を受けている。</p> <p>また、令和8年1月、業務に必要な情報の確認を目的としてWebサイトを閲覧していた際、事務用パソコン1台において偽のウイルス感染の警告画面が表示される事案が発生したが、速やかな調査及び対応により、情報セキュリティ上の被害は発生していない。</p>	<p>基準、造幣局情報セキュリティ対策事項及び情報セキュリティ対策に係る運用規程・実施手順の一部改定を行い、情報セキュリティ水準の維持向上を図った。</p> <p>上記のとおり、情報セキュリティ教育の実施を含む情報セキュリティ対策を確実に実施し、その状況を定期的に点検することにより、情報セキュリティ対策の不備による重大事象を発生させなかったことは評価できる。</p> <p>以上のことから、「情報セキュリティの確保」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし。</p>
--	--	--	---	--

		<p>情報システムにおける不正プログラム感染や不正アクセス、又は、その疑いがある場合における情報システムデータの改ざん・破壊、不正コマンド実行、情報漏えい若しくは重要情報の詐取等をいう。</p> <p><評価の視点> ○情報セキュリティ教育・対策を確実に実施し、情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生を防いでいるか。</p>	<p>以上、情報セキュリティ対策を確実に実施し、その状況を定期的に点検することにより、情報セキュリティ対策の不備による重大事象は発生しなかった。</p>	
--	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(6)	警備体制の維持・強化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(6) 警備体制の維持・強化</p> <p>製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、セキュリティチェック等警備体制を維持・強化するとともに、内外の情勢の変化に応じた体制の見直しを行う。</p>	<p>(6) 警備体制の維持・強化</p> <p>警備に関する計画を着実に実施し、製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、警備体制を維持・強化するとともに、内外の情勢の変化に応じた警備体制の見直しを行います。また、外部要因による突発的な事件事故に対しても適切に対応を図ることができるよう、訓練を実施します。</p>	<p><その他の指標></p> <p>○警備に関する計画の着実な実施及び見直し</p> <p><その他の指標></p> <p>○外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応</p> <p><評価の視点></p> <p>○警備に関する計画を着実に実施し、必要に応じて見直ししているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>警備体制の維持・強化については、貨幣製造等を担う造幣局において最重要課題の一つであるとの認識の下、「造幣局警備基本計画」に基づき、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年2月に全局警備担当者会議を開催し、警備の実務担当者による情報交換等を行った。 中長期的視点に基づき、警備要員の育成・確保について検討を行い、非常勤警備職員を常勤職員として採用した。 <p>外部要因による突発的な事件事故に対しても適切に対応を図ることができるよう、構内に不審者等が侵入した場合を想定したシミュレーション訓練や水害発生訓練、火災予防・応急救護訓練、警戒装置故障訓練を実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>「造幣局警備基本計画」に基づき、全局警備担当者会議を開催し、警備の実務担当者による情報交換等を行ったほか、構内に不審者等が侵入した場合を想定したシミュレーション訓練や水害発生訓練、火災予防・応急救護訓練、警戒装置故障訓練を実施し、外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応能力の向上を図るなど、警備体制の維持・強化を図った。</p> <p>以上のことから、「警備体制の維持・強化」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>

4. その他参考情報
特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-2	人事管理		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人事管理運営方針の策定の有無	人事管理運営方針の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	/	/	/	/	
研修計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り					
研修計画の確実な実施	計画の確実な実施 (%)	対計画 100%	100%	100%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>組織運営を安定的に行うため、人事管理運営方針を策定し、当該方針に基づき計画的かつ着実な人材の確保やその育成に努め、造幣局が有する技術の伝承が確実に行われるよう取り組むとともに、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ、適材適所の人事配置や労働時間の適切な管理等により、働き方の見直しに取り組む。</p> <p>また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）に基づき策定した一般事業主行動計画に沿って、女性職員の活躍を推進する。</p> <p>さらに、職員研修に関する計画を策定し、当該計画に沿った各種研修を実施すること、業務への意欲的な取組や業務改善活動を奨励するとともに、これらについて顕著な成果を挙げた職員に対する表彰・評価等を通じて、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承を図る。</p>	<p>安定的に組織運営を行っていくため、人事管理運営方針を策定し、当該方針に基づき、計画的かつ着実に優秀な人材の確保や、業務の特殊性に配慮しつつ、引き続き障害者の雇用に努めるとともに、造幣局が有する技術を確実に維持・継承するための研修などを通じて計画的な人材育成を行い、適材適所の人事配置を推進します。</p> <p>また、職員が回収貨幣を不正に持ち出した事案を踏まえ、管理者は、定期的な身上把握等により、業務上の規程等の遵守状況の確認等に取り組めます。</p> <p>さらに、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ労働時間の適切な管理等を行うことにより、働き方の見直しに取り組むとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）に基づき策定した一般事業主行動計画を確実に実施します。</p> <p>加えて、職員の資質向上を図るため研修計画を策定し、研修を確実に実施する</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>○人事管理運営方針の策定の有無</p> <p><その他の指標></p> <p>○計画的かつ着実な人材確保、人材育成</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 人事管理運営方針の策定</p> <p>令和 7 年度事業計画、国の令和 7 年度における人事管理運営方針等を踏まえ、適正な人事管理に資するよう令和 7 年 8 月に「令和 7 年度人事管理運営方針」を策定した。</p> <p>人事管理運営方針に基づき、以下のとおり具体的な取組を行った。</p> <p>2. 人材の確保</p> <p>安定的に組織運営を行っていくため、計画的かつ着実に優秀な人材を確保するよう総合職及び一般職の採用に当たっては、以下の措置を講じ、造幣局での職務内容等の周知に努め、造幣局での勤務を志望する者の中から面接を重視した人物本位の採用を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 造幣局ホームページや就職情報サイトにおいて、業務説明会の実施や工場見学の案内を掲載し、積極的に PR することで、多くの国家公務員志望者の参加を促した。 人事院が主催する各府省参加型の説明会に参加したほか、造幣局においても国家公務員志望者向けに業務説明会を実施した。 大学や資格取得専門学校等が主催する国家公務員試験受験予定者を対象に実施する業務説明会に参加した。 国家公務員志望者に対して当局の魅力を伝えるため、若手職 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>人事管理運営方針を策定したうえ、当該方針に基づき、人材の確保や人事配置を確実にしている。</p> <p>人材の確保については、造幣局での職務内容等の周知に努め、面接を重視した人物本位の採用を行い、令和 8 年度期初においては、総合職及び一般職 10 人、工芸職 1 人、技能職 13 人の計 24 人を採用し、業務の効率性や業務量、技能伝承等の状況、将来の職員の年齢構成等を総合的に勘案しながら、配置先を決定した。</p> <p>また、人事配置に当たっては、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を基本に、業務の繁閑や業務の質・量に応じて柔軟に対応できるよう職員を配置するとともに、管理者による部下職員への身上把握を実施する際は、より丁寧に部下職員の身上把握を行うよう要請し、面談</p>

こと、業務への意欲的な取組や業務改善活動を奨励し、顕著な成果を挙げた職員に対する表彰、評価を行うこと等により、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承が図られるよう取り組みます。

員の目線で採用案内パンフレットを更新し、上記イベントで活用した。

技能職の採用に当たっては、以下の措置を講じ、優秀な人材の確保に努めた。

- ・求人票を早期に受験希望者が在学する学校等に発送した。
- ・受験希望者に応募前の職場見学会を開催した。

上記の取組により、令和8年度期初においては、総合職及び一般職10人、工芸職1人、技能職13人の計24人を採用し、業務の効率性や業務量、技能伝承等の状況、将来の職員の年齢構成等を総合的に勘案しながら、配置先を決定した。

(参考) 令和8年4月1日付採用状況

試験等区分	採用人員(人)	備考
総合職	1(0)	試験採用
一般職	9(5)	
工芸職	1(1)	選考採用
技能職	13(2)	
合計	24(8)	

(注) ()内書は女性

また、障害者の雇用を促進するため、業務の特殊性に配慮しつつ、就労可能な職場の検討を行い、令和7年12月に2名、令和8年3月に1名の非常勤職員を採用した。

(参考) 障害者雇用率(令和7年6月1日現在) 3.25%
(法定雇用率2.8%)

3. 人事配置・人事管理

(1) 人事配置

人事配置に当たっては、職員の育成等を考慮しつつ、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を基本に、必要な技術や技能の継承に留意した上で、業務の繁閑や業務の質・量に応じて柔軟に対応できるよう職員を配置したほか、将来を担う若手職員の育成強化の観点から、財務省との人事交流を実施した。

(2) 人事管理

令和2年度に「一般職・研究職の育成方針」、令和3年度に「技能職の育成方針」を策定したところであるが、適切な人事管理を行うためには、管理者が部下職員の身上を丁寧に把握し、また、職員の異変があれば、管理者間で適切に共有し

等において気付いた職員の異変については、管理者間で情報を共有している。

働き方改革の推進については、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、職員に定時退庁を促すとともに、引き続き、超過勤務の縮減、年次休暇の取得促進等のための取組を実施するとともに、当該取組のフォローアップを行った。女性職員の活躍については、独立行政法人造幣局一般事業主行動計画の内容に沿った取組を確実に実施している。

研修については、令和7年度の研修計画を策定し、新規採用職員研修等の階層別研修や工芸部門総合技能研修等を研修計画に沿い確実に実施し、スキルアップを図った職員が職務に精励した結果、令和7年度においても多くの表彰を受賞したことは高く評価できる。また、業務改善活動を職員に奨励し、発表会の開催等を行うことにより、職員の業務意欲の高揚を図っている。

当局職員による回収貨幣の持ち出し事案の発生原因等については、令和6年度の自己評価書において同年度の業務実績として記載のうえ、主務大臣の評価を受けている。そのうえで令和7年度においては、再発防止及び組織力強化等に関する検討委員会等において検討を行い、二度とこのような事態を招かないよう、再発防止策を講じ、確実に実施した。

以上のことから、「人事管理」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。

<課題と対応>
特になし。

		<p><その他の指標> ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の確実な実施</p>	<p>必要な対応を進めていくことが重要である。このため、管理者による丁寧な身上把握の実施を徹底したほか、身上把握方法等に関する外部専門家による研修を実施することにより、そのスキルアップを進めた。また、首席監察官による非常勤職員を含めた一般職員との面談を実施し、面談の結果、問題点等が認められた場合には、厳正な管理の下、管理者に対してフィードバックを行い、問題意識の共有化を図り、人事管理に適切に活用した。</p> <p>4. 働き方改革の推進 政府が進めている働き方改革を進め、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、令和7年4月に「超過勤務の縮減、年次休暇の取得促進等のための取組みについて」を周知し、毎週水曜日と育児の日（毎月19日）を定時退庁日と設定し、幹部職員が巡回指導して職員に定時退庁を促す取組等を行うとともに、各職場において年次休暇予定表を作成する等計画的に年次休暇を取得しやすい環境を構築している。また、定期的にこれらの取組のフォローアップを行った。</p> <p>なお、多様で柔軟な働き方を実現するため、時差出勤や在宅勤務を引き続き実施した。</p> <p>5. 女性職員の活躍 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）に基づき策定した一般事業主行動計画において設定した目標を達成するため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務説明会等において、造幣局におけるワーク・ライフ・バランス等の紹介など、働きやすい職場であることのアピールを積極的に行った。 ・若手・中堅職員を対象に、男女が共に活躍出来るキャリア形成についての意識向上に資する研修を実施した。 <p>このような取組を行った結果、採用者に占める女性の割合については、計画期間の平均が36%となり、目標である35%を上回った。</p> <p>また、管理職のうち女性の占める割合については、令和2年度に策定した育成方針に基づき、幅広い職務経験を積ませることにより、将来の管理職登用候補者の育成に努めるなど、管理職のうち女性の占める割合が向上するよう取り組んだ結果、7.6%（令和8年3月31日現在）となり、目標である6%を上回った。</p> <p>（注）一般事業主行動計画 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間の計画期間とし、以下の目標を設定。</p>	
--	--	---	--	--

		<p><主な定量的指標></p> <p>○研修計画の策定の有無</p> <p>○研修計画の確実な実施(対計画100%)</p> <p><その他の指標></p> <p>○職員の業務意欲・能力の向上、技能伝承に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・採用者に占める女性の割合について、計画期間(5年間)の平均で35%以上とする。 ・管理職のうち女性の占める職員の割合について、令和7年度末までに現状の倍を目指し6%以上とする。 <p>6. 研修計画の策定等</p> <p>前年度の研修実績の評価及び研修内容の質の向上等を図ることを目的として行った人材育成会議での議論等を踏まえ、「令和7年度研修計画」を、令和7年3月に策定し、新規採用職員研修等の階層別研修や工芸部門総合技能研修等を研修計画に沿って確実に実施した。</p> <p>また、職務上必要な特定の技能及び知識を習得し、資質の向上を図ることを目的として、外部機関が主催する人事労務管理、広報、財務・経理等の実務研修への参加やコンプライアンス、情報システム及びISOに関する研修等を引き続き実施した。以上の取組により、必要な知識の習得及び技能の向上・伝承を図った。</p> <p>このようにスキルアップを図った職員が職務に精励した結果、「卓越した技能者表彰(現代の名工)」を3人(令和7年11月)が受賞するなど、令和7年度においても、各方面から高い評価が得られた。</p> <p>その他にも、次のとおり多くの職員が表彰を受賞した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「優良クレーン関係業務従事者表彰」 1人(令和7年5月) ②「公益社団法人日本分析化学会2025年度有功賞」 1人(令和7年9月) ③「大阪府優秀技能者表彰(なにわの名工)」 7人(令和7年11月) ④「広島県技能者表彰」 1人(令和7年11月) <p>このほか、業務の効率化を推進するため、引き続き、QCサークル活動などの業務改善活動を職員に奨励するとともに、QCサークル活動発表会の開催、優れた業務改善を行った職員の表彰等を行うことで、職員の業務意欲の高揚を図った。これらの取組の成果として、令和8年2月に開催された第6700回QCサークル全国大会において、当局QCサークルが「QCサークル感動賞」及び「体験事例優秀賞」を受賞した。</p> <p>令和7年7月に判明した当局職員による回収貨幣の持ち出し事案を踏まえ、定期的な身上把握等による業務上の規程等の順守状況の確認に向け、次のとおり再発防止策を速やかに講じ、確実に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身上把握調書において、「規程及び手順書に基づき業務が適切に 	
--	--	--	--	--

		<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修計画を策定し、確実に実施しているか。 ○計画的かつ着実な人材確保を行い、女性職員の登用等の促進に取り組んでいるか。 ○職員の能力向上や技能の伝承が図られるよう取り組んでいるか。 	<p>行われているか、また、業務上支障となり得る事項がないか」という項目を追加し、様式を見直した。令和8年度から新様式にて実施することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者向け研修について、従来の研修内容に業務上の課題や懸念事項等を把握するための聞き取り手法を取り入れた。令和8年度以降においても、同様の研修を年1回以上実施し、部下職員とのコミュニケーションの円滑化及び適切な意見や情報の把握に努めることとしている。 ・当局が将来にわたり健全かつ持続的に機能し続けるため、当局が策定した長期ビジョンの実現を人材面から支える中核的な指針として、人材の確保、育成、活用及び職場環境の整備に係る取組の方向性を示す「人財戦略に関する基本構想」の原案を作成した。また、同原案について理事会において議論を行い、令和8年6月の策定に向けて同構想の内容を確認・整理した。 	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-3	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
-	<p>令和7年度における施設及び設備に関する計画は以下のとおりです。</p> <p>投資に当たっては、投資目的等について、理事会や設備投資検証会議における厳格な審査に基づき行います。</p> <p>また、投資効果や進捗状況を適切に把握し、計画の見直しや次年度の計画の策定を行います。</p> <p>※施設及び設備に関する計画については、別紙7参照。</p>	<p><評価の視点></p> <p>○施設、設備に関する計画の策定、事前・事後の審査及び見直しのプロセスを確実にしている</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>計画の策定に当たっては、投資金額5千万円以上の案件について、設備投資検証会議において、投資目的の達成度等の投資効果や投資案件の進捗状況等について、事後評価を実施し、当該事後評価を踏まえたうえで、理事会における審議を経て、令和7年度の計画を包含した「中期的な施設・設備投資計画（基本方針）」を策定した。</p> <p>設備投資の実施に当たっては、1件1億円以上の案件について、理事会において投資の必要性、金額、投資効果等について事前審議するとともに、設備投資検証会議において、事前に実施した理事会での検討結果に沿ったものとなっているか検証のうえ実行した。</p> <p>また、令和7年度に実施した投資金額5千万円以上の案件については、令和8年2月の設備投資検証会議において、投資目的の達成度等の投資効果や投資案件の進捗状況等について、事後評価を実施した。</p> <p>令和7年度における設備投資額は、計画決定後の状況の変化により仕様の再検討や導入時期の見直しが必要となり、さらに投資時期の変更や投資を取りやめたこと、実施内容の見直し及び一般競争入札等の結果、計画額と実行額に差異が生じたこと等が要因となり、当初計画2,934百万円に対して、実績は2,406百万円となり、その差は528百万円となった。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>設備投資計画については、設備投資検証会議における事後評価の結果を踏まえて策定し、計画の実施に当たっては、理事会における審議や設備投資検証会議における検証を行った。また、投資実績については、業務実績報告において情報開示を行った。</p> <p>設備投資額は、当初計画2,934百万円に対して実績は2,406百万円となり、その差は528百万円となったが、これは主に計画決定後の状況の変化により仕様の再検討や導入時期の見直しが必要となり、翌年度に繰越又は取りやめたこと、実施内容の見直し及び一般競争入札等の結果、計画額と実行額に差異が生じたこと等が要因であり、適切であったものと認められる。</p> <p>以上のことから、「施設及び設備に関する計画」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p>

		か。		<課題と対応> 特になし。
--	--	----	--	------------------

4. その他参考情報

令和7年度における設備投資額は、当初計画2,934百万円に対して実績は2,406百万円であった。

なお、計画と実績の差528百万円の内訳は以下のとおりである。

①計画決定後の状況の変化により仕様の再検討や導入時期の見直しが必要となり、翌年度に繰越又は取りやめたもの

防災設備整備工事	△104百万円
貨幣課工場消火装置（スプリンクラー消火設備）更新工事	△71百万円
溶解圧延生産管理システム	△51百万円
等、合計16件	△538百万円

②当初計画にはなく、追加で実施したもの

保管庫新築工事（前払金）	143百万円
ガス铸棒加熱炉（水封トラフ更新）修理	42百万円
圧縁機修理	12百万円
等、合計28件	326百万円

③支払時期が翌年度にずれ込んだもの

該当なし

④実施内容の見直し及び一般競争入札等の結果、計画額と実行額に差異が生じたもの

構内各所ポンプ設備その他改修工事	△27百万円
排水処理設備（汚泥処理機更新）修理	△26百万円
レトルト	△20百万円
等、合計58件	△316百万円

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-4	保有資産の見直し		
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
保有資産については、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを行い、その結果、遊休資産が生ずる場合には将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行う。	造幣局が保有する資産については、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを行います。その結果、遊休資産が生ずる場合には、将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行います。	<p><その他の指標></p> <p>○保有資産の不断の見直し</p> <p><評価の視点></p> <p>○保有資産について、令和7年度以降の廃止等に向けた検討を進めているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>令和7年10月に保有資産の見直しに関する調査を行ったが、不要財産の国庫納付による国庫への貢献を図る資産はなかった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>保有資産の見直しに関する調査を行ったが、不要財産の国庫納付による国庫への貢献を図る資産はないことを確認した。</p> <p>以上のことから、「保有資産の見直し」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>

4. その他参考情報
特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-5-(1)	労働安全の保持		
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】労働災害の発生のリスクを踏まえ、その未然防止及び労働者の安全を確保することは職場環境整備の重要な要素であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職場環境整備に資する計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	/	/	/	/	ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る。
職場環境整備に資する計画の確実な実施	計画の確実な実施 (%)	対計画 100%	100%	100%					
重大な労働災害の発生件数	発生件数	0件	0件	0件					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(1) 労働安全の保持</p> <p>職場環境整備に資する計画を定め、当該計画に沿って安全教育・活動等を行うことにより、安全で働きやすい職場環境を維持する。</p>	<p>(1) 労働安全の保持</p> <p>造幣局の業務には、危険・有害業務を含む様々な作業があることから、快適な職場環境の実現と労働者の安全と健康を確保する必要があります。このため、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)をはじめとした関係法令を遵守するとともに、メンタルヘルスケアを含め、引き続き安全で働きやすい職場環境の整備に取り組めます。具体的には、「安全衛生に関する方針」及び職場環境整備に資する計画である「安全衛生に関する計画」を定め、当該計画に基づき安全衛生教育の更なる徹底を図るとともに、リスクアセスメント活動等を確実に実施することにより、重大な労働災害を発生させないよう取り組めます。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>○職場環境整備に資する計画の策定の有無</p> <p>○職場環境整備に資する計画の確実な実施(対計画100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 職場環境整備の取組</p> <p>令和7年度における職場環境整備に資する計画として、「安全衛生に関する計画」を策定し、当該計画に沿って取組を行った。具体的な取組については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> さいたま支局において、本支局安全衛生委員会等により職場巡視(相互乗り入れ)を実施した。 安全衛生教育を、以下のとおり実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 安全管理者能力向上教育等の外部講習を受講した。 危険体感設備(安全道場)において、ワイヤーロープへの指挟まれ疑似体験やVRを活用した危険体感訓練を実施した(本局)。 民間企業に設置されている危険体感設備(安全道場)において、危険体感教育を受講した(さいたま支局)。 危険体感設備(安全道場)において、体験型の危険体感訓練を実施した(広島支局)。 各職場や安全衛生委員会において、非定常な作業や突発的な作業に対するKY活動やリスクアセスメント活動を積極的に取り組むことにより、労働災害の発生防止に努めた。 <p>(注) KY活動</p> <p>KYとは、危険予知の略称。危険(Kiken)のK、予知(Yochi)のYをとってKYと呼ぶ。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>職場環境整備に資する計画として、「安全衛生に関する計画」を策定し、当該計画に基づき、職場巡視、安全管理者能力向上教育等の安全衛生教育、非定常な作業や突発的な作業に対するKY活動及びリスクアセスメント活動を積極的に取り組んだこと等により、重大な労働災害及び休業4日以上労働災害は発生しなかった。さらに、休業1日以上の労働災害も発生しなかった。</p> <p>以上のことから、「労働安全の保持」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>

		<p><主な定量的指標> ○重大な労働災害の発生件数（0件） ※「重大な労働災害」とは、死亡災害又は一時に3人以上の負傷者を伴う労働災害をいう。</p> <p><その他の指標> ○労働災害の発生状況</p>	<p>KY 活動とは、業務開始前に業務に潜む危険要因を想定し、その防止対策を立てることによって事故や労働災害を未然に防止する活動である。</p> <p>2. 労働災害の発生状況</p> <p>上記の取組により、令和7年度において、死亡災害又は一時に3人以上の負傷者を伴う重大な労働災害は発生しなかった。また、法令上、労働災害発生後、遅滞なく所轄労働基準監督署長への報告が必要である休業4日以上労働災害、及び四半期毎に所轄労働基準監督署長への報告が必要である休業1日以上4日未満の労働災害も発生しなかった。</p> <p>上記以外の発生した労働災害については、被災の事実関係を把握するとともに、原因の究明と危険要因の洗い出しを実施し、再発防止に万全を期すこととした。具体的な対応は次のとおり。</p> <p>(1) 被災後の初動対応</p> <p>被災した職員に対しては、被災後直ちに診療所において応急処置を施したうえ、外部の医療機関において治療を受けさせた。</p> <p>また、職場において類似の事故が発生することを防止するため、労働災害の発生後直ちに事故の概要を各職場に周知するとともに臨時安全衛生委員会を開催し、安全衛生委員会により労働災害の発生現場に出向き、事故の状況等を共有、確認し、発生原因や再発防止等における意見交換を行うこととしている（令和7年度においては重大な労働災害が起らなかったため、臨時安全衛生委員会は開催しなかった。）。</p> <p>(2) 再発防止に向けた取組の検討・実施</p> <p>労働災害が発生した職場において4M5E分析を用いて発生原因を明らかにし、講じるべき対策を検討した。その検討結果を踏まえた再発防止に向けた取組を安全衛生委員会で審議及び共有することにより、各職場に再発防止に向けた取組の水平展開を図った。</p> <p>(注) 4M5E分析</p> <p>4M5E分析とは、発生した事象について4M「Man」（人）、「Machine」（設備、機器）、「Media」（環境）、「Management」（管理）の視点から要因を抽出し、これらの要因に対して、5E「Education」（教育・訓練）、「Engineering」（技術・工学）、「Enforcement」（強化・</p>	
--	--	--	---	--

		<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○職場環境整備に資する計画を策定し、確実に実施しているか。 ○重大な労働災害が発生していないか。 	<p>徹底)、「Example」(模範・事例)、「Environment」(環境)の視点から対策を検討する原因対策対応式(マトリックス式)の分析手法である。</p> <p>(参考)休業4日以上の労働災害の発生状況</p> <table border="1" data-bbox="1567 310 2356 432"> <thead> <tr> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2件 (2件)</td> <td>1件 (0件)</td> <td>2件 (0件)</td> <td>0件 (0件)</td> <td>0件 (0件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ()内書は障害が残る災害。</p>	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	2件 (2件)	1件 (0件)	2件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	
3年度	4年度	5年度	6年度	7年度										
2件 (2件)	1件 (0件)	2件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)										

4. その他参考情報

特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-5-(2)	健康管理の充実		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
健康管理に資する計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	/	/	/	/	
定期健康診断の受診率	受診率 (%)	100%	100%	100%					
健康管理に資する計画の確実な実施	計画の確実な実施 (%)	対計画 100%	100%	100%					ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(2) 健康管理の充実</p> <p>健康管理に資する計画を定め、当該計画に沿って定期健康診断を確実に受診させるとともに、その結果に基づく有所見者への計画的な健康指導・教育などのフォローアップを行うことにより、職員の健康を確保する。また、計画的なメンタルヘルス対策を行うことにより、職員の心身両面の健康管理の充実を図る。</p>	<p>(2) 健康管理の充実</p> <p>職員の健康を確保するため、「安全衛生に関する計画」に沿って全職員を対象に定期健康診断を確実に受診させるとともに、その結果に基づく有所見者への計画的な健康指導・教育などのフォローアップを行います。</p> <p>また、職員の心身両面の健康管理の充実を図るため、安全衛生に関する計画で定めたメンタルヘルス対策に、確実に取り組みます。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>○健康管理に資する計画の策定の有無</p> <p><主な定量的指標></p> <p>○定期健康診断の受診率 (100%)</p> <p><主な定量的指標></p> <p>○健康管理に資する計画の確実な実施 (対計画 100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>当局が組織としてめざす姿である「みんなが主役」の実現に向け、すべての職員が心身ともに健康で、安心して働ける職場づくりを推進するため、安全衛生担当理事が「令和7年度健康宣言」を公表した。</p> <p>また、令和7年度における健康管理に資する計画は、労働安全に資する計画と併せて「安全衛生に関する計画」として策定し、当該計画に沿って、以下の取組を行った。</p> <p>1. 定期健康診断の実施</p> <p>定期健康診断については、前年度に引き続き、全職員に対して健康診断を確実に実施し、その結果を通知することにより職員に健康管理の大切さを認識させるとともに、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要のある職員全員に対して保健指導を実施した。</p> <p>2. 健康指導等の実施</p> <p>健康指導・教育・メンタルヘルス対策の実施状況は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年8月～9月に、全職員にチェックシートを配布することによるストレスチェックを実施した。メンタルヘルス不調を未然に防止するため、高ストレスと診断された職員に対しては申出により産業医等による面接指導を行った。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>「令和7年度健康宣言」において、心身ともに健康で安心して働ける職場づくりを推進することを公に宣言したほか、健康管理に資する計画として、健康診断の実施等について定めた「安全衛生に関する計画」を策定し、職員の健康確保対策に取り組んだ結果、定期健康診断を全職員が受診し、特に健康の保持に努める必要のある職員全員に対して保健指導を実施している。</p> <p>また、定期健康診断以外の「安全衛生に関する計画」で定めた、健康指導・教育・メンタルヘルス対策にも確実に取り組み、職員一人一人に応じた健康管理に資するフォローアップを実施した。</p> <p>これらの「健康経営」に向けた取組が評価され、「健康経営優良法人 2026（大規模法人部門）」に認定された。</p>

		<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康管理に資する計画を策定し、確実に実施しているか。 ○定期健康診断の受診が確実に行われているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本局において、全局課室長以上の職員を対象に、産業医による部下職員のメンタルヘルス不調対応及び職場復帰支援に関する研修を実施した。 ・THP として、本局においては、診療所看護師による AED 講習会を実施した。 さいたま支局においては、外部講師による「疲労回復セルフケアセミナー」を開催し、職員に受講させた。 広島支局においては、労働局の動画配信を利用して「腰痛予防体操、転倒予防体操」を実施した。 (参考) THP (トータル・ヘルスプロモーション・プラン) 職場における労働者の心身両面の総合的な健康の保持増進のために、健康教育等の適切な措置を実施するものであり、当該措置の原則的な実施方法については厚生労働省が指針を定めている。 <p>上記の取組の結果、従業員の健康管理を経営的な視点から捉え、戦略的に実践する「健康経営」の取組が評価され、日本健康会議より「健康経営優良法人 2026 (大規模法人部門)」に認定された。</p>	<p>以上のことから、「健康管理の充実」については、定量的な数値目標を達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	--	---	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-5-(3)	職務意識の向上・組織の活性化		
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(3) 職務意識の向上・組織の活性化</p> <p>役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有等を通じて、役職員が造幣局の使命の重要性を認識し、その職責を確実に果たせるよう、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進める。</p>	<p>(3) 職務意識の向上・組織の活性化</p> <p>役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有等を通じて、役職員が造幣局の使命の重要性を認識し、その職責を確実に果たせるよう、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進めます。</p> <p>また、職員による職務専念義務違反の事案を踏まえ、風通しの良い職場環境の構築に引き続き取り組めます。</p> <p>さらに、職員が回収貨幣を不正に持ち出した事案を踏まえ、理事長が組織風土改革に向けたメッセージを強力かつ継続的に発信することを起点とし、職場内コミュニケーションの強化等様々な具体的施策を推進します。</p>	<p><その他の指標></p> <p>○役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションの取組</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>職務に対する意識の向上及び活性化に向けて、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造幣局の運営に係る重要事項については、必要の都度理事会において審議したほか、幹部会を開催し、各部門から業務の進捗状況、課題等について報告し、情報共有を図った。 ・各部門においては、課題の解決等に向けて各部門の会議を開催したほか、幹部と現場の一層の意思疎通を図るため、幹部が現場部門における工程会議等に参加し、作業の進捗状況等について確認する等により、組織内における相互理解を深めるとともに、所管する課題の解決に向けて取り組んだ。 ・また、幹部職員と一般職員の対話を実施した。 ・各部門の施策の進捗状況等について、理事長、理事及び各部門の長による意見交換会において、情報共有を図り、施策の確実な達成に向けて取り組んだ。 ・地域連携の一環として、日本銀行大阪支店・大阪商工会議所・大阪取引所・造幣局の4機関において交流プログラムを実施し、参加者相互の理解の醸成に資するよう、見学会及び交流会を3回開催した。これにより、地域経済・社会に対する理解深耕及び職員のモチベーション向上等につながった。 <p>また、社会のデジタル化の進展等に伴う社会的な要請の変化や、キャッシュレス化の進展による貨幣の製造量への影響が予想されることを踏まえ、造幣局の進むべき方向を造幣局全体で共有していくために策定した長期ビジョンについて、当該長期ビジョンの実現に向けた新規施策の実行計画であるロードマップに沿って、各施策を着実に推進した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>理事会や各部門の会議等を通じて、役員間、役職員間、各部門間において密なコミュニケーションを図るとともに、業務の進捗状況、課題等に係る情報を共有することにより、職務に対する意識の向上・組織の活性化が図れるよう取り組んだ。</p> <p>造幣局の進むべき方向を造幣局全体で共有していくため策定した長期ビジョンについて、当該長期ビジョンの実現に向けた新規施策の実行計画であるロードマップに沿って、各施策を着実に推進した。</p> <p>また、当局職員による職務専念義務違反の事案を踏まえ、風通しの良い職場環境の構築に引き続き取り組んだ。</p> <p>当局職員による回収貨幣の持ち出し事案の発生原因等については、令和6年度の自己評価書において同年度の業務実績として記載のうえ、主務大臣の評価を受けている。そのうえで令和7年度に</p>

		<p><評価の視点> ○役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより、職務に対する意識の向上・組織の活性化が図れるよう取り組んでいるか。</p>	<p>当局職員による職務専念義務違反の事案を踏まえ、風通しの良い職場環境の構築に向けて、以下の取組を実施した。また、これらの取組を通じて得られた意見等を踏まえ、令和8年度の取組内容を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局内挨拶運動の推進 ・技能職員と事務職員との意見交換会の開催 ・「風通しの良い職場通信」の発行 ・コミュニケーション研修の実施 ・交流スペースの設置 <p>令和7年7月に判明した当局職員による回収貨幣の持ち出し事案を踏まえ、組織風土改革に向け、次のとおり再発防止策を速やかに講じ、確実に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長が組織風土改革に向けたメッセージを強力かつ継続的に発信した（令和7年7月、10月、令和8年1月）。 ・リスク・コンプライアンス委員会の外部委員である弁護士により、組織風土改革を主なテーマとした職員全体研修を実施した。 ・再発防止及び組織力強化等に関する検討委員会の取組及び検討状況について、全職員の理解を深めるため、当該委員会の事務局職員が現場事務所等を訪問し、説明を行う取組（キャラバン活動）を実施した。また、局内広報誌や局内掲示板を活用して、活動を紹介するページを作り、職員一人ひとりが興味を持てるようにした。 	<p>おいては、再発防止及び組織力強化等に関する検討委員会等において検討を行い、二度とこのような事態を招かないよう、再発防止策を講じ、確実に実施した。</p> <p>以上のことから、「職務意識の向上・組織の活性化」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>
--	--	--	--	---

4. その他参考情報
特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-6	環境保全		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
環境保全計画の策定の有無	計画の策定の有無	策定有り	策定有り	策定有り	/	/	/	/	
環境保全計画の確実な実施	計画の確実な実施 (%)	対計画 100%	100%	100%					
温室効果ガスの削減	温室効果ガスの削減 (%)	平成 25 年度比 28%減 (令和 8 年度以降、毎年度 2%引上げ)	7 年度 : 28%	82%減					
【参考】 省エネルギーに向けた取組	エネルギー消費原単位 (通常貨幣製造工程、勲章等製造工程、前記以外の工程)			180.4kl kl 原油/千ト					
再資源化可能な廃棄物の再資源化	再資源化可能な廃棄物の再資源化 (%)	100%	100%	100%					
回収貨幣の再利用	回収貨幣の再利用 (%)	100%	100%	100%					
返り材の再利用	返り材の再利用 (%)	100%	100%	100%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>製造事業を営む公的主体として模範となるよう、地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献する観点から、「地球温暖化対策計画」(令和7年2月18日閣議決定)に掲げられている産業部門の令和12年度における削減目標を達成するための取組を計画的に進める。また、環境保全に関する計画を策定し、当該計画に沿って、効率性に配慮しつつ必要な設備を備えるとともに、環境物品の確実な調達や ISO14001 認証の維持等を行いつつ、徹底した省エネルギーに向けた取組等を進めることにより、環境保全を図る。</p>	<p>地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、ISO14001 を着実に運用し、その認証を維持します。また、「地球温暖化対策計画」(令和7年2月18日閣議決定)に掲げられている産業部門の令和12年度における削減目標である平成25年度比38%削減を達成するため、令和7年度の温室効果ガス排出量について、平成25年度と比較し、28%以上削減するよう取り組みます。</p> <p>さらに、省資源・省エネルギー対策の実施、公害防止などの環境保全に関する計</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境保全計画の策定の有無 ○環境保全計画の確実な実施 (対計画 100%) <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境保全のために 	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 環境保全への取組</p> <p>令和7年3月に「令和7年度環境保全計画」を策定し、計画に基づき、環境関連法令等の遵守、国際規格である ISO14001 の認証による環境マネジメントシステムの運用・維持等に取り組み、計画を確実に実施した。具体的には、法令に基づく大気・水質等の規制基準の遵守、廃棄物の適正処理、化学物質の使用量の把握、省エネに関する取組等を行い、環境保全と調和のとれた事業活動を行うよう努めたほか、「令和7年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境物品等を調達するよう努めた。</p> <p>上記の環境保全計画に基づき、引き続き、新たに購入又は更新</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>令和7年度環境保全計画を策定し、計画に基づいて環境保全に取り組んだ。</p> <p>また、新たに購入又は更新する機器については、環境負荷の少ない省エネタイプを導入するとともに、環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 について、認証を維持したことは評価できる。</p> <p>温室効果ガス排出量については、再生</p>

	<p>画を定め、その実現に取り組むことにより、より一層環境保全と調和のとれた事業活動が展開できるようにします。加えて、新たに導入、又は更新する機器については、購入時に効率性の検証を行ったうえで、極力環境負荷の少ない省エネタイプとするなど、使用光熱水量の削減に取り組めます。</p> <p>環境保全や資源の有効活用の観点から、国から交付された回収貨幣及び製造工程内で発生する返り材(スクラップ)を100%再利用します。また、事業活動の結果、排出される廃棄物のうち、再資源化可能な廃棄物の再資源化(100%)に取り組めます。</p>	<p>必要な設備の的確な導入及び導入時における効率性の検証</p> <p><その他の指標></p> <p>○ISO14001 認証の維持</p> <p><主な定量的指標></p> <p>○温室効果ガスの削減(平成25年度比28%減)</p> <p><その他の指標></p> <p>○省エネルギーに向けた取組(参考指標:エネルギー消費原単位(通常貨幣製</p>	<p>する機器については、消費電力が少ないLED照明器具や作業機器等、極力環境負荷の少ない省エネタイプを導入した。</p> <p>2. ISO14001 認証の維持</p> <p>本支局において、ISO14001の規定に基づく環境マネジメントシステムの下、環境保全活動の継続的改善に係る目標を定め、その目標達成に向けて取り組んだ。また、環境マネジメントシステムの維持及びその有効性の改善に関する事項について、内部監査員による内部監査を実施し、さらに、環境マネジメントシステムの適切性・有効性等について検証を行うため、理事長をはじめ役員及び幹部職員による検証理事会を実施した。</p> <p>以上の活動を経て、令和7年10月に外部審査登録機関によるISO14001の定期審査を受審した結果、環境マネジメントシステムが規格要求事項に継続的に適合し、継続して有効であるとの判定を受けた。</p> <p>3. 温室効果ガス排出量の削減</p> <p>令和6年度から再生可能エネルギー比率100%の電力を全局において調達しており、さらに、夏季及び冬季における省エネルギーの推進について方針を定め(令和7年4月及び11月)、冷暖房の使用期間や設定温度の管理の徹底、クールビズ及びウォームビズによる軽装及び防寒のための重ね着等を励行する等、温室効果ガス排出量の削減に取り組んだ。</p> <p>その結果、令和7年度の温室効果ガス排出量は3,437t-CO2となり、基準年度である平成25年度排出量(18,757t-CO2)に対し82%の削減となり、目標値(28%削減)を大幅に上回った。</p> <p>また、温室効果ガス排出量について、以下のとおり地方公共団体による評価を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づき届け出た実績報告書について、大阪府知事から「おおさか気候変動対策賞特別賞(脱炭素化ランク ゴールド)」を受賞した(本局)。 ※大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく顕彰 ・広島市へ提出した令和4～6年度事業活動環境報告書及び令和7～9年度事業活動環境計画書について、同市から「評価ランク AA の優良事業者」として公表された(広島支局)。 ※広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく評価 <p>(参考) 造幣局全体のエネルギー消費原単位: 180.4k1 原油/千トン</p> <p>昨今の国際情勢の変化によるエネルギー価格高騰等を鑑み、更なる省エネルギー活動への取組を推進するため、令和4年度</p>	<p>可能エネルギー比率100%電力の調達や、冷暖房の使用期間及び設定温度の管理徹底等に取り組んだ結果、平成25年度比82%削減となり、目標を大幅に上回って達成した。さらに、大阪府から「おおさか気候変動対策賞特別賞(脱炭素化ランク ゴールド)」を受賞し、広島市から「評価ランク AA の優良事業者」として公表されたことは高く評価できる。</p> <p>更なる省エネルギー活動への取組を推進するため、省エネ活動表彰制度を実施し、優れた事例を表彰した。</p> <p>再資源化可能な廃棄物の再資源化については、売却等による再資源化に努めた結果、100%となり目標を達成した。</p> <p>回収貨幣及び返り材の再利用については、再利用に努めた結果、100%となり目標を達成した。</p> <p>以上のことから、「環境保全」については、定量的な数値目標を120%以上達成しており、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していることに加え、温室効果ガス排出量について地方公共団体から高い評価を受けていることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
--	--	---	--	---

		<p>造工程、勳章等製造工程、前記以外の工程))</p> <p><主な定量的指標></p> <p>○再資源化可能な廃棄物の再資源化 (100%)</p> <p><主な定量的指標></p> <p>○回収貨幣の再利用 (100%)</p> <p>○返り材の再利用 (100%)</p> <p><評価の視点></p> <p>○環境保全計画を策定し、確実に実施しているか。</p> <p>○温室効果ガスの削減状況が目標を達成できるよう取り組んでいるか。</p> <p>○再資源化可能な廃棄物の再資源化が目標を達成できているか。</p> <p>○回収貨幣及び返り材の再利用率は100%を維持できているか。</p> <p>○環境保全のために必要な設備の的確な導入及び導入時における効率性の検証を行っているか。</p> <p>○ISO14001 の認証を維持しているか。</p>	<p>に設置した省エネ活動表彰制度を実施し、各課室の取組報告の中から、今後も省エネ効果が継続し、更に水平展開効果が高いと考えられるもの（令和6年度冬季：1席1件、2席2件、3席2件）を表彰した。</p> <p>4. 再資源化可能な廃棄物の再資源化 廃棄物のうち、廃プラスチック及び廃電化製品の一部、古機械、シュレッダー紙屑等の再資源化することが可能な廃棄物について、売却等により100%再資源化した。</p> <p>5. 回収貨幣等の再利用 国から交付された回収貨幣及び製造工程内で発生する返り材（スクラップ）を、新たに製造する貨幣の材料として100%再利用した。</p>	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行人 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-7	積立金の使途		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	区分	達成目標	基準値 (過去5年平均等)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
			業務実績	自己評価	
—	「独立行政法人造幣局法」（平成 14 年法律第 40 号）第 15 条第 2 項に基づき、前事業年度の終了時において積立金に係る主務大臣の承認を受ける計画はありません。	<評価の視点> ○適正な積立金の使途となっているか。	<主要な業務実績> 実績なし。	<評価と根拠> 評価：— <課題と対応> 特になし。	

4. その他参考情報
特になし。

項目別調書No. I-1-(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成について

表 1 財務大臣の定めた令和 7 年度の貨幣製造計画並びに令和 6 年度及び令和 7 年度の製造実績
(単位:千枚)

貨幣種別		6 年度		7 年度	
		製造計画 (7年1月変更) (実績)	製造計画 (当初)	製造計画 (8年1月変更) (実績)	
10000円	記念貨幣	0	31	31	
1000円	記念貨幣	340	3	203	
500円	記念貨幣	2,328	1	1	
500円	通常貨幣	(79) 350,000	(87) 350,000	(80) 350,000	
100円	通常貨幣	(79) 150,000	(87) 100,000	(80) 100,000	
50円	通常貨幣	(79) 524	(87) 1,000	(80) 496	
10円	通常貨幣	(79) 100,000	(87) 150,000	(80) 150,000	
5円	通常貨幣	(79) 524	(87) 1,000	(80) 496	
1円	通常貨幣	(79) 524	(87) 1,000	(80) 496	
計		604,240	603,035	601,723	

(注) 上段()内書はプルーフ貨で内数。

表 2 (参考) 500円貨幣並びに100円貨幣及び10円貨幣の一貫工業の各工程歩留

(単位:%)

500円貨幣		溶解	圧延	成形	圧印検査	全体
過去に同じ仕様で製造した 500円貨幣の実績平均値	リング	97.0	74.2	40.8	93.6	34.6
	コア	-	-	65.4		
令和7年度 実績値	リング	97.2	74.3	43.3	98.3	38.4
	コア	-	-	67.7		

100円貨幣		溶解	圧延	成形	圧印検査	全体
過去5年 平均値		97.1	75.4	70.7	99.2	51.4
			51.8			
令和7年度 実績値		97.1	73.7	69.0	99.0	48.9
			49.4			

10円貨幣		溶解	圧延	成形	圧印検査	全体
過去5年 平均値		95.6	73.3	74.7	99.4	52.7
			52.3			
令和7年度 実績値		95.8	74.9	75.1	99.4	53.6
			53.9			

※令和5年度は10円貨幣の圧延工程の工業がなかったことから、10円貨幣の過去5年平均値のうち圧延及び全体の歩留についてのみ令和2年度から6年度のうち5年度を除いた過去4年平均値を記載している。

項目別調書No. I-1-(3) 国民に対する情報発信について

表1 ホームページの更新回数内訳

(単位：件)

区 分	件 数	備 考
記念貨幣情報	21	2025年日本国際博覧会記念貨幣（第三次発行）、国立公園制度100周年記念貨幣（阿寒摩周国立公園、大雪山国立公園、中部山岳国立公園、日光国立公園、阿蘇くじゅう国立公園、吉野熊野国立公園、大山隠岐国立公園）、第20回アジア競技大会記念貨幣、第5回アジアパラ競技大会記念貨幣
販売情報	163	貨幣セット、金属工芸品（含：抽選会）
イベント情報	68	製造貨幣大試験、国際コイン・デザイン・コンペティション、桜の通り抜け、花のまわりみち、桜のさんぽ道
公開情報	83	事業計画、業務実績評価、財務諸表
調達情報	657	入札情報、落札情報、政府調達状況
その他	221	表彰、贈呈、見学、その他
合 計	1,213	

表2 特別展示等の開催実績

(単位：人)

特 別 展	日 程	入館者数
特別展「職員の技～工芸作品展～」 (造幣さいたま博物館)	令和7年4月5日～令和7年4月18日	9,614
特別展「万博に関する記念貨幣・メダル大集合！」 (造幣さいたま博物館)	令和7年4月5日～令和7年10月14日	39,300
特別展「造幣局と戦争Ⅱ～戦時下を生きた職員たち～」 (造幣博物館)	令和7年7月19日～令和7年9月15日	9,039
特別展「造幣局と戦争」 (造幣さいたま博物館)	令和7年10月4日～令和7年10月28日	6,855
特別展「造幣局と戦争」 (造幣広島展示室)	令和7年11月7日～令和7年11月26日	806
特別展「手のひらサイズの芸術品 ～コレクターコインの世界～」 (造幣博物館)	令和7年11月15日～令和8年2月15日	13,406
特別展「貨幣で振り返る鉄道史」 (造幣さいたま博物館)	令和7年12月18日～令和8年2月24日	8,467

項目別調書No. I -2-(2) 貨幣の販売について

表 1 抽選を行った記念貨幣の申込倍率

記念貨幣名	申込倍率
国立公園制度100周年記念千円銀貨幣（阿寒摩周国立公園）	約 3 倍
国立公園制度100周年記念千円銀貨幣（大雪山国立公園）	約 3 倍
国立公園制度100周年記念千円銀貨幣（中部山岳国立公園）	約 3 倍
国立公園制度100周年記念千円銀貨幣（日光国立公園）	約 3 倍
国立公園制度100周年記念千円銀貨幣（阿蘇くじゅう国立公園）	約 3 倍

（注）申込倍率については、販売予定数量から海外販売用、展示・広報用等の予定数量を控除した数量に対する申込数の倍率としている。

項目別調書No. I -2-(3) 貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務について

表 1 貴金属の品位証明業務の積極的な周知の実績

イベント名	期 間	主な実施内容
令和7年度 桜のさんぽ道	令和7年4月5日～18日	<ul style="list-style-type: none">・パネル展示・映像放映・ホールマーク打刻実演・リーフレット配布
造幣さいたまサクスフェア2025	令和7年10月4日～5日	<ul style="list-style-type: none">・パネル展示・映像放映・ホールマーク打刻実演・リーフレット配布・クイズラリーにおける品位証明業務に関する設問
くらしフェスタ東京2025	令和7年10月24日～25日	<ul style="list-style-type: none">・パネル展示・セミナー開催・リーフレット配布
大阪府消費者フェア2025	令和7年10月25日	<ul style="list-style-type: none">・パネル展示・リーフレット配布
第25回さいたま市消費生活展	令和7年11月23日	<ul style="list-style-type: none">・パネル展示・リーフレット配布
第48回台東区消費生活展	令和7年11月25日～12月3日	<ul style="list-style-type: none">・パネル展示・リーフレット配布

項目別調書No.Ⅱ-1-(2) 業務の効率化について

表1 競争入札及び随意契約の状況

区分	3年度実績	4年度実績	5年度実績	6年度実績	7年度実績	
競争性のある契約	344件(95.3%) 13,372百万円	330件(96.5%) 14,025百万円	336件(96.0%) 15,255百万円	372件(96.4%) 9,899百万円	319件(94.7%) 20,469百万円	
	競争入札等	306件(84.8%) 11,890百万円	293件(85.7%) 12,558百万円	297件(84.9%) 13,732百万円	328件(85.0%) 8,460百万円	277件(82.2%) 17,323百万円
	企画 競争、公募	38件(10.5%) 1,482百万円	37件(10.8%) 1,467百万円	39件(11.1%) 1,523百万円	44件(11.4%) 1,439百万円	42件(12.5%) 3,146百万円
競争性のない随意契約	17件(4.7%) 611百万円	12件(3.5%) 264百万円	14件(4.0%) 244百万円	14件(3.6%) 268百万円	18件(5.3%) 343百万円	
合計	361件(100%) 13,983百万円	342件(100%) 14,289百万円	350件(100%) 15,499百万円	386件(100%) 10,167百万円	337件(100%) 20,812百万円	

(注) () 書は件数割合。随意契約は少額随意契約を除いたもの。

表2 競争性のある契約における一者応札・一者応募の実績

区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
競争性のある契約	344件 13,372百万円	330件 14,025百万円	336件 15,255百万円	372件 9,899百万円	319件 20,469百万円	
	うち 一者応札	1件(0.3%) 4百万円	3件(0.9%) 781百万円	1件(0.3%) 11百万円	2件(0.5%) 14百万円	2件(0.6%) 361百万円
	うち 一者応募	37件(10.8%) 1,466百万円	35件(10.6%) 1,406百万円	37件(11.0%) 1,484百万円	43件(11.6%) 1,428百万円	39件(12.2%) 3,071百万円

(注) () 書は競争性のある契約に対する件数割合を示す。

令和7年度独立行政法人造幣局調達等合理化計画に係る自己評価結果について

1. 重点的に取り組む分野

一者応札・応募については、かねてからその解消に向けて鋭意取り組んできたところであり、引き続き、一者応札・応募となった調達の都度、その原因について他業者に聴き取り調査を行い、また、新規業者の参入可能性の調査については、海外を視野に入れ、海外メーカーからヒアリングを行うなど、それぞれの状況に即した調達の改善等に努めているところである。

【評価指標】

調達に当たり、適正な予定価格の作成等による価格合理性の担保がなされているか。契約の結果は適正に情報公開されているか。

【自己評価結果】

- ① 予定価格は最新の市場価格等をもとに適正に作成しており、造幣局契約事務規程（平成15年造幣局訓令第88号。以下「契約事務規程」という。）の定めるところにより、金額に応じて委任を受けた者の決裁を得てその適正性を審査している。
- ② 随意契約及び一者応札・応募案件におけるいわゆる落札率（契約金額÷予定価格）については概ね90%以上100%未満の範囲内にあることから、設定した予定価格の範囲内で、かつ予定価格から大きく乖離していない価格（契約金額）により契約が行われていることが確認でき、すなわち価格合理性（契約金額の合理性）の担保がなされていると考えられる。
- ③ 契約の結果については、競争入札によったもの及び随意契約によったもの各々について、契約日の翌日から72日以内（契約事務規程に規定された期限。当該規定は、公共調達の適正化について（平成18年8月25日 財計第2017号）に定めるところに準じて設けられたもの。）に適正に造幣局ホームページにおいて情報公開をしている。

以上のことから、評価指標を満たしたものと評価できる。

2. 調達等に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約、一者応札・応募に関する内部統制の確立

【評価指標】

プロジェクトチームによる点検件数、理事によるチェック件数、契約審査専門官による審査件数、点検等の結果を踏まえた契約の見直し件数

【自己評価結果】

対象となる案件については、次のとおり点検、チェック等を受けた。

- ① プロジェクトチームによる点検件数 21件（全件）
- ② 理事によるチェック件数 2件（全件）
- ③ 契約審査専門官による審査件数 48件（全件）
- ④ 点検等の結果を踏まえた契約の見直し件数 0件（見直すべき契約なし）

以上のことから、評価指標を満たしたものと評価できる。

（2）不祥事の発生の未然防止のための取組

【評価指標】

契約に当たり、関係法令等に定める手続が適正に取られているか。不祥事を未然に防ぐための取組がなされているか。

【自己評価結果】

- ① 契約手続については、原則として競争入札によること、契約方式の決定、契約の締結及び予定価格の作成時には各々の権限者の決裁を受けることなど国の会計法令に準拠した契約事務規程に定められた手続を遵守している。
- ② 不祥事を未然に防ぐため、実務上次の措置を講じている。
 - イ 契約窓口担当職員は、原則として経理課事務室窓口においてのみ業者と接触する。また、当該窓口以外の場所で業者と接触する必要がある場合は、2名以上の職員をもって対応する。
 - ロ 予定価格作成担当職員は、業者との接触は行わない。
 - ハ 作成した予定価格は封筒に入れ、割印（複数名）を押印した状態で密封し、専用の金庫（暗証番号付き、限定された職員のみ開錠できる。）に開札まで厳重に保管する。
- ③ 不祥事等を未然に防ぐため、国家公務員倫理月間に際し、倫理監督官である理事長が職員に対しメッセージを発信し、契約窓口担当職員や予定価格作成担当職員を含め公務員倫理を徹底するとともに、利害関係者との間で禁止されている行為等を記載した「事業者向けポスター」（国家公務員倫理審査会作成）を契約窓口に掲示するなど機会あるごとに不祥事等防止に関する意識の徹底を図っている。また、契約事務に関する基本的な知識を付与する研修、適正な予定価格作成に関する知識を付与する研修といった調達事務のスキルアップや関係法令等に関する知識を付与する研修に契約窓口担当職員や予定価格作成担当職員を積極的に参加させるなどの取組を行っている。

外部研修参加実績

- ・ 契約事務に関する基本的な知識を付与する研修（13名）
- ・ 適正な予定価格作成に関する知識を付与する研修（4名）

以上のことから、評価指標を満たしたものと評価できる。

項目別調書No.III 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保

令和7年度予算及び決算

(単位：百万円)

区 別	予算額				決算額			
	貨幣製造事業	その他の事業	法人共通	計	貨幣製造事業	その他の事業	法人共通	計
収 入								
業務収入	17,395	15,916	—	33,311	18,100	22,277	—	40,377
その他の収入	—	—	256	256	—	—	417	417
計	17,395	15,916	256	33,567	18,100	22,277	417	40,794
支 出								
業務支出	14,040	15,145	7	29,192	14,655	22,405	14	37,074
原材料の仕入支出	4,819	3,006	—	7,824	4,869	7,265	—	12,134
人件費支出	5,365	2,056	—	7,421	5,781	1,865	—	7,645
その他の業務支出	3,856	2,166	7	6,029	4,006	3,085	14	7,105
貨幣法第10条に基づく 国庫納付金の支払額	—	7,918	—	7,918	—	10,191	—	10,191
施設整備費	2,678	256	—	2,934	2,010	200	—	2,210
計	16,718	15,401	7	32,126	16,666	22,605	14	39,285

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

令和7年度収支計画及び実績

(単位：百万円)

区 別	計画額				実績額			
	貨幣製造事業	その他の事業	法人共通	計	貨幣製造事業	その他の事業	法人共通	計
収益の部								
売上高	26,727	14,469	—	41,196	28,253	20,255	—	48,508
営業外収益	16	2	230	248	14	3	421	438
宿舍貸付料等	16	2	230	248	14	3	421	438
特別利益	—	—	—	—	—	—	—	—
計	26,743	14,471	230	41,444	28,267	20,258	421	48,946
費用の部								
売上原価	22,314	13,291	—	35,605	23,110	17,912	—	41,021
(貨幣販売国庫納付金)	—	7,918	—	7,918	—	10,191	—	10,191
販売費及び一般管理費	4,238	1,049	—	5,287	4,496	1,356	—	5,851
営業外費用	—	—	2	2	—	—	28	28
固定資産除却損	—	—	2	2	—	—	28	28
特別損失	—	—	—	—	—	—	9	9
計	26,552	14,341	2	40,895	27,605	19,268	37	46,910
純利益	191	131	227	549	662	990	384	2,036
総利益	191	131	227	549	662	990	384	2,036

(注1) 上記の数字は、消費税を除いた金額です。

(注2) 売上高及び売上原価について、財務大臣からの支給地金見込額及び実績額を計上しています。

(注3) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

項目別調書No.VII-3 施設及び設備に関する計画

令和7年度資金計画及び実績

(単位：百万円)

区 別	計画額				実績額			
	貨幣製造事業	その他の事業	法人共通	計	貨幣製造事業	その他の事業	法人共通	計
資金収入	17,409	15,921	53,164	86,494	17,928	22,017	34,739	74,684
業務活動による収入	17,409	15,921	256	33,586	17,928	22,017	354	40,299
業務収入	17,395	15,918	—	33,313	17,916	22,015	—	39,931
その他の収入	14	3	256	273	11	2	354	368
投資活動による収入	—	—	50,600	50,600	—	—	24,400	24,400
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—	—	—
前年度よりの繰越金	—	—	2,308	2,308	—	—	9,985	9,985
資金支出	17,433	10,160	58,900	86,494	17,251	14,882	42,551	74,684
業務活動による支出	14,998	9,928	5	24,932	15,419	14,702	64	30,185
原材料の仕入支出	4,381	2,761	—	7,141	4,318	6,661	—	10,979
人件費支出	5,635	2,458	—	8,092	6,404	1,940	—	8,344
その他の業務支出	4,983	3,919	5	8,907	4,697	3,025	5	7,727
貨幣法第10条に基づく 国庫納付金の支払額	—	791	—	791	—	3,076	—	3,076
積立金の処分に係る 国庫納付金の支払額	—	—	—	—	—	—	59	59
投資活動による支出	2,435	232	57,800	60,467	1,833	179	18,400	20,412
財務活動による支出	—	—	—	—	—	—	—	—
翌年度への繰越金	—	—	1,095	1,095	—	—	24,087	24,087

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

令和7年度施設及び設備に関する計画及び実績

(単位：百万円)

区 分		計画額	実績額
施設関連	貨幣部門	157	72
	その他部門	11	8
	共通部門	747	437
	小 計	915	516
設備関連	貨幣部門	1,480	1,387
	その他部門	95	104
	共通部門	444	398
	小 計	2,019	1,890
合 計		2,934	2,406

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。